

令和 7 年 第 2 回 ( 6 月 )

# 粕屋町議会定例会会議録

令和 7 年 6 月 6 日 開会

令和 7 年 6 月 16 日 閉会

粕屋町議会

## 令和7年第2回粕屋町議会定例会会議録（目次）

### 第1号 6月6日（金）

・開 会	8
・会議録署名議員の指名	8
・会期の決定	8
・行政報告	8
・議案等の上程（議案第47号～第60号）	10
・議案等に対する質疑	13
・発議の上程（発議第1号）	14
・発議に対する質疑	14
・意見書案の上程（意見書案第1号）	14
・意見書案に対する質疑	15
・請願の報告（請願第1号）	16
・議案等の委員会付託	16

### 第2号 6月9日（月）

・一般質問	21
田川正治議員	21
1. こども誰でも通園制度と町立保育所・幼稚園の果たす公的役割について	22
2. 物価高騰による負担軽減のための子育て支援について	32
古家昌和議員	37
1. 町内のAEDについて	37
2. 薬物乱用防止教育の啓発について	49
川崎尚子議員	53
1. 子どもの育成事業について	53
2. 粕屋町立幼稚園・保育所再編整備計画について	57
3. 学童保育所の拡充について	59
福永善之議員	62
1. 選挙について	62
宮崎広子議員	75
1. 誰もが安心して幸せに暮らすやすらぎのまち	75
安藤和寿議員	87

1. アウトバウンドの促進からグローバル人材育成について……………	87
-----------------------------------	----

### 第3号 6月10日（火）

・一般質問……………	107
川口 晃議員……………	107
1. 町政に関する「町づくりアンケート」を実施したが、町民の要望事項について……………	108
2. 粕屋町の教育について……………	115
3. 介護保険制度の充実について……………	120
案浦兼敏議員……………	125
1. 組織機構改革について……………	125
2. 多様な人材の確保について……………	136
堀本高良議員……………	140
1. 粕屋町における英語教育について……………	141
2. 物価高騰対策について……………	145
3. 熱中症対策について……………	147
山脇秀隆議員……………	153
1. 機構改革について……………	154
本田芳枝議員……………	164
1. ウェルビーイングなまちづくりと駐輪場マナー違反对策について……………	164
2. 新生・かすやプランを支える行政組織の機構改革について……………	171

### 第4号 6月16日（月）

・各委員長の審査結果報告・質疑・討論・採決……………	184
議案第47号 第6次粕屋町総合計画基本構想の策定について……………	184
議案第48号 粕屋町教育委員会委員の任命同意（再任）について……………	185
議案第49号 粕屋町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例について……………	186
議案第50号 粕屋町営住宅条例の一部を改正する条例について……………	186
議案第51号 粕屋町附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について……………	186
議案第52号 粕屋町印鑑条例の一部を改正する条例について……………	186
議案第53号 グラウンド照明施設設置条例の一部を改正する条例について……………	186
議案第54号 令和7年度 粕屋町一般会計補正予算について……………	192
議案第55号 令和7年度 粕屋町国民健康保険特別会計補正予算について……………	192

議案第56号	令和7年度 粕屋町後期高齢者医療特別会計補正予算について……………	192
議案第57号	令和7年度 粕屋町水道事業会計補正予算について……………	192
決議第2号	議案第54号 令和7年度粕屋町一般会計補正予算に対する 附帯決議……………	198
議案第58号	工事請負契約の締結について……………	200
議案第59号	財産の取得について……………	200
議案第60号	住居表示の実施に伴う字の区域及び名称の変更について……………	200
発議第1号	粕屋町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する 条例について……………	203
意見書案第1号	再審法改正を求める意見書（案）……………	204
請願第1号	仲原小学校学童保育に関する請願……………	205
・決議の上程……………		198
・委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査……………		206
・閉 会……………		208

令和7年第2回（6月）

粕屋町議会定例会

（開 会 日）

令和7年6月6日（金）

# 令和7年第2回粕屋町議会定例会会議録（第1号）

令和7年6月6日（金）

午前9時30分開会

於 役場議会議場

## 1. 議事日程

- 第1. 会議録署名議員の指名
- 第2. 会期の決定
- 第3. 行政報告
- 第4. 議案等の上程
- 第5. 議案等に対する質疑
- 第6. 発議の上程
- 第7. 発議に対する質疑
- 第8. 意見書案の上程
- 第9. 意見書案に対する質疑
- 第10. 請願の報告
- 第11. 議案等の委員会付託

## 2. 出席議員（16名）

1番 堀 本 高 良	9番 川 口 晃
2番 牟 田 口 直 輝	10番 田 川 正 治
3番 川 崎 尚 子	11番 小 池 弘 基
4番 古 家 昌 和	12番 本 田 芳 枝
5番 田 代 勘	13番 宮 崎 広 子
6番 杉 野 公 彦	14番 山 脇 秀 隆
7番 案 浦 兼 敏	15番 安 藤 和 寿
8番 福 永 善 之	16番 末 若 憲 治

## 3. 欠席議員（0名）

## 4. 出席した事務局職員（2名）

議 会 局 長 白 井 賢 太 郎

議 会 局 係 長 松 永 泰 治

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名 (23名)

町 長	箱 田 彰	副 町 長	池 見 雅 彦
教 育 長	恵 良 章 治	総 務 部 長	新 宅 信 久
住民福祉部長	古 賀 みづほ	都市政策部長	田 代 久 嗣
教 育 部 長	堺 哲 弘	総 務 課 長	豊 福 健 司
総合政策課長	木 場 洋 介	地域共創課長	高 榎 元
財 政 課 長	吉 田 勉	住 民 課 長	大内田 亜 紀
子ども未来課長	渡 辺 剛	こども家庭センター課長	山 田 由 紀
高齢者支援課長	筒 井 薫	福 祉 課 長	近 藤 真 仁
健康づくり課長	渡 辺 理 恵	都市計画課長	井 手 正 治
産業振興課長	稲 永 剛	道路環境整備課長	吉 村 健 二
上下水道課長	黒 田 道 明	社会教育課長	石 川 弘 一
給食センター所長	岡 野 哲 枝		

(開会 午前9時30分)

**◎議長（末若憲治君）**

皆様、改めましておはようございます。

改選後初の議会となる6月定例会が開会となります。提案される議案審査はもちろんのこと、粕屋町の課題や今後の粕屋町について、実りある議論がなされることを願います。

執行部の皆様におかれましても、機構改革後初の議会となります。新たに就任された課長もいらっしゃると存じますが、粕屋町の未来のために、カウンターパートとして大いに議論を交わしましょう。

ただ今の出席議員数は、16名全員であります。定足数に達しておりますので、ただ今から令和7年第2回粕屋町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

**◎議長（末若憲治君）**

日程第1. 「会議録署名議員の指名」をいたします。

今期定例会の会議録署名議員には、会議規則第127条の規定により、議長において、5番・田代勘議員及び7番・案浦兼敏議員を指名いたします。

**◎議長（末若憲治君）**

日程第2. 「会期の決定」を議題といたします。

お諮りをいたします。

今期定例会の会期は、本日から6月16日までの11日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**◎議長（末若憲治君）**

異議なしと認めます。

よって、会期は本日から6月16日までの11日間と決定いたしました。

**◎議長（末若憲治君）**

日程第3. 「行政報告」を行います。

箱田町長。

(町長 箱田 彰君 登壇)

**◎町長（箱田 彰君）**

おはようございます。

本日、令和7年第2回粕屋町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、何かとお忙しい中、全員の御出席を賜り、感謝と御礼を申し上げます。

ます。

いよいよ、多雨出水期を危惧していかなければならない梅雨入りの時期を迎えました。大雨特別警報が毎年のように発出され、大雨に関しては非常に危険度が高い地域にこの北部九州がなっております。この大雨災害に対する危険性はもちろんですが、発生リスクが高まっている南海トラフや警固断層による地震を想定し、去る6月1日に粕屋町で初めて実施した総合防災訓練では、消防団や粕屋警察署、粕屋南部消防本部中部消防署の御協力を得ながら、五つの行政区に訓練に御参加をいただき、派遣した職員と一緒に避難訓練や救命講習、消火訓練などを行いました。議会の皆様も、リモートによる御参加をされたと聞いております。ありがとうございました。

庁舎内においては、全職員への一斉メールの発信並びに参集レベル2までの職員の自動参集を行い、直ちに災害対策本部を設置し、情報収集とその共有に努め、人命に関わる事項を最優先に活動を実施することを全職員に指示しながら、災害対策本部会議を行いました。次々と変化する災害状況にどう対応していくかを、それぞれの防災対策部が自ら考え、本番さながらの訓練になりました。

終了後は、この訓練で発見した問題点や解決すべき点を精査し、次回の総合防災訓練に向けて、より高度な、そして規模的にも拡大できるような訓練になるよう検討してまいります。やがては、住民の皆さんが自分事として自らを守り、家族の命を危険から防ぎ、地域全体の防災意識の高揚を図っていく、全住民参加型の大きな防災イベントに育てていきたいと思っております。

それでは、「行政報告」をいたします。

法令に基づく報告としまして、報告第1号は、「令和6年度粕屋町一般会計予算繰越明許費繰越し計算書について」でございます。

令和6年度粕屋町一般会計予算の価格高騰緊急支援給付金給付事業、農業振興事業、町営住宅管理運営事業に係る、翌年度へ繰越した繰越明許費について、繰越計算書を調製しましたので、「地方自治法施行令」第146条第2項の規定により報告をいたします。

次に、報告第2号は、「令和6年度粕屋町水道事業会計予算繰越計算書について」でございます。

粕屋浄水場古大間池2号機取水ポンプ更新工事において、一部部品の調達に期間を要したため、資本的支出のうち、建設改良費の一部を翌年度に繰越しましたので、「地方公営企業法」第26条第3項の規定により報告をいたします。

報告第3号は、「令和6年度粕屋町流域関連公共下水道事業会計予算繰越計算書について」でございます。

江辻地内管渠築造工事において、土質状況確認のボーリング調査に期間を要したため、資本的支出のうち、建設改良費の一部を翌年度に繰越しましたので、「地方公共営企業法」第26条第3項の規定により報告をいたします。

報告第4号は、「令和6年度粕屋町土地開発公社決算の認定について」でございます。令和6年度、土地の取得及び処分につきましては、当初事業計画のとおり行われておりません。去る5月20日に決算の認定について理事会が開催され、審議の結果、承認されましたことをここに報告をいたします。

以上で行政報告を終わります。

(町長 箱田 彰君 降壇)

#### ◎議長（末若憲治君）

日程第4. 「議案等の上程」を行います。

お手元に配付いたしましたとおり、今期定例会に町から提出された議案等は14件であります。

提案理由の説明を求めます。

箱田町長。

(町長 箱田 彰君 登壇)

#### ◎町長（箱田 彰君）

それでは、議案の上程を行います。

令和7年第2回定例会に町から提案いたします案件としましては、総合計画基本構想の策定が、1件。教育委員会委員の任命同意が、1件。条例の改正が、5件。令和7年度補正予算が、4件。工事請負契約の締結が、1件。財産の取得が、1件。住居表示関連が、1件。以上14件でございます。

それでは、議案第47号から順に御説明申し上げます。

議案第47号は、「第6次粕屋町総合計画基本構想の策定について」でございます。

令和8年度から10年間のまちづくりの指針となる、第6次粕屋町総合計画の策定を昨年度から進めておりますが、まちづくりの基本理念や町の将来像によって、粕屋町の未来に向けたあるべき姿や進むべき方向性の指針とする基本構想の策定に当たり、条例の規定に基づき、条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第48号は、「粕屋町教育委員会委員の任命同意（再任）について」でございます。

粕屋町教育委員会委員をしていただいております青木知香氏の任期が、本年6月23日をもって満了することに伴いまして、同氏を再度任命いたしたく、「地方教育

行政の組織及び運営に関する法律」第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるとでございます。青木氏の経歴につきましては、資料を添付しておりますとおり、長年、幼児教育に携わっておられ、委員としての識見・人格ともに優れた方でございます。任期につきましては、令和7年6月24日からの4年間となります。任命同意につきましては、何とぞよろしくお願ひ申し上げます。

次に、議案第49号は、「粕屋町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例について」でございます。

粕屋町立幼稚園・保育所再編整備計画に基づき、令和7年度末をもって、町立仲原幼稚園及び町立中央幼稚園が閉園することに伴い、所要の規定を整備するものがございます。

議案第50号は、「粕屋町営住宅条例の一部を改正する条例について」でございます。

町営住宅朝日団地の建て替えに伴い、朝日団地の名称、位置及び新たに朝日団地の共同施設として設置した駐車場について、所要の規定を整備するものがございます。

次に、議案第51号は、「粕屋町附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。

総合的な福祉施策に関する計画の策定及び評価に関する事項を協議するため、粕屋町福祉総合計画策定協議会を設置することに伴い、所要の規定を整備するものがございます。

次に、議案第52号は、「粕屋町印鑑条例の一部を改正する条例について」でございます。

令和7年7月28日から自治体情報システムの標準化の一環として、粕屋町の印鑑登録システムが標準化されることに伴い、印鑑登録原票の取扱いが変更となるため、所要の規定を整備するものがございます。

次に、議案第53号は、「グラウンド照明施設設置条例の一部を改正する条例について」でございます。

駕与丁公園グラウンドナイター照明使用料について、「粕屋町都市公園条例」で定める駕与丁公園グラウンド使用料の取扱いに合わせるため、所要の規定を整備するものがございます。

次に、議案第54号は、「令和7年度粕屋町一般会計補正予算について」でございます。

今回は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億2,660万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を228億5,860万6,000円とするものがございます。

歳入といたしましては、国庫支出金を5,204万円、諸収入を2,000万円、町債を150万円増額するものでございます。また、財源不足を補うため、財政調整基金から5,306万6,000円の繰入れを計上しております。

一方、歳出の主なものといたしましては、物価高騰対策支援事業（シニア世代応援事業）費を5,285万2,000円、物価高騰対策支援事業（省エネ家電買換支援事業）費を3,590万2,000円、生涯スポーツ事業費を3,111万1,000円増額するものでございます。

次に、議案第55号は、「令和7年度粕屋町国民健康保険特別会計補正予算について」でございます。

今回は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ808万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を35億693万2,000円とするものでございます。

歳入といたしましては、国庫支出金を775万5,000円、繰入金を33万2,000円増額するものでございます。

一方、歳出といたしましては、総務費を808万7,000円増額するものでございます。

次に、議案第56号は、「令和7年度粕屋町後期高齢者医療特別会計補正予算について」でございます。

今回は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ330万円を追加し、歳入歳出予算の総額を7億1,485万3,000円とするものでございます。

歳入といたしましては、国庫支出金を330万円増額し、歳出といたしましては、総務費を330万円増額するものでございます。

次に、議案第57号は、「令和7年度粕屋町水道事業会計補正予算について」でございます。

補正の内容としましては、南里堰油圧ユニット及び操作盤の修繕が必要なため、収益的支出につきまして、営業費用を2,090万円増額し、10億1,344万8,000円とするものでございます。

次に、議案第58号は、「工事請負契約の締結について」でございます。

本議案は、農業用取水施設であります、扇上井堰の改修工事を実施するものでございます。扇上井堰は昭和42年の竣工から58年が経過しております。令和5年度に点検を実施しましたところ、部材の老朽化が進んでおり、各設備の更新が必要となっております。工事の内容としましては、扉体の側部と下部の水密ゴム、シーブ、ガイドローラ、吊軸受の取替え、井堰操作室内の操作盤、油圧ユニット、自動倒伏装置の取替えを行うものでございます。

この工事を実施するに当たり、5月22日に一般競争入札を行いましたところ、日

東河川工業株式会社 九州営業所 所長 牛嶋直幹が、工事請負金額8,690万円で落札いたしましたので、この者と契約を締結するに当たり、条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。なお、工事期間につきましては、契約効力発生の翌日から令和8年3月20日までとなります。財源といたしましては、扇上堰用水施設維持管理基金を活用いたします。

次に、議案第59号は、「財産の取得について」でございます。

町民アンケート結果を踏まえた粕屋町地域モビリティ検討調査を基に、粕屋町の地域交通の課題解決のため、新しい地域公共交通として、粕屋町内でAIオンデマンドバスシステムを使用した実証運行を予定しておりますが、その準備をするに当たり、オンデマンドバス6台を取得するものでございます。

取得につきましては、AIオンデマンドバスシステム事業者である、ネクスト・モビリティ株式会社 代表取締役社長 日高悟と、取得金額4,072万9,566円で随意契約するもので、財産を取得するに当たり、条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

なお、契約期間につきましては、契約効力発生の翌日から令和7年10月31日までとなります。財源といたしましては、新しい地方経済・生活環境創生交付金、いわゆるデジタル実装型を活用し、実施いたします。

議案第60号は、「住居表示の実施に伴う字の区域及び名称の変更について」でございます。

住居表示の実施に伴い、別図1に示す字の区域及び名称を、別図2に示すとおり、江辻1丁目から江辻6丁目へと変更するものでございます。

実施区域における字の区域及び名称の変更につきましては、令和7年度第1回粕屋町住居表示審議会におきまして、承認する旨の答申を頂いております。

また、「住居表示に関する法律」第5条の2第1項の規定に基づき、5月2日から6月1日まで公示を行い、その公示期間が終了いたしましたので、「地方自治法」第260条第1項の規定に基づき、当該区域の字の区域及び名称の変更について議会の議決を求めるものでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。

何とぞよろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

(町長 箱田 彰君 降壇)

## ◎議長（末若憲治君）

日程第5。「議案等に対する質疑」に入ります。

質疑は、一括議案番号順にお願いいたします。

質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長（末若憲治君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

◎議長（末若憲治君）

日程第6．「発議の上程」を行います。

今期定例会に、議会運営委員会委員長より1件の発議が提出されました。

趣旨の説明を求めます。

杉野議会運営委員会委員長。

(議会運営委員会委員長 杉野公彦君 登壇)

◎6番（杉野公彦君）

発議第1号「粕屋町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について」であります。

条例案はお手元に配付のとおり、「地方自治法」第109条第6項及び第7項並びに「粕屋町議会会議規則」第14条第3項の規定により、議会運営委員会より議長に提出したものであります。

発議の理由を説明いたします。

本発議は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の改正に伴い、文言の修正、追加、削除などを行う必要が生じたため、一部改正を提案するものであります。

以上です。

(議会運営委員会委員長 杉野公彦君 降壇)

◎議長（末若憲治君）

説明が終わりましたので、日程第7．「発議に対する質疑」に入ります。

質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長（末若憲治君）

ないようですので、発議第1号の質疑を終結いたします。

発議第1号についての討論及び採決は最終日に行います。

◎議長（末若憲治君）

日程第8．「意見書案の上程」を行います。

お手元に配付いたしておりますように、今期定例会に提出された意見書案は1件であります。

議会局長が意見書案を読み上げます。

臼井局長。

**◎議会議長（臼井賢太郎君）**

意見書案は、議事日程表の5ページから8ページまで記載の1件でございます。

意見書案第1号「再審法改正を求める意見書（案）」。

意見書案を別紙のとおり、「地方自治法」第99条及び「粕屋町議会会議規則」第14条の規定により提出する。令和7年5月26日、提出者、粕屋町議会議員、山脇秀隆議員、田川正治議員、宮崎広子議員、川口晃議員、本田芳枝議員、案浦兼敏議員、杉野公彦議員、古家昌和議員、川崎尚子議員、牟田口直輝議員、堀本高良議員。

以上でございます。

**◎議長（末若憲治君）**

意見書案第1号「再審法改正を求める意見書（案）」を議題といたします。

趣旨説明を求めます。

提出者を代表しまして、宮崎広子議員。

（13番 宮崎広子君 登壇）

**◎13番（宮崎広子君）**

説明いたします。

罪を犯していない人が誤った捜査、裁判により自由を奪われるえん罪は、人権侵害であり、我が国にとってはもちろん、地域住民の人権を守る義務を有する地方自治体にとっても重要な課題と言えます。えん罪被害者を救済するための制度としての再審は、請求手続の審理の在り方に関する規定がほとんどなく、裁判所の裁量に委ねられており、その進め方はまちまちです。よって、審理の適正さが制度的に担保されず、公平性も損なわれています。その中でも、再審における証拠開示の問題は重要です。

えん罪被害者を救済するためには、捜査機関の手元にある証拠を利用できるよう、これを開示させる法律の制定が不可欠です。さらに現在、再審開始決定がなされた場合でも、検察官がこれに不服申立てを行う事例が相次ぎ、速やかな救済を妨げています。再審開始決定は裁判を、やり直すことを決定するにとどまり、再審公判の中で、検察官にも有罪立証をする機会が与えられています。よって、えん罪被害者を一刻も早く救済するため、再審法改正を強く求めます。

以上。

（13番 宮崎広子君 降壇）

**◎議長（末若憲治君）**

説明が終わりましたので、日程第9、「意見書案に対する質疑」に入ります。

質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長（末若憲治君）

ないようですので、意見書案第1号の質疑を終結いたします。

◎議長（末若憲治君）

次に、日程第10。「請願の報告」を行います。

今期定例会で受理した請願は1件であります。

議会局長が報告いたします。

臼井議会局長。

◎議会局長（臼井賢太郎君）

議事日程表の9ページをお願いします。

請願文書表、受理番号1番、受理年月日、令和7年5月26日、件名、「仲原小学校学童保育に関する請願」。

請願の要旨、請願書写し添付につき省略。10ページ、11ページに請願書の写しを添付しております。

請願者の氏名、仲原校区の学童保育所の拡充を願う親子の会、代表 吉郷紗知さん。

紹介議員氏名、本田芳枝議員。付託委員会、文教厚生常任委員会でございます。

以上です。

◎議長（末若憲治君）

この請願につきましては、最終日において討論、採決となります。

◎議長（末若憲治君）

日程第11。「議案等の委員会付託」をお諮りいたします。

本日上程されました、47号議案から60号議案、意見書案第1号、請願第1号につきましては、付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託したいと思います。

また、54号議案から57号議案の補正予算関係につきましては、「地方自治法」第109条第1項及び「粕屋町議会委員会条例」第5条の規定により、議長を除く議員全員で構成する予算特別委員会を設置し、予算特別委員会に付託して審査することにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（末若憲治君）

御異議なしと認めます。

よって、本日上程されました議案等につきましては、付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託することに決定をいたしました。

なお、予算特別委員会の正副委員長は、申合せ及び協議により、委員長に田代勘議員、副委員長に宮崎広子議員であります。

**◎議長（末若憲治君）**

お諮りいたします。

本会議中、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては、会議規則第45条の規定により、議長に一任していただきたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

**◎議長（末若憲治君）**

御異議なしと認めます。

よって、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正は議長に一任していただくことに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これにて散会いたします。

（散会 午前9時57分）

令和7年第2回（6月）

粕屋町議会定例会

（一般質問）

令和7年6月9日（月）

## 令和7年第2回粕屋町議会定例会会議録（第2号）

令和7年6月9日（月）

午前9時30分開議

於 役場議会議場

### 1. 議事日程

#### 第1. 一般質問

1番	議席番号	10番	田川正治	議員
2番	議席番号	4番	古家昌和	議員
3番	議席番号	3番	川崎尚子	議員
4番	議席番号	8番	福永善之	議員
5番	議席番号	13番	宮崎広子	議員
6番	議席番号	15番	安藤和寿	議員

### 2. 出席議員（16名）

1番	堀本高良	9番	川口晃
2番	牟田口直輝	10番	田川正治
3番	川崎尚子	11番	小池弘基
4番	古家昌和	12番	本田芳枝
5番	田代勘	13番	宮崎広子
6番	杉野公彦	14番	山脇秀隆
7番	案浦兼敏	15番	安藤和寿
8番	福永善之	16番	末若憲治

### 3. 欠席議員（0名）

### 4. 出席した事務局職員（2名）

議会局長 臼井賢太郎                      議会局係長 松永泰治

### 5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名（15名）

町長	箱田彰	副町長	池見雅彦
教育長	恵良章治	総務部長	新宅信久
住民福祉部長	古賀みづほ	都市政策部長	田代久嗣

教育部長	堺 哲 弘	総務課長	豊 福 健 司
総合政策課長	木 場 洋 介	地域共創課長	高 榎 元
財政課長	吉 田 勉	住民課長	大内田 亜 紀
子ども未来課長	渡 辺 剛	こども家庭センター課長	山 田 由 紀
社会教育課長	石 川 弘 一		

(開議 午前9時30分)

◎議長（末若憲治君）

皆様、おはようございます。

昨日は、生涯学習研修会に御参加をされました皆様、お疲れさまでございました。社会教育委員の菊池様のお話、講師の北九州市立大学 山下教授のお話。いずれも、今議会として取り組むべき、内容の講演だったと思います。実りのある研修会になりました。今後、議会としても、昨日のお話を踏まえながら、活動を行っていければなというふうに考えております。

本日から2日間の一般質問です。この一般質問の場も、明日の町政にとりまして実りある場となりますよう、皆様御協力のほどよろしくお願いいたします。また、一般質問中に議会局職員のほうが写真撮影を行います。余り下ばかりを向いていると撮影がうまくいきませんので、是非、正面を向いていただいて、いい写真が撮れますよう御協力をいただければ幸いに存じます。

ただ今の出席議員数は、16名全員であります。定足数に達しておりますので、ただ今から本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎議長（末若憲治君）

それでは、ただ今から「一般質問」を行います。

発言に関しましては、質問者は会議規則を厳守し、さらに文書通告の趣旨にのっとり簡単明瞭に、答弁者の発言に関しましては、質問にそれることなく的確に、しかも簡潔にされますことを、議事進行上強くお願いする次第であります。

なお、答弁者におかれましては、答弁者が誰か明確となるよう声を出して挙手されますよう、併せてお願いを申し上げます。

それでは、質問順に従い質問を許します。

議席番号10番、田川正治議員。

(10番 田川正治君 登壇)

◎10番（田川正治君）

おはようございます。

議席番号10番、日本共産党田川正治です。通告書に基づき質問いたします。

今年は戦後80年、二度と再び日本が戦争しない、武器を持たない、戦争によって殺し殺されない。そのために、世界に誇る平和憲法9条を守ることが求められております。また、今年是被爆80年。広島・長崎に投下された原爆を、二度と再び使わない。核兵器を廃絶することが世界の願いです。先月4日、厚労省が発表した出生数について、昨年の2024年度は、70万人を下回り、68万6,000人ということ

です。合計特殊出生率も1.15と過去最低を更新して、いずれも9年連続の下落状況で深刻な事態と言えます。日本は、正に少子高齢化社会。このような状況になっている下で、今回、質問いたしますのは、こども誰でも通園制度について質問いたします。

このこども誰でも通園制度については、岸田前政権の下で、出生率が、3年前に2022年、77万。2年前2023年には、73万8,000人。合計特殊出生率も過去最低の1.20になったと。このような状況の下で、異次元の少子化対策を打ち出したものです。この異次元の少子化対策に基づき、地域子ども子育て支援事業、として、こども誰でも通園制度。正式には乳児等通園支援事業が創設されました。これらの支援策に必要な財源は年間3.6兆円です。3.6兆円のうち1兆円は医療保険料に上乗せして徴収する。さらに、1.1兆円は、社会保険費関連の歳出削減によるものです。社会保障費の予算を削減して、医療保険や後期高齢者介護保険など、保険料の値上げや利用料を引き上げるといふ、このような財源によって、今回、新たな子育て支援金を創設するという状況です。これまでも自民・公明政権の下で、社会保険料の社会保障関連の自然増の予算を抑えて削減していくという施策が行われてきました。今はこういう物価高騰の下で、これ社会保障関連の予算を削減、抑えるということについて、物価高騰で苦しむ国民の福祉向上にはつながりません。聖域にしている43兆円の軍事費を削減して、子育て支援金3.6兆円を確保すれば、国民に負担を負わせることなく、子育て支援ができると思います。

以上を述べまして、最初に、こども誰でも通園制度と町立保育所・幼稚園の果たす公的役割について。まず最初に、こども誰でも通園制度での受入れ施設、事業参入の申請基準や認可等などの概要について説明を求めます。所管課の答弁を求めます。

**◎議長（末若憲治君）**

渡辺子ども未来課長。

**◎子ども未来課長（渡辺 剛君）**

それでは、質問のほうに答えさせていただきます。

通称で、こども誰でも通園制度、事業名としては、先ほど述べていただきましたが、乳児等通園支援事業。こちらにつきましては、今現在、試行的事業実施については、各市町村に委ねられているところでございますが、令和7年3月31日に実施要綱が制定されて、4月1日から適用となり、令和8年度からの本格実施に向けて、現時点での概要が示されたところでございます。

実施主体は、市町村で適切に事業を実施できると認められた者に委託等を行うことができるとされております。具体的な実施事業所といたしましては、保育所、認定こ

ども園、小規模保育事業所、家庭的保育事業所、幼稚園、企業主導型保育施設、認可外保育施設等が考えられております。申請基準につきましては、こちらも今年、令和7年1月14日に、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準が定められましたので、今後町においても参酌して基準を定めて、児童数の推移やニーズを勘案して必要に応じて認可をしていくことになっていきます。

以上です。

**◎議長（末若憲治君）**

田川議員。

**◎10番（田川正治君）**

説明ありましたが、私はこの通園制度の中で、受入れ施設として、今述べられました施設以外に、個人事業者としての営利企業も含めて、この通園制度に申請をして、許可を受けるということが増えるというふうに言われております。もう一つは、保護者との直接契約において、町が関わってきた今までの公的保育、役割としての保育所の運営についてとか、申請許可について、受付など、関わらなくなるのではないかということであれば、保護者と事業者の直接契約になるということなどもありますし、そういう点での心配が非常に出ております。

それともう一つは、市町村が申請してきた事業者に対して、利用定員の人数を決めていくというようなことなどがありますが、これらの点について、詳細にはまだ、来年の4月実施ということに向けて、詳しく内容が示されてくると思いますが、今私が述べました点について、特に公的役割の問題についてどういうふうになるのか。今の町の中の市町村、町の認可保育所との関係とかについて説明を求めたいと。所管課の答弁を求めます。

**◎議長（末若憲治君）**

渡辺子ども未来課長。

**◎子ども未来課長（渡辺 剛君）**

すみません。回答になってるかどうかってちょっと分からない部分もあるんですが、現在、申請していただく、現在うちのほうで、認可しております保育所、あと認定こども園、小規模事業保育所も含めてですけれども、現在は、このこども誰でも通園制度、こちらのほうを実施できるかどうか打診を行っているところでございます。まず、こちらのほうのこども誰も通園制度、行うに当たっては、やはり信頼のおける事業者との関係性というのが必要となってくると思いますので、こちらのほうで実施できるかどうかを今打診しているところでございます。

以上です。

**◎議長（末若憲治君）**

田川議員。

◎10番（田川正治君）

分かりました。

次に、こども誰でも通園制度について、保育士の人員の配置基準、利用時間、利用料金などの設定について質問をいたします。それで、この利用時間とか料金、人的配置については、国は、市町村はこども誰でも通園制度支援事業の設置及び運営について、条例で基準を定めることということになっております。特に通園支援事業に従事する者及びその人数、通園支援事業の運営というのは、大事な項目って言いますか、内容になると思いますが。これらの点については、町のほうの対応として今どういうふうにされておりますか。説明を。

◎議長（末若憲治君）

渡辺子ども未来課長。

◎子ども未来課長（渡辺 剛君）

質問の保育士の人員配置基準につきましては、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準におきまして、乳児をおおむね3人につき、一人以上。満1歳以上3歳未満の幼児をおおむね6人につき、一人以上となっております。そのうち半数以上は、保育士とするとされております。既存の一時預かり事業の一般型・余裕活用型の基準、こちらのほうがありまして、そちらを遵守したものとなっております。また、利用時間や利用料金の設定につきましては、乳児等通園支援事業実綱施要において、対象となる子どもの利用時間、利用可能時間は、子ども一人当たり月10時間を上限とする。乳児等通園支援事業に要する経費の一部について、子ども一人1時間当たり300円程度を標準とし、各事業所において設定した額を保護者負担とすることができるとされております。利用時間等につきましても、試行的事業においては、各市町村によって独自の上乗せをしている自治体もありますけれども、こちらのほうも一時預かり事業等もございますので、利用ニーズや財政負担などを考慮した上で慎重に検討したいと考えております。

以上です。

◎議長（末若憲治君）

田川議員。

◎10番（田川正治君）

私はこの内容で一番、受入れ施設の問題も含めて、保育士などの体制、設備も含めてどういうふうになっていくのかというのがあります。町内の認可保育所で、町立と私立も含めて受け入れる所もあるでしょう。しかし、新たに参入してくる業者というのも、これは申請を受け、許可を受けて行うということになってくるわけで

すよね。そういう点で言えば、私は今の認可保育所での受入れをどういうふうにやっていくのかというの、同時に、この通園制度が来年から発足していく上において大事なことだというふうに思っております。特にそういう点で通園制度に入園する対象者がどのくらいおられるのかというのが一つあるわけですね。それは実態をつかまれてるかどうか分かりませんが、ただ全国的には、今入園している人たちの6割ぐらいがそういう対象者になるんじゃないかというようなことを言われてるのもあります。

そういう点で言えば、粕屋町の場合は、今、501人ですかね、認可保育所に入るとる。これは、この前の5年度の決算の資料でいって、1歳2歳の子どもについてですけど、でいうことになったら、300人ほどになるんですね。そのほかに合わせて今待機児童になってる人たちがおられます。これは国に対してはゼロということですが、これは国が決めた基準でということですが、実際は私的待機を含めた人たちというのは、町のほうからも報告あったりして105人と。というようなことは、6年度の方で資料でも説明があり、この中の0歳1歳2歳ということだったら83人なるんですね。0歳10人、1歳児54人、2歳児19人。そういう点で言えば、これらの人たちも含めた、受入れ体制として、町内の認可保育所での取組が必要だというふうに思うんですが、そういう点について、町としての対応なり、検討されたものなどあれば説明を。所管課の答弁を求めます。

**◎議長（末若憲治君）**

渡辺子ども未来課長。

**◎子ども未来課長（渡辺 剛君）**

対象者につきましては、やはり今保育所に通ってない、保育所等に通われてない全ての3歳未満の子どもという形で多くはなってくるんですけども、実際の利用ニーズといたしましては、どこまで行くかちょっと不明な点がかなり大きいところがあります。現在、認可保育所につきましても、先ほどもちょっと申し述べましたが、一時預かり事業というところをやってる事業者もありますが、これがいつも満杯になるかと言われると、多いときもあれば少ないときもあるという形で、実際に受入れ、余裕がある日もあるというところも聞いておりますので、そちらにつきましても、併せてニーズ、実際に使われたいと思っていられる方と実際に使われるかどうかというところは判断が難しいところになってきております。こちらにつきましては、各認可保育所につきましても、運営等もあると思いますので、そちらのほう十分勘案していただいて、認可申請を最小限でもいいので、まず粕屋町でも、こちらのこども誰でも通園制度を始めてみるというところから申請をしていただきたいという形で、認可保育所のほうには打診のほうを行っておるところでござい

ます。

以上です。

**◎議長（末若憲治君）**

田川議員。

**◎10番（田川正治君）**

先日頂きました、いつでしたか、開会日ですから、6日ですね。私は議会局のほうの資料入れに入ってたのを見たんですが、第3期粕屋町子ども・子育て支援事業計画について、こども誰でも通園制度のために、量の見込みに対応できる体制、整備、適切な支援をすると。そういう点で言えば、もう今の時点でも、そういう認可保育所のところも含めて、従来この0・1・2歳の人たちの保育を受け入れるという点では、自治体としての保育を必要とする子どもたちに対する公的責任というのがあって、これは児童福祉法24条1項に載ってるわけですけど、そういう点から言えば、今の時点で、来年4月に向けて、そういうのも含めて計画するということが、この計画子育て支援事業計画の中に含まれているというふうに思ってたんですが、そういう点、先ほどの説明ではそこまで踏み込んだ形の計画としては、今現在ではできてないということで。いつまでにそういうことを作る計画で段取りしようとしてるのか、ということについて説明を求めます。

**◎議長（末若憲治君）**

渡辺子ども未来課長。

**◎子ども未来課長（渡辺 剛君）**

こちらのこども誰でも通園制度のニーズにつきましては、去年、福岡県の子ども・子育て支援事業計画、県の計画と併せて作っておるんですけども、その段階でも、利用ニーズにつきましては、実施前までに、確定させるということになっておりますので、本年度中に来年度の実施見込みにつきましても勘案した上で、各認可保育所を含めて、申請のほう受け付けていきたいとは思っております。

以上です。

**◎議長（末若憲治君）**

田川議員。

**◎10番（田川正治君）**

いずれにしても、本来行うべき0・1・2歳の保育を、責任を持つという役割から言えば、そういう点では急いで、こういうときに整備していくと。保育士の状況も含めて、処遇改善も含めてやっていくということが今求められてるんじゃないかというふうに思います。通園制度についても、当然そういう利用者を含めて必要になってきておるといことはあると思いますが、先ほど言われました一時預かりも

含めて、今までやってきたのと変わらないのが、通園制度の内容としてもありますので、そういう点で言えば、もっと積極的に今、0・1・2歳の解消ということに取り組むべきじゃないかというふうに思います。

それともう一つは、先ほども言われました、一時預かりの基準として保育士資格を持つ人は2分の1でいいということとか、保育士資格を持たない人も含めて通園制度の中ではあるんですが、そういう点で心配も生まれてきてるわけです。今後利用しようという人たちからですね。それは、1日1時間の利用、そして月10時間と。これは先ほど述べましたけど、基準については、それぞれの地方よっての裁量で増やすことなども、それは時限立法として26年27年ですか、2年度はそういうことも含めて施行していくということなどはありますので、そういう中での取組になっていくと思いますが、特に、自由利用については、これは非常にアプリを使って、そして全国どこでも使う。必要な所に、施設に予約して、そして入れるということですから、利用する人たちは非常に使い、いや、使えないんですね。増えていくというふうに思うんですが。ただ、全く初めての子どもは、そういう点で、施設はころころ変わるという、日変わりで変わるというようなことなどがあったりして、不安は起きてきているということなどがあるんですね。

政府が行った、事業所へのアンケートの中でも、56.7%が回答してきてるんですが、保育の一時保育の難しさとして、慣れてない子どもを数多く預かる必要があるということとか、認可保育所で受け入れる場合でも、やっぱり専任の保育士なども配置していく必要があるんじゃないかというようなことなどが、この一時預かりと通園制度の関係で、いろいろ心配なことが出てきているということがあります。

そういう点で言えば、先ほどから言ってます、この0・1・2歳の保育を担当する保育士の増強。今でもゼロ歳児を受け入れるためには、保育士がおれば受入れられますよというのを、いつも保育士、園長さんも含め、担当のほうから聞けば、そういう回答。問題は、保育士が不足してるというのが問題なんですね。そういう点で、この保育所を増やすということも含めて今後、来年の通園制度と併せて、町内の認可保育所の体制強化という点で保育士を増やすための体制を、是非、強めてほしいというふうに思うんですが、町長の答弁をお願いします。

**◎議長（末若憲治君）**

箱田町長。

**◎町長（箱田 彰君）**

ちょっと質問が移行してますので、非常に答えづらいんですが、まず一時預かり事業、これ今やってます。それを踏まえながら、新しい今度の誰でも通園制度を決定しなければなりません。ただ、いずれにせよ、認可保育所とも各施設の協力が要

るんですね。それで、その保育園ができる、うちはできるということは、保育士の確保ができたということイコールなんですね。できない所は、認可申請はできません。したがって、そういった保育士の確保につきましては、それぞれの施設が責任を持って確保しながら、子どもさんの保育をするというふうに、私は理解をしております。

**◎議長（末若憲治君）**

田川議員。

**◎10番（田川正治君）**

次の質問になる。一緒になってしまいましたので、4番目の小規模保育所と同様に、3歳児以上を受け入れる幼稚園や保育所が必要だが、受入れ施設の体制について質問します。

これは今までも、小規模保育所は、民間で行っている所は連携施設を作って、そして小規模保育所を運営するということがあります。私たちも厚生常任委員会の中で、当事者の方が両方にも来られまして、相談を受けたことがあります。そういう点で言えば、今後3歳以上の子どもたちを受け入れる施設が必要になるわけですね。それが今の認可保育所も含めて受け入れていくようにするということなどにもなっていくと思うし、幼稚園というのもあると思います。そういう点で言えば、この点については今度新たに参入する事業者に対しては、連携施設も含めて責任を持って事業を開始してもらおうということになるのかどうかについて、所管課の答弁、説明を求めます。

**◎議長（末若憲治君）**

渡辺子ども未来課長。

**◎子ども未来課長（渡辺 剛君）**

小規模保育事業所のほうに通う乳児につきましては、保育の必要性をそのときに、既に認定して入所しております。その関係で、継続して通園する施設の確保というのが必要なので、連携施設という形で、必ず必要ですという形で言っております。

こども誰でも通園制度を利用する乳児等につきましては、基本的に保育所等に通っていない、認定を必要とまだ、今その時点でしていない子どもが対象となっております。こども誰でも通園制度によって、0歳6か月から3歳未満までの保育所等に通っていない子どもが、利用可能な時間の範囲内で誰でも保育所等に通える機会というのが増えることにはなるんですけども、その対象児が3歳以降に保育の必要等が出てきた場合、これは、今までも3歳になったときに、皆さん幼稚園に行ったりとか保育所に行ったりとかしております。これまでと同様に、同じような必要な

申込みをしていただいて、1号の教育認定、2号の保育認定を行った上で、保護者等の希望によって、幼稚園や保育所、認定こども園等を案内していくことになっていきます。こども誰でも通園制度が始まって、3歳以降の受入れの施設の体制については変わることはありません。

以上です。

**◎議長（末若憲治君）**

田川議員。

**◎10番（田川正治君）**

次に、5番目。このこども誰でも通園制度によって、先ほどからどういう体制、どういう受入れ体制、どういう体制でやっていくのかということなどについて説明もありましたけど、町内の保育所、幼稚園の運営、先ほど町長も述べられたのもありますが、いずれにしても体制強化していかないと受け入れるということが出来るか。特にここ町立の場合の体制強化、体制をどうしていくかというのがあると思います。民間の場合は、認可保育所であっても、先ほど町長も言われました保育士が確保されて、そして運営していくようになっていくと、受け入れると、子どもを。いうことでしたので、そういう点で言えば、町立の体制も含めて、どういうふうに来年度4月に向けて、一時保育預かりなども含めて強化していくということになるのか、それについて、全体でどういうふうになっていくのかということについて説明を求めます。

**◎議長（末若憲治君）**

渡辺子ども未来課長。

**◎子ども未来課長（渡辺 剛君）**

こども誰でも通園制度の意義については、子どもが家庭と異なる経験とか、家族以外の人と関わる機会を持ち、よりよい成長に寄与するという形と、またあと孤立感や不安感を抱える保護者の負担感、こちらを軽減して、より育てやすい環境を整えるという形になってまして、この制度によって、こども誰でも通園制度、新たな給付事業という形で始まりますので、その制度への対応というのが必要になりますが、私立認可保育所につきましては、既に一時預かり事業とかも行っておりますので、恐らくそういったノウハウはあると思いますので、その辺りで保育所・幼稚園の運営については大きく変わることはないと考えております。町立のほうのお話がありましたけど、ニーズと、どれだけ利用されるかというのがありますので、その辺りは、私立認可保育所で始まった後のところで考えていきたいと考えております。

**◎議長（末若憲治君）**

田川議員。

### ◎10番（田川正治君）

次に、今の関連で、私は今、要は町立と認可保育所等、それと新たなこの通園制度における0・1・2の子どもたちが受け入れる体制をやっていくということですから、そういう点で言えば、二つの制度が保育提供として、二つのそういう事業が並列するということになっていくというふうに思います。ただ、先ほど一番初めに話しましたこの財源が、この社会保障関係のいわゆる予算削減とかいうことなど、それとかほかの保険給付の分とかが、保険料とかが引上げられるというようなことで、そこの予算を含めて、この制度に使うということなのですね。そういう点で言えば、今までの町が一般会計予算も含めて、国も保育予算として示した内容において運営していくということがやられてきたわけですが、それが、なくなっていくと。今度の制度は、いうことになるということで、財政の使い方としては、非常にこの社会保障関係の削減が負担になるっちゅうことはありますので、これに対するいろんな国民の批判というの生まれているというの否認ないというふうに思います。そういう点で、町としては、今ある認可保育所も含めた制度の中で、保育の公的責任を果たしていくということを是非、強めて取り組んでもらいたいというふうに思います。

次に、中央幼稚園と仲原幼稚園の廃園についてですけど、私は今までこの二つの幼稚園を廃園にするということについて、必要とする保護者、子どものためにも、規模を縮小してでも残していく必要があるんじゃないかということで提案してまいりました。実際は、町立幼稚園保育所未来プロジェクト提言書に基づいて、再編計画は策定されて、それに基づいて進めていくということで行われてきて、子ども未来課からは、この報告は受けました。しかし、教育委員会として、この二つの文部省関係の教育委員会も含めて、この廃園についての審議と言いますか、話を教育委員会として行っておって当然だというふうに思うんですけど。これについての説明が、今まで確認できてない、説明よく受け入れなかったということもあります。そういう点について、これどういうふうに教育委員会として、手続をやって来られたのか。また、県の教育委員会に対して、このことについての手続なども必要だというふうに思っておりますが、教育委員会に関わってこれをどう対処していくかという点についての説明を求めます。所管課の。

### ◎議長（末若憲治君）

堺教育部長。

### ◎教育部長（堺 哲弘君）

中央及び仲原幼稚園の廃園に関しましてですけれども、教育委員会のほうへは、毎月開催をされております定例会の中で、複数回進捗のありました都度、子ども未

来課のほうから報告がされているところでございます。会議の中では、各委員のほうからは、閉園に向けましたスケジュールの確認。それから、新入園の募集の中止、これに関する周知を遺漏なくしてほしいといった御意見がありましたほか、在園児数の減少から、廃園はやむを得ないといったような御意見も頂いておるところでございます。

また、教育委員会におけます審議事項といたしましては、2園を閉園するに当たりましての教育委員会規則等の改正が必要となります。こちらにつきまして先月、5月28日に開催をしました定例会におきまして、御審議いただき、承認を頂いたところでございます。また県への報告の件でございますけれども、これは幼稚園を廃園しますに当たりまして、幼稚園設置条例、こちらの改正が必要となりますけれども、この議決のほうを頂いた後に、タイミングとしましては、県のほうに幼稚園の廃園届の届出が必要になるということでございます。こちら改正の議案のほう上げております子ども未来課のほうで提出予定としておるところでございます。

以上です。

**◎議長（末若憲治君）**

田川議員。

**◎10番（田川正治君）**

いずれにしても、教育委員会も関わって、当然この幼稚園の問題については対応されているというふうには思ってたんですけど、確認として、今までこの問題について、子ども未来課でのいわゆる説明とか、それについての報告について意見を述べるというようなことなどはありましたけど、今までは教育委員会の関係なかったので、確認をするためにも質問をいたしました。

次に、仲原保育所の建て替え等耐震診断に基づく補強工事の具体的な計画と取組の進捗状況について質問します。3月議会の私の質問に対して、町長も、具体的に取り組むというようなことで、私も、保育所の建て替えの用地の問題についても、農協とかにもあっせんを受けてということなどの話もしました。そういう点で町長も、この耐震診断の問題も含め、農協の民間とかのあっせんなどを含めて取り組むようにしたいというふうに報告を受けたと、答弁をもらったというふうに思っております。そういう点で、今、特に耐震問題はこの前テレビでも報道されましたが、宇美断層とか警固断層、そういう点も含めて、この地震とかに対しての建物などの強化も含めたことなどが必要になってきているというふうに思います。公共施設はもちろん、全体、そういう所がありますので、それに対しての耐震診断とか建て替えとかもあると思います。保育所の場合は、仲原保育所は45年たって老朽化しているということで、今までも、建て替えをしなければならないということで、どう

するかという問題が議会にも提案され、その中で、町営で建て替えをとことこの、保護者の人たちからの請願などもあり、この保育所を建て替えていくという方向が示されてきたというふうに思います。それについて、進捗状況も含めた説明を、町長の答弁を求めます。

**◎議長（末若憲治君）**

箱田町長。

**◎町長（箱田 彰君）**

それぞれ文教厚生常任委員会のほうで、所管課のほうがその都度、経緯については御説明しております。その関係もございまして、この問題につきましては所管課のほうから説明をいたします。

**◎議長（末若憲治君）**

渡辺子ども未来課長。

**◎子ども未来課長（渡辺 剛君）**

3月の議会定例会の、こちらは文教厚生常任委員会と予算特別委員会のほうでも、幼稚園保育所再編整備計画について、若干触れさせていただきまして、想定より未就学児童数の減少が早いこと、こちらのほうで説明させていただきまして、また、今から検討して今6月議会において報告するというふうなお話をさせていただいたと思っております。現状等を踏まえて検討した結果につきましては、再編整備計画に含まれるその他の事項と併せて、文教厚生常任委員会にて報告させていただきたいと思っております。

以上です。

**◎議長（末若憲治君）**

田川議員。

**◎10番（田川正治君）**

町長に質問ですが、具体的にこの建て替え用地も含めてとか、耐震診断についてのチェックとかいうことなども含めては行われたのかどうかについて、説明を。

**◎議長（末若憲治君）**

箱田町長。

**◎町長（箱田 彰君）**

そういうことも含めまして、委員会のほうで御説明いたします。

**◎議長（末若憲治君）**

田川議員。

**◎10番（田川正治君）**

では次に、二つ目の物価高騰により負担軽減のための子育て支援について。二つ

ありまして、国民健康保険、3歳未満児の乳幼児の保育料を無償にすることについて、質問をいたします。今3歳以上の保育園保育料は無償化されており、ただ副食費は保護者負担ということです。3歳未満の保育料は、保護者負担になっておりますので、全国的にも保育料の無償化も含めた取組が行われてきております。北九州では0～2歳児の第2子からの無償化、福岡市も第2子から以降は無償化というようなことなど、他の自治体でも2歳児の第1子から無償化というようなことなど、また収入とかそういうことも含めてのいろんな無償化の助成制度はあります。こういって中で粕屋町としても、是非この子育て支援という立場で、今の物価高騰の中での保育料を無償化、また、軽減するということも含めて、検討していくべきだと思いますが、これは町長の答弁を求めます。

**◎議長（末若憲治君）**

箱田町長。

**◎町長（箱田 彰君）**

なかなか無償化の関係は、各自治体に任せられてるという状況は今もう如実に表れております。非常に財政的に裕福なところが、それをやったりとかですね。ただ、福岡県のほうでも、これは深刻な問題として捉えられて、今動きがあるようでございます。そういったことも含めまして、所管課のほうから御説明申し上げます。

**◎議長（末若憲治君）**

渡辺子ども未来課長。

**◎子ども未来課長（渡辺 剛君）**

3歳未満の乳幼児の保育料につきましては、粕屋町では国の基準に基づいて、多子世帯において第2子は、半額。第3子以降は、無料としております。子育て支援につきましては、町の重点施策の子育てしやすいまちづくりとして、令和7年度、こちらのほうは子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、10月から子ども医療費の助成対象を高校生世代まで拡充する予定としております。また、育児や家事等に不安を抱える子育て世帯を支えるための訪問支援事業や短期支援事業の実施、産後ケア事業の拡充や1か月健診への助成など、子育て世帯を支える取組の充実を今現在図っているところでございます。

御質問の3歳未満の乳幼児の保育料の無償化についても、検討課題の一つとしては、かなり重要な問題として認識しておりますが、相当の財源確保が必要でございます。その関係で、現時点では実施に至っておりません。財源の問題も含めて、国、それとあと県、県のほうが今回の県議会の当初予算のほうで、第3子のほうの無償化するという形で上げておりましたので、今現在まだ報道発表以上のことがあっておりませんので、その辺りも聞きながらというところになります。そういっ

た動向も確認しながら、様々な子育て支援策と併せて検討してまいりたいと思っております。

以上です。

**◎議長（末若憲治君）**

田川議員。

**◎10番（田川正治君）**

では、最後の質問になりますね。

国民健康保険税の均等割を18歳まで無料にする考えについて質問いたします。今までも国民健康保険の均等割について、軽減を求めてきました。それは今までも述べてきましたが、健康保険の中で、被用者保険の場合は、子どもの扶養家族、何人いても保険料は変わらないということ。所得ということが基本で、国民健康保険の場合、家族の人数に応じてかかる均等割、もう一つは平等割というものもあり、そういう点で子どもが多いと健康保険税が高くなるというのは、今のこの少子化の中での子育てしていくという点について、大きな出産ペナルティということになるんじゃないかということなどの報道もあります。そういう点から、子どもが増えると国民健康保険が増えるという負担を軽減するために、この、まずは、就学前の半額の助成とか、それとか7歳から18歳の全額助成を目指していく。そういうようなことなど、対象人数とか、いろんなことも含め全国的には行われております。そういう点で言えば、昨年12月議会で所管課の課長のほうからも、「お子様にかかる均等割は、負担が大きいことを考慮して、今後検討課題です。」ということを受けております。そういう点で、担当所管課のほうで、この内容を具体的にどのよう

に検討されたのか、説明を求めます。担当所管課の答弁を求めます。

**◎議長（末若憲治君）**

大内田住民課長。

**◎住民課長（大内田亜紀君）**

それでは私のほうからお答えをさせていただきます。繰り返しになる部分がございますと思いますが、昨年度、3月議会でも御説明をさせていただきました内容も含まれておりますけれども、国民健康保険制度に取り巻く環境といたしましては、国は、将来にわたり国保財政を安定的に運営していくために、都道府県における保険料水準完全統一の早期実現を目指しております。福岡県といたしましても、今後、被保険者数が減少して、高齢化の進展や医療費の高度化により、一人当たり医療費が増加傾向にあると見込む中、国が示す県内保険料水準の統一に向けて、各市町村に国保財政の安定的な運営を求めているところであります。

さらに、統一化に向けて保険税の算出方式のほか、減免等の規定につきましても

統一を検討しているところであります。繰り返しになりますけれども、当町におきましても、今後の県の取組に沿った対応を行っていく必要がありますので、18歳までの被保険者に対する均等割の軽減や免除等については、更に県の動向等に注意をいたしまして、慎重に検討を行ってまいります。先ほど子ども未来課長のほうからもありましたけれども、できるところから町として検討しているというところで、今回は10月からにはなりますけれども子ども医療費の拡充のほうを行ってまいりたいと思っております。その辺を含めまして町としては検討しておりますので、是非御理解をいただきたいと思っております。

以上です。

**◎議長（末若憲治君）**

田川議員。

**◎10番（田川正治君）**

国、県ということだけでの施策では、町が単独でいろんな政策を行っていくということなどを力入れて取り組んでいかないと、もう国と県が行ってるから、それでそれ以上のことができないということでは、町民に対してのいろんな要求、要望に応えるということが十分できないというふうに思います。そういう点で言えば、これは粕屋町とか、私がこの町議会で均等割の軽減を述べてるわけではありません。何度も今までも一般質問の中でも今言ってきましたが、全国知事会も含めてこの均等割の廃止ということも含めて、国に要望出したりしてきてるんですよ。

だからこれは、国がもっと国庫負担を増やすということが解決策としては一番の取組だと思っております。ただ、先ほど言いました社会保障関連の予算を削減して抑えられるという状況のもとでは、その予算が回ってくるまで待つのかということになってくるかと思っております。粕屋町は、財政規模も含めて、基金なども含め、先日資料を見ましたら財政力指数が3番目と県内で。ということなどで、非常にそういう財源、財政を使っているような施策を行っていくことができる町だというふうに私は思っております。そういう点で、町長も18歳未満の均等割について、私一般質問の時に要望したのですが、町長は、全国知事会が要望されたことに立脚して町としても今後の検討課題にしますということ。そういう点で言えば、全国知事会が申し込んだそういう均等割の問題、これが地方自治体の中でも取り組むべき一つの課題というふうに町長が受け止めての答弁だったというふうに思うんですが、その点も含め、均等割の無料化について、町長の答弁を求めます。

**◎議長（末若憲治君）**

箱田町長。

**◎町長（箱田 彰君）**

この国保制度につきましては、我々基礎自治体の正に窓口に関わる、住民とのですね、窓口に関わる非常に大きな問題でございます。ただ、飽くまで法制度でございますので、県を通じて国のほうに要望し、国で議論されるべき大きな問題というふうに理解しています。ただ、そういった声は、我々も知事と一緒に要望活動、正に県一体となって、そういった問題について取り組む所存でございます。

**◎議長（末若憲治君）**

田川議員。

**◎10番（田川正治君）**

国の問題だということについては、先ほども私も意見を述べましたが、結局今、先ほど説明した保育料の問題も含めて、それぞれ自治体で、国保の問題もそうですが、全国的には自治体で予算を付けて、そして引下げとか減免していくというのが行われてるんですね。国保料そのものの引下げということになったら、県のこういう国保連合会のほうからのいろんな指摘などもあって、一般会計繰入はできないということなど、指摘されてると思います。しかし、この均等割とかそういうものについては、この一般財政からの繰入れとしては可能だということになってるわけですね。だから全国的にもこれに取り組んでいるわけです。是非そういう点も含めて、今後、国の施策、県の施策で取り組めるものは当然ですが、そういうことが十分できない分については町としても積極的に検討していってほしいというふうに思いますけど、再度町長の答弁を求めます。

**◎議長（末若憲治君）**

箱田町長。

**◎町長（箱田 彰君）**

国保財政につきましては、正に今、やっと赤字解消ができる、そういった状況になりつつあります。これが県内の統一化の最低条件でございます。そのやっとスタートラインに着けるということでございますので、今、緊急に均等割の廃止ということは、粕屋町単独では考えられる状況ではございません。

**◎議長（末若憲治君）**

田川議員。

**◎10番（田川正治君）**

以上をもちまして、私の一般質問を終わります。

（10番 田川正治君 降壇）

**◎議長（末若憲治君）**

ただ今から休憩といたします。

再開を10時35分といたします。

(休憩 午前10時22分)

(再開 午前10時35分)

**◎議長（末若憲治君）**

再開いたします。

議席番号4番、古家昌和議員。

(4番 古家昌和君 登壇)

**◎4番（古家昌和君）**

議席番号4番、古家昌和です。

通告書に従い、質問をさせていただきます。

まず昨日、お昼間だったと思うんですけども、FBSで粕屋町が取上げられて、糟屋郡いらんないんじゃないか問題ですね。とても楽しく拝見させていただきました。シティープロモーションの一環だとは思うんですけども、すごく面白い話を聞かせていただいて、ちょっとにっこりして見ておりました。先日の話なんですけども、ごめんなさい。

まず、1番目の質問からいきます。町内のAEDについてということで質問させていただきます。1問目です。

令和7年6月1日に粕屋町総合防災訓練が実施予定で、というよりも、質問出した時はこれまだ予定だったんですが、現在もう終了しておりますね。実施され、今後の課題として、全庁における持続的な自助防災意識の醸成が、期待される所でございます。インターネット上の情報では、粕屋町には、民間施設を含め94の施設にAED（自動体外式除細動器）が配備と記載されておりました。そのうち、粕屋町が管理するAEDの運用について、町の考えを聞きたいと思っております。

まず一つ目なんですけども、先にお話ししました、令和7年6月1日に実施された粕屋町総合防災訓練の参加者の反応は、いかがでしたでしょうか。

町長、お願いいたします。

**◎議長（末若憲治君）**

箱田町長。

**◎町長（箱田 彰君）**

今回の6月1日の行政組織の変更によりまして、地域共創課というのが担当になります。そちらのほうが、当日の様々な運営、そしてその後の協議につきましても、担当しておりますので、課長のほうからお答えします。

**◎議長（末若憲治君）**

高榎地域共創課長。

**◎地域共創課長（高榎 元君）**

それでは、防災を担当しております地域共創課から答弁をいたします。

当日は、五つの自主防災組織で実施された防災訓練の参加者は、合わせて353世帯、453人でした。このうち約6割の279人にアンケートを行いまして、アンケートにお答えを頂いております。その設問の中に、本日の訓練に参加してどうでしたかという設問がございましたので、その回答を紹介しまして、粕屋町総合防災訓練の参加者の反応としまして、答弁としたいと思います。「大変よかった」と答えた方は、132人で全体の47.3%。「よかった」と答えた方は、125人で全体の44.8%。合わせて257人、92%の方が、粕屋町総合防災訓練に参加して、「大変よかった」

「よかった」と回答をされました。訓練の概要等詳細につきましては、今定例会の総務建設常任委員会のほうで報告を行うこととしておりますので、答弁については以上とさせていただきます。

#### ◎議長（末若憲治君）

古家議員。

#### ◎4番（古家昌和君）

はい、ありがとうございます。本当に90%以上の方が、この防災訓練をしてよかったという回答を頂いたということで、すごく、実際役に立ったんだなあという思いであります。恐らく町長も長年、こういう形で、全庁挙げて、一度やりたいという思いがやっと実現したと思うんですけども、ただ参加された自治区が5行政区だったと思います。ですので、これを機にどンドンどンドンこういったものを広めていきたいというふうに私も思っておりますし、私が住んでおります区も、参加是非する日が来ればというふうに思っております。

今回は、この中で先ほど話しましたけど、AED。これにちょっと注目して、焦点を当てていろいろ質問をしていきたいと思っております。

AEDというのは、以前は医師など限られた人しか使用できない状況でした。2004年の7月から、一般の方でも使えるように規制が緩和され、救命時に必要な操作など音や光で案内したり、今ではフルオートのものもあります。一般の人でもAEDを用いた救命活動が行えるようになりました。AED、毎年10万台を超える勢いで増加しております、現在まで約137万台を超えるAEDが、販売されたというふうな実績があります。ただ、強制的な登録制度が無いので、今現在稼働しているAEDが何台あるかってのはよく分かっていないというのが現状らしく、推定で69万台。日本中に69万台のAEDが稼働しているという、設置されているという状況になっているそうです。これはもうアメリカに並ぶ、AED保有国ということで、日本は、かなりのAEDが設置されているというふうになっております。

それで、まず粕屋町のほうで把握できている、町内の民間も含めて、施設、イン

ターネット上では94施設と書いてあったんですが、この情報がどこまで正しいのか私も分からないので、ある程度その把握はされているのかなというところと、あと、粕屋町のほうで管理をしているAEDの数とか、もし分かるようであれば、その辺を御答弁お願いいたします。

**◎議長（末若憲治君）**

高榎地域共創課長。

**◎地域共創課長（高榎 元君）**

令和元年度に小学校校区別の防災マップを作成しており、その基礎調査の時点で、各指定緊急避難場所、指定避難所、福祉避難所のAED設置箇所数を確認し、防災マップに記載をしております。防災マップこういう形でありまして、この裏の所にあるんですけれども、内容としましては、45の指定緊急避難場所、指定避難所、福祉避難所のうち31施設にAEDが設置されています。先ほど言われましたインターネット上のリストを確認しましたところ、議員御指摘の94施設の中で、避難所は17施設しか掲載をされていないため、実際には粕屋町内に100箇所以上はあるものと考えられます。しかし、避難所以外の施設については、現認の調査を行っていないため、町内の設置数については、参考数になるということを申し上げます。

以上です。

**◎議長（末若憲治君）**

古家議員。

**◎4番（古家昌和君）**

はい、ありがとうございます。やはり、全国的にも実際どれぐらい配置されてるかってのが分かっていないということなんで、ただインターネット上で、94施設で今町のほうで調べていただいたら、100以上あるということですので、安心なのかどうかちょっと分からないんですけども。消防庁の資料によると、公的な場に設置されたAEDは、約343台に1台の割合で稼働しているというデータが出ているわけですね。ですから、粕屋町では、100施設ですけども、一つの施設の中に何箇所かあるところがやっぱりあると思いますので、例えば、イオンモールだとか、ああいっただころ何箇所もあると思いますので、実際、稼働しているのは消防庁のデータによると、341台に1台が稼働してるというふうな状態になってるそうです。その結果、一般市民が目撃した心肺機能停止傷病者に対し、AEDによる救命率は、42.6%と結構高い水準を示しているということなんです。なので、AEDを使えばかなりの確率で、42%以上の確率で救命なされたという実績が残っているということです。そのAEDなんですけれども、町のほうで管理しているAED、この設置場所と数、先ほど御答弁いただいたと思うんですけども、この管理体制なんですけども、今現

在どのような管理をなされているか、ちょっと教えていただけないでしょうか。

**◎議長（末若憲治君）**

堺教育部長。

**◎教育部長（堺 哲弘君）**

町のほうで管理をしておるものということでございますけど、私のほうから学校及び社会教育施設に関してお答えをさせていただきたいと思えます。

まず、学校でございますけども、各学校2台ずつ、6校ございまして、計12台が設置をされております。1台は校舎内にありまして、もう1台は体育館付近に設置をしております。これ、社会体育等でも使用できるようにという形で配置をしておるものでございます。日常的には配置をしております。各学校の教職員のほうの管理下でございますけれども、本体の購入及び消耗品、電池、パッド等交換が必要になりますので、こういうものは全て学校教育課のほうで所管をしております。

使用事例につきましては、学校では幸いなことに、ここ10年以上ないようでございます。学童保育所及び教育相談室「ぽると」につきましては、必要な場合は学校及びこども館に設置をされておりますAEDの使用を想定しておりますので、それぞれ個別に独自では設置をしておりません。

次に、社会教育施設でございますけれども、こちらサンレイクかすやに、1台。かすやドームのほうに、2台。粕屋フォーラムのほうには、文化財の発掘現場がございまして、持ち出しも含めまして、計4台。都合7台保有をしておるところでございます。こちらは各施設の課長ですとか、館長が管理をしております。

使用事例につきましては、平成22年以降で、かすやドームで3件ございました。一番直近では、昨年6月に体育館を利用されておりました方が、一時心肺停止になるという事例が発生をしております、この際AEDを実施し、救急隊に引き継ぐまでの10分間、体育館の職員のほうが2名で交代しながら、気道の確保と胸骨圧迫による心臓マッサージを実施しております。男性は幸いに3週間後に退院をされまして、この件につきましては、後日消防署より感謝状も頂いたところでございます。

以上です。

**◎議長（末若憲治君）**

古賀住民福祉部長。

**◎住民福祉部長（古賀みづほ君）**

住民福祉部のほう、またまとめてお答えいたします。

住民福祉部の各課が所管する施設では、健康センター、粕屋町福祉センター、柚須文化センター、上大隈公民会館、かすやこども館、町立幼稚園が4園、町立保育所が3園と、12の施設に各1台ずつ合計12台のAEDを設置しております。管理につ

きましては、各施設の課長または館長、園長が行っておりますが、本体の購入や、先ほどもほかの課から申しあげました消耗品等の交換は、各施設の所管課であります、健康づくり課と福祉課と子ども未来課が行っております。これまでの使用事例につきましては、10年以上全くないようでございます。

以上です。

**◎議長（末若憲治君）**

古家議員。

**◎4番（古家昌和君）**

教えていただいてありがとうございます。適切な管理がなされているということも分かりました。

一つちょっと気になる話があったんですけども、厚生労働省の調査によると、AEDを収納するボックスには、バッテリーや電極パッドの次回交換が記されたタグがついているということなんですね。消耗品が送られてきて、交換はしたものの、タグの日付を書換え忘れたとか、予備のパッドが使用期限になっていたけども使っていなかったで、以前のものを横に入れたまま、未使用のままそれを取り替えずに入れていた。新しいパッドを別の棚にしまい込んだりする事例が見受けられたという報告があっているそうです。

もし、本当にAEDが必要なときに、適正な管理がなされていないことで、AEDの本来の性能が発揮できず、救える命が救えないことは絶対にあってはならないことだと、私も思っています。日々の日常点検が適切にされていれば、防げたかもしれないこの事例、毎年、厚生労働省のほうに、届けがあつてるということです。なので、国としては、厳格な管理体制を求めているのが現状だと思います。お隣の古賀市では、2017年、平成29年に古賀市自動体外式除細動器管理規程というのを設けて作成されています。いわゆるAED管理規程が策定されているということですね。その内容は、市が設置したAEDに対して、施設ごとに管理責任者、点検担当者を決め適正な管理を行うという指針を作っているということです。

そこで、ちょっとお伺いします。粕屋町にもこのAEDの管理規程、こういったものがまずあるかないか、すみません、あるかないかで結構です。お答えいただいでよろしいでしょうか。

**◎議長（末若憲治君）**

箱田町長。

**◎町長（箱田 彰君）**

はい。どこの所管課長も手挙げません。ということはありません。それだけ取りあえずお答えします。

**◎議長（末若憲治君）**

古家議員。

**◎4番（古家昌和君）**

今町長のほうから、ありませんということでお返事頂いたんですけども、住民の命を守る行政として、粕屋町の、町長の施政方針の中でも、「安心して生活できるまちづくりを目指す」というふうなことが書かれていました。住民の生活を守る行政として、本町でもこのAED規定管理を策定し、適正な管理に努めるべきだと考えますが、町長の御見解をお願いいたします。

**◎議長（末若憲治君）**

箱田町長。

**◎町長（箱田 彰君）**

本当に建設的な御意見と思います。本当に宝の持ち腐れですね。実際、運用するときには使えない状態、もうこれ一番いけないんですが、その都度、所管の管理者は、点検はしております。中の更新についてもやっていますが、その細部について、統一的にそれがマニュアル化してるかどうかというのは、ちょっと甚だ疑問でございますので、これはもう、すぐにでも対応して、規程を作りながら、それぞれの規定どおりにそれが実行されているかどうか、そのチェック体制も含めて、完備したいと思います。ありがとうございます。

**◎議長（末若憲治君）**

古家議員。

**◎4番（古家昌和君）**

町長のとても建設的なお答え頂きました。本当ありがとうございます。私もちらっといろいろ調べてると、古賀市のが、たまたまちょっと目に付いたもので、うちの町本当にあるのかなって、ちょっと事前に調べたんですけども、出てこなかったもので、恐らくそうじゃなかろうかと思っておりましたので、これを機会に是非よかったら、今年から粕屋町は防災訓練も始めましたので、いい機会じゃないかと思っておりますので、是非よろしく願いいたします。

今現在行われている管理体制で、各担当所管で点検をしているということであつたんですけども、その点検項目というのは、どういった所を点検されているか。教育部長になりますかね。もしお分かりなら教えてください。

**◎議長（末若憲治君）**

堺教育部長。

**◎教育部長（堺 哲弘君）**

基本的には、先ほど申されました消耗品。こちらのほうの期限切れと、あるいは

そういった消耗品が先ほど言いましたように、古い物が入っていたり、入っているべき物がなかったりとか、そういったことがないかというような形になるかと思えます。実際その機器がちゃんと動くかどうかという形になりますと、なかなかその職員が動かしてみるのも難しゅうございますので、何もしないでは、講習会等が大体、数年に1回は少なくとも行っておりますので、そういった中で実施をされてるのかなというふうに思います。

**◎議長（末若憲治君）**

古家議員。

**◎4番（古家昌和君）**

ありがとうございます。そうですね。やはり消耗品、期限切れの物がないか、先ほど言いましたタグの書き忘れがないかとか、そういったところだと思います。

私もちょっと調べてみました。どういった点検を行わなければいけないのかというところなんですけども、まず、本体のインジケータ。表示ランプ、これがちゃんと点くかどうかの確認。これは、テストボタンみたいなものがあるらしいんですね。これをしていただいて、ちゃんとランプが点くかどうかの確認。あと2番目に電極パッド、これの使用期限の確認。切れている物は、ちゃんと新しい物に取り替えないといけないというところですね。あとバッテリーの状態ですよ。この状態も、セルフテストというボタンがあって、それを押すと、自動チェックを行って、きちっと充電されてるかどうかという確認ができるそうです。あとは、本体、ケースの外観ですね。備品、外観が汚れてないか、壊れていないか、異物が混入していないか、衝撃による破損がないかとか、そういった所を点検すると。最後に、今部長のほうがおっしゃっていただきましたアクセサリ備品。この分の有無ですね。これを確認するというところなんですけども、この中に、まず大人用と子ども用のパッド。子ども用のパッドが無い場合もあるそうです、場合によっては、が、まず一つ、備品のチェックですね。あと、はさみ、これ例えば衣類を切ったりとかするときのためだと思うんですね。あとは、直接要救助者に触れないようにということなんですけども、手袋。これも入っていると。あとは、タオルなどが入っているかという、点検をしないといけないということが定められているそうです。

その中で、もう1点ちょっとお伺いしたいことがあります。この備品の中に、消耗品備品の点検の中に、粕屋町の管理するAEDの中に、三角巾というのは、備品として、その中に含まれていますか。ちょっとそこだけ、もし分かればお願いします。分かれば結構です。

**◎議長（末若憲治君）**

堺教育部長。

◎教育部長（堺 哲弘君）

学校社会教育関係の施設に関しましては、今のところ含まれていないというふう  
に認識しております。

◎議長（末若憲治君）

古家議員。

◎4番（古家昌和君）

今なぜちょっとお尋ねしたかという、これ標準では入っていないそうです、や  
っぱり。ですので、今各自治体で、私もどこが、近くでそれを備品としてきちっと  
管理してるのかなあと調べてみると、もう日本全国いろんな所が出てくるんです  
ね。うちの町、三角巾配備しました。配備しました。配備しましたというのがです  
ね。ただこの辺だとちょっとあんまり見かけなかったんですけども、県南、福岡  
県南部のほうに行くと、かなり、そこに設備として、備品としてそこに収納して  
ることが分かりました。なぜちょっとこれお尋ねしたかという、救急救命の  
プライバシーの配慮に関することなのですけども、AEDを使用する際、傷病者の右  
胸と左下脇の2箇所にパッド付けないといけないんですね。そのときに、服を脱が  
せないといけないという必要があります。それか、切るかですね。傷病者がもし女  
性だった場合、これ男性に比べると、AEDの使用率が低いというデータが、実は出  
ているんですね。それは、やはり女性の傷病者に対して、男性がAEDの使用をため  
らうというのが、一つの原因だそうです。

もう一つの課題として、余り言葉はちょっといい言葉ではないんですけども、不  
同意わいせつという捉え方をされるというケースが出てきているそうです。もちろ  
ん、こういった場合で、緊急の場合に、そういう処置をすることは、もちろん罪に  
は問われないんですが、ただ、今まで訴えられたというケースがあるそうなんです  
ね。最終的には取下げられてるんですけども、万が一そういうことがネット上に  
いろいろ書かれてるので、そういうことを知ってる人たちは、これ関わるとちょっ  
と、というような思いもあるかもしれないので、できるだけこのプライバシーに配  
慮したような処置ができるといいなと思って、他自治体が作っている備品の一部を  
ちょっと再現して持ってきました。このような、100均である、こういうクリアフ  
ァイルみたいなやつに、この中に三角巾の新しい物で使い方いろいろ書いてありま  
す。腕をこうしたりとか、止血に使ったりだとか、いろんな使い方ができます、ま  
ずですね。それと、この使い方が書いたマニュアル書。こういったのをこういうふ  
うにやって使ってくださいというような、マニュアル書が入った物、これを設置し  
ている自治体が最近増えているということなんですけれども、うちの町でも設置し  
てみませんか。という問いかけなんですけども、部長でよろしいですかね。お願い

いたします。

◎議長（末若憲治君）

堺教育部長。

◎教育部長（堺 哲弘君）

もしかしたら、どっか後から追加で地域共創課から何かあるかもしれませんが、私の認識では、講習会等を行う場合に、うちの女性消防団等が行きまして、講習しておる例があると思うんですけども、基本的には、言われたような心配がございますので、着衣でのAEDの実施ということで今やっているように認識をしております。言われました、三角巾等をかけるにしましても1回服は脱がさないといけませんので、それがどこまで有効かもありますけれども、選択肢として、いろいろもちろんあったほうがいいと思いますので、そういう意味では、今後検討をさせていただきたいなというふうに考えておるところでございます。

◎議長（末若憲治君）

古家議員。

◎4番（古家昌和君）

ありがとうございます。いろんな方法があると思います。これが一番理にかなった方法だとは思っておりませんが、何かプライバシーに配慮した救護ができるような体制を整えておくということも、一つ大事なことなんじゃないかなというふうに私は思っております。是非、前向きに御検討いただければと思います。

それと最後の、これ4番目ですね。（4）の質問になります。救命救急講習参加への啓発はというところなんですけども。AEDの設置場所に関してなんですけども、先ほども、設置されている箇所を説明していただきました。私、粕屋町のホームページの中を探していくと、特に一覧になって、AEDここにありますよっていうのを書かれてる場所はなかったような気がするんですが、あと先ほど話出てきました防災マップですね。これには、全部、今最新版のやつも全部書いてありましたね。ここには○、○、○あります、あります。ない所は、横線引いたりしてあって、そういった状態になってたと思うんですけども、町民に分かりやすく、AEDのある場所、設置場所を周知することもすごく必要だと思っています。今現在、粕屋町のホームページ上のAEDの設置についての案内、こういったものは、現在なされてありますでしょうか。どなた。部長でよろしいですか。お願いします。

◎議長（末若憲治君）

2人手を挙げられると困りますね。

高榎地域共創課長。

◎地域共創課長（高榎 元君）

6月1日の機構改革前まではホームページも担当している部署でしたので、恐らく私の記憶では、AEDの一覧が掲載されてる所は無かったかと思います。

以上です。

**◎議長（末若憲治君）**

古家議員。

**◎4番（古家昌和君）**

はい、ありがとうございます。はい、そうですね。私も数日前から探してるんですけどなかなか見つけれないのが現状でした。出てきたのが、先ほど部長がおっしゃっていただいた、この救助されて表彰されましたというような記事ですね。こういったものを探すことができました。ただやっぱ設置場所についてはなかったんですけども、近隣の町でもやはりそういった一覧でまとめてある町もございます。なので、そういう一目でも分かるような表示をすることも、町民に対しての周知につながっていくんじゃないのかなというふうに思っております。民間のグーグルマップとか、そういったものを活用して、地図でここにありますありますっていう所もリンクをですねすれば、そこで表示されるような、民間のサービスもあったみたいですので、そういった所も利用しながら、是非、町民に対しての周知、こういったものを行っていただければと思っております。

それで、救命講習の話なんですけども、総務省のホームページには、自動体外AEDについて、平成16年に医師でなくても、一般市民でも使えるようになり、学校、駅、公共施設、こういった所に急速に普及してまいりました。AEDが有効に活用されるためには、一般市民が日頃からAEDがどこに置いてあるかを把握する、この使い方に習熟している必要があるというふうに記載されておりました。このため、AEDの場所が簡単に知りうるような、町のそういうホームページ、そういったものに記載していくこともとても大事なことだというふうに思います。6月1日の防災訓練の中でももちろんAEDの講習が行われたと思うんですけども、ああいう大きな講習以外に、例えば個人的に行こうと思えば、消防署ですか、そういった所で講習が行われて、自分で申し込んだりして行かないといけないと思うんですけども、町のほうから、例えばそういう講習会に参加をしてみませんかというような問いかけ、そういったものはどのような形で周知されておりますでしょうか。

**◎議長（末若憲治君）**

高榎地域共創課長。

**◎地域共創課長（高榎 元君）**

今、議員さん言われましたように、救命講習会の実施主体は消防署という形になります。粕屋町は、広報かすやの中に情報を載せておりまして、啓発を行っており

ます。令和7年度、定期普通救命講習会の案内については、広報かすや4月号に掲載しております。それから町では、粕屋町消防団広報啓発班と連携をしまして、SNSで救命講習参加告知を行うとともに、防災訓練だけではなくて、防災講座の中でも実施をしていることがございます。今言われました6月1日の粕屋町総合防災訓練においても、長戸区、内橋三区に赴きまして、広報啓発班が、AEDを用いた救命講習講習を実施しております。先日、確か5月中だったと思います。出前講座みたいな形で確か中央小学校に赴いて、広報啓発班が、この救命講習を実施しておりますので、ある程度人数がそろえば、10名以上になりますけれども、出前講座という形でも実施することは可能なのかなというふうに考えております。

以上です。

#### ◎議長（末若憲治君）

古家議員。

#### ◎4番（古家昌和君）

ありがとうございます。いろいろな啓発をしていただいているということなので、非常に安心をしました。まだまだ、やっぱり足りない部分もあると思います。実は私も受けたことありまして、私の免許証ではないんですが、免許証というか、講習修了書ではないんですけれども、こういう修了書を頂けるのですね。何か非常にありがたい感じがします。なので、私も更新をしながら、このまま続けていきたいと思っております。

そういう講習ももちろんそうなんですけども、そういう災害のときに、物すごく頼りになる方がいらっしゃいます。それは、防災士さんという方ですね。私の知り合いにも何人かこの資格を持ってる方がいらっしゃいまして、これは国家資格じゃなくて民間の認定試験資格なんですね。私も受けてみたいなという思いが前々から実はありまして、いつかは取得してみたいと思っております。

ただ、この防災士なんですけども、認定非営利活動法人というところが実施してるんですけども、自助、共助、協働を原則とし、社会の様々な場で防災力を高める活動が期待され、そのため、十分な意識と一定の知識、技能を習得したことを日本防災士機構が認定した人のことを言います。ただ、防災士資格を取得するに当たって、研修費を除き、まず教本代が、4,000円掛かります。それと、ここの機構が実施する、防災士資格取得試験試験料、これが、3,000円掛かります。防災士認定登録料、これが、5,000円掛かります。合計で1万2,000円消費税込みです。の費用が掛かる状況で今あります。この防災士の、これは飽くまでも教本と試験を受けて登録するまで、実はこのほかに講習を受けないといけないんですね、2日間の講習を。この講習が、民間の研修機関とか自治体、大学などで行われておるんですけど

も、おおむね調べてみますと、4万円から先ほどの1万2,000円と別に、4万円から6万円の費用が掛かるということです。

この費用に対して、福岡県内でちょっと調べてみました。福岡県内では、大牟田市、久留米市、八女市、大木町、小郡市、筑前町、大刀洗町、豊前市、苅田町、水巻町、遠賀町、岡垣町、宗像市、直方市、古賀市、宇美町では、住民が福岡県防災士養成研修を受講する際に、受講費に対し補助金を出しています。もしかするとちょっと今の古い情報も含まれてるかもしれませんが、過去は出してたけど、今出してない所も、もしかするとあるかもしれません。私が調べた範囲では、今御紹介した自治体では補助を出しているということだったんですけども、地域防災の要となる防災士の育成を推進するために、この研修費用の参加に対して補助金制度を導入してはどうかと、私は考えているんですけども、これはそれぞれやっぱり各自自治体で事情が違いますので、なかなか、うちもというわけにいかないと思うんですけども、行政区ごとの防災士を育成できる体制を整えることで、自主防災力を高め、地域の防災組織をより強固なものにすることができると私は考えますが、町長の御見解を伺います。

**◎議長（末若憲治君）**

箱田町長。

**◎町長（箱田 彰君）**

先日行いました総合防災訓練、これは正に行政だけではなくて、地域と共に、この粕屋町の防災について、災害に強いまちづくりのために必要です。その中で、正にマンパワーなんですね。地域でそれぞれリーダー、防災リーダーとなる方を養成しながら、行政と一緒に、もちろん企業もあります。企業の場合には、結構防災士の方がおられるんですが、そういった正に防災のリーダーとなるべき方を養成するには、防災士の講習の補助というのは、これは必要不可欠だろうと、私は思います。今後検討課題とさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

**◎議長（末若憲治君）**

古家議員。

**◎4番（古家昌和君）**

本当に前向きな御答弁いただき、本当ありがとうございます。私も本当前々から取ってみたいと思ったけど、こんなにお金掛かるんだというのが、正直なところだったんですね。ですけども、私も近い将来必ず取ってみたいと思っておりますので、期待して待ってください。お願いいたします。

最後に、ちょっとかわいい話があったので、一つだけちょっとさせてください。皆さん御存じと思いますが、幼稚園という本がありますよね。小学1年生とかって

こういう、この中に、AEDの実物大と同じサイズの物が、付録で付いてるというような、こういう啓発をやったという。もう本当、ほっこりするような、ニュースだったんですけども、こだわったのは、リアルさ。ボタンを押すと、青いシートから剥がして、図のように、右胸と左胸脇に貼ってくださいというアナウンスが流れるそうです。こういう、多分これ、小学館になるのかな、出版社のほうから出てるようなこういうリアルな付録もありまして、「これは神付録だ。」というふうなことでSNSでもかなり話題になったということでした。一般の人が、誰でもAEDが使えるようになる、そして大人から子どもまで、楽しく学んで、AEDが使える環境を作っていきたいと、いければと、私は思っております。

◎議長（末若憲治君）

古家議員、ごめんなさい。次の質問に行く前に、高榎課長が答弁したいと。

◎4番（古家昌和君）

では、すみません。お願いいたします。

◎議長（末若憲治君）

高榎地域共創課長。

◎地域共創課長（高榎 元君）

すぐ私がお答えすればよかったんで、先ほど防災士の補助のところでは話がでてたんですけども、もともとこの福岡県の防災士養成研修試験の概要がありまして、対象される方が幾つかこれ要件があるんですけども、その全てに合う方については、この養成研修の受講料、5万3,900円相当が、無料になるということで、それ以外の教本代、受講料、認証登録料1万2,000円については、御本人の負担という形になるんですが、一応ここのこの事業については、県の補助があるということだけ、ちょっと申し添えておきたいと思っております。

以上です。

◎議長（末若憲治君）

古家議員お願いします。

◎4番（古家昌和君）

ありがとうございます。それは私も全然、存じ上げてませんでした。本当非常に重要な情報ありがとうございます。

では、二つ目の質問に入っていきます。はい。二つ目です。

薬物乱用防止教育の啓発についてというところなんです。福岡県において薬物の乱用対策について、覚醒剤事犯の検挙数は減少傾向にあり、危険ドラッグに起因する緊急搬送は、平成29年以降、低水準で推移していることなど、一定の効果が得られている。しかしながら、その一方で、大麻事犯による検挙数は、若年層を中心に、平

成27年以降、継続して増加傾向が見られ、令和5年の検挙者数は、475人と過去最多を更新。検挙者のうち8割が30歳未満です。若年層で19歳以下の少年の検挙者数は109人です。結果、令和5年度の検挙者数は、過去最多。少年検挙補導人員も過去最多。若年層の構成比も過去最多。これらの状況を踏まえ、町の考えを問いたいと思います。（1）です。本町での薬物乱用教育及び保護者への周知の現状はどのようなになっているのでしょうか。お願いいたします。

**◎議長（末若憲治君）**

堺教育部長。

**◎教育部長（堺 哲弘君）**

学校につきましての薬物防止教育の部分になりますけれども、小中学校における薬物乱用防止教育の実施状況をお伝えいたします。小学校では5・6年生、中学校では全学年を対象としまして、毎年1回、薬物乱用防止教室というのを開催しております。

内容といたしましては、学校薬剤師あるいは警察職員等に講師を依頼いたしまして、主に薬物の依存性や乱用した場合の健康被害、薬等の正しい使い方ですね。それからオーバードーズですとか、違法薬物に誘われた場合の断り方、これも毅然としてちゃんと断りましょうとか、大人のほうに相談をしましょうとかいうような内容になりますが、そういったものを、お話を頂いておるところでございます。また、依存制度やリスクの観点から、薬物だけにとどまらず、アルコールや喫煙、それからネットやゲーム依存という形にも話を広げていただいている学校もございません。

保護者のほうに対しましては、各学校から学校通信また学級通信等いろんな連絡手段を持っておりますので、そういったものを活用しまして、情報提供また啓発に努めているところでございます。

以上です。

**◎議長（末若憲治君）**

古家議員。

**◎4番（古家昌和君）**

ありがとうございます。実は私もこの薬物乱用の講習会に参加してきました。その時にも、いろいろお話を聞いてきたんですけども、本当にこの若年化していることがすごく問題だということで、先ほどもちょっとお話ししましたが、覚醒剤、これはもう右肩下がりなんですけども、この大麻、これがずっと右肩上がりになっているというのが現状です。その中の構成比が、もうこれが令和5年度、80%を超える方が30歳以下の事件だというふうな状況で今あるということですね。何で

そういったものに手を出してしまったかという、もう本当ちょっと見にくいんですけども、好奇心ですね。あとは、その場の雰囲気。友達に誘われたとかですね。そういったことで、もうすぐ手を出してしまう子たちが大半だということなんです。ですので、このやっぱり最初の一步、これを踏み出してしまうと、大変なことになっていくというのが分かっているということです。その中で、まずやっぱり断る勇氣ですね。こういったものがすごく大事なのと、先ほどの部長のほうからもお話いただきましたけども、相談する勇氣ですね。こういったのをきちっと子どもたちに伝えていくということは大事なことだと思います。できることは、正直言って、もう伝えていくことぐらいしかないと思うんですね。

私が参加したその講習会の中で、一つポイントとなるようなお話をされてたんですけども、やはり、例えば22歳で、大麻に手を出したと。そのときを1とした場合に、じゃあ何歳のときから、それ始めた人の何倍ぐらいの、何て言うんですかね、常習というか、やめることができなくなるという状態になっていくかといいますと、22歳を基準にすると、15歳16歳だともう5倍とか7倍とかっていう形で、なかなかやめられないというのが現状らしいです。なのでやっぱり、小学校、中学校のときに、しっかりと薬物に対しての情報を身に点けてもらうというのが、大事なんだと思うんですけども。

実は、非常に私もびっくりしたんですが、何でこんなに事件で捕まってしまう子たち、検挙される子たちが多いのかということなんですけど、見えますかね。まず、大麻を所持すると罰則5年、最長5年ですね。栽培すると、最長1か月。というような罪だったんですね。これが令和6年の12月12日に改正されて、今までは使用しても、罰則がなかったんですね。不思議でたまりません、私も。去年の12月に改正されて、最長7年ということで、罰則ができたのが原因かどうか分かりませんが、令和6年は、がくっと減ってるんですね。なので、やっぱりこういう法整備。これやっぱ大事だったんだなというのが一つあります。なので、ここがなかったということが、一つの原因だったんじゃないかなというふうに思っております。

(2)の質問ですけども、今後、有効と考える防止対策はということなんですけども、一応お聞きします。何かこう、これをやると有効じゃないかというようなお考えがあったら、御答弁いただきたいと思います。

**◎議長（末若憲治君）**

堺教育部長。

**◎教育部長（堺 哲弘君）**

これも学校におきましては、なかなか警察のように取り締まるということは難しいうございますので、先ほどお答えしまして、議員の先ほどの御質問の中にもござ

いましたけれども、児童生徒の教育。また、保護者に対しての啓発。こういったものを繰り返し、とにかく行っていくということが、一番教育に関しては有効な手段であろうかなというふうに考えております。

**◎議長（末若憲治君）**

古家議員。

**◎4番（古家昌和君）**

もうそのとおりだと思います。もう繰り返し繰り返しですね。先ほどちょっと一つのキーワードを研修で頂いたというところなんですけども、これちょっと字が小さくて見にくいんですけども、こっちでいきましょうね。これちょっと、そうですね。これPTAのほうで作っている、薬物乱用防止のパンフレットであります。この中に、ここに大きくキーワードが書いてあるんですけども、家族の役割っていうところですね。

なので、先ほど保護者に対してもメールで周知したり、プリントを配ったりというようなことをやられてると思うんですけども、やはりこれも家族で考えていけないといけない問題。もちろん町ぐるみ地域ぐるみ、そして最小単位でも家族ですね。ここがやっぱり、いつもアンテナ張って、神経をとがらせておかないといけない部分だと思うんですけども、こういう家族と一緒に、例えば保護者と子どもたちと一緒に研修を受けるというような、機会は今までございましたか。

**◎議長（末若憲治君）**

堺教育部長。

**◎教育部長（堺 哲弘君）**

学校のほうに、先ほど申しました防止教育教室のほうの開催に、保護者を同席できてるかということをやっと尋ねましたけども、今のところ保護者が一緒に参加してというものは行っていないようでございます。

**◎議長（末若憲治君）**

古家議員。

**◎4番（古家昌和君）**

そうですね、なかなか保護者と一緒ってのは難しい環境であると思います。ただ、今いろいろオンラインとか、そういったのもできますので、そういったものを駆使していきながら、保護者に対しても直接訴えられるような場を作っていければ、私はまたいろいろ環境も変わってくるんじゃないかと。法整備も整いましたし、罰則もできましたので、その辺も含めたところで、保護者に対しても、教育という意味で、やっていければと思っております。薬物乱用について、家族それぞれの役割が十分に発揮されるような、学びの機会の創出が、ますます進むことを期待

いたしまして、私の一般質問を終わります。

(4番 古家昌和君 降壇)

**◎議長（末若憲治君）**

ただ今から休憩といたします。

再開を11時35分といたします。

(休憩 午前11時25分)

(再開 午前11時35分)

**◎議長（末若憲治君）**

再開いたします。

議席番号3番、川崎尚子議員。

(3番 川崎尚子君 登壇)

**◎3番（川崎尚子君）**

議席番号3番、川崎尚子です。

ちょっと軽い御挨拶を失礼します。今年の4月の29日より、粕屋町町会議員として働かせていただくことになりました。今回の選挙が無投票ということで、実際に町民の方々のジャッジを私は受けておらず、この場に立つのも本当に非常に大丈夫なんだろうかって不安はまだありますけれども、任せていただいた以上は、しっかりと粕屋町のために働いていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは通告書に従いまして質問を進めてまいります。

質問の1番、子どもの育成事業についてです。粕屋町には、子どもたちの育成を目的とした社会教育社会スポーツ団体が数々ありまして、例えばジュニアスポーツ団体、ホームページは登録団体今57ですかね、ほかの小中学校PTA連絡協議会、空と海の会、文化協会、その他の多くが粕屋町から補助金を出す形で任意団体として活動されていると思われまして。近年、社会団体様が役員の成り手不足や育成不足を第一の理由として、解散や、若しくは活動縮小を余儀なくされているというふうに聞いております。この件に関して、粕屋町はその情報を把握されているかどうかということ。また、解散を防ぐために、若しくは縮小などを避けるために、任意団体からの相談があれば、人員募集や確保のために共に努めてこられたんでしょうか。お願いします。

**◎議長（末若憲治君）**

石川社会教育課長。

**◎社会教育課長（石川弘一君）**

社会教育課のほうから回答させていただきます。

社会教育課では、団体から相談があれば、随時、協力を行っております。まず、社会体育関係につきましては、スポーツ団体から、社会教育課に対する役員の成り手不足育成不足に関する相談は、現在あっておりませんが、団員募集につきまして相談があれば、その際は、役場庁舎1階の掲示板や粕屋ドーム、サンレイクかすやの掲示板に人員募集のチラシを貼ることを許可しております。また、粕屋町ホームページにジュニアスポーツ団体紹介のページを設けており、希望する団体は、そのページで活動PRや人員募集をすることができるようにしております。

次に、社会教育関係につきましては、文化協会につきましては団体一覧を毎年7月広報かすやに掲載し、団体紹介と会員募集を周知しております。また、役員の担い手について御相談を受け、一緒に人材を探したこともございますし、文化協会の事務員の募集について、広報に掲載したこともございます。

令和6年度をもって解散された、子ども会育成会連絡協議会、以下子育連と申しますが、につきましては、令和6年11月下旬に子育連の会長より、解散の意向について報告がございました。解散の理由については、令和6年度で会長が退任することに伴い、役員会で協議した結果、会長の後任が決まらず、役員の担い手も不足していることから、解散を決めたとのことでございます。その後も継続的に子育連の会長とも協議を行いましたが、最終的には令和7年1月23日に子育連と社会教育課で協議を行いまして、社会教育課からは、令和7年度は休会して、新役員を選定することも提案させていただきましたが、子育連からは令和6年度をもって解散する考えは変わらず、解散となったものでございます。

以上でございます。

**◎議長（末若憲治君）**

川崎議員

**◎3番（川崎尚子君）**

御説明ありがとうございます。子育連の件も後からちょっとお聞きするんですけども、今ちょっと気になってるのが、小中学校のPTA連絡協議会という部分でちょっと細かい話になって申し訳ないんですけども、子どもの人数が増えていながら、やっぱり子ども会とか、PTAとか、やはり何ていうかな、これまでのやり方では役員に手を挙げる方がいない、お誘いできる方もいない、成り手もない、現場としては、すごく人が集めづらいというところの相談元が無いっていう声をよく聞きます。こういったことって、社会教育課さんのほうに御相談に行けば、相談に乗っていただけるという判断でよろしいのでしょうか。

**◎議長（末若憲治君）**

石川社会教育課長。

**◎社会教育課長（石川弘一君）**

個々のいろんな事例があると思いますけれども、各行政区等にPTAがあると思いますけれども、まずそこで御相談いただいて、そこでなかなか難しい事例とかがあれば、社会教育課に来ていただければ、一緒に御相談させていただいて、回答に向けて進んでいきたいというふうに思っております。

**◎議長（末若憲治君）**

川崎議員。

**◎3番（川崎尚子君）**

結構PTAとかは、子ども会もそうなんですけど、保護者ってプロではないので、どうしていいかわからないっていう方がすごく多いんですね。そんな中で模索して模索して、引継ぎをしてっていう、ずっとなんとかかんとかそれでやってきた団体さんだと思います。私としての意見なんですけど、子どもたちのサポートする側の保護者や地域の大人たちが、やっぱり共働きや、子育て世代が増加いたしまして、生活スタイルの変化や社会的状況により、やはり今までの取り組み方では、例えばお手伝いしたいなという気持ちがあっても、物理的に取り組めない。また、参加できない。若しくはもしかしたら、面倒だから、忙しいから参加しないって、そのようになってしまってるんだらうと予想されます。やはり、子育て連はそうなんですけど、粕屋町の子どもたちのために、子ども会をサポートするために集まった地域の大人の団体って、ホームページに記載がありまして、そういった20年以上継続していた団体が、やはり人手不足により解散を判断してしまうという状況は、大変危機的状況だと私は思うんですけれども、その辺りは粕屋町として危機感がございますか。

**◎議長（末若憲治君）**

石川社会教育課長。

**◎社会教育課長（石川弘一君）**

こちらにつきましては、PTAに限らず、各団体とも成り手不足についての御相談は頂いておるものでございます。これにつきましては、いろんな時代の背景とかもございますけれども、少しでもその団体について、活動していけるようにサポートしてまいりたいと思っております。

**◎議長（末若憲治君）**

川崎議員

**◎3番（川崎尚子君）**

続いて2番目の質問に行きます。

ちょっと大分お答えを頂いてしまってるんで、ちょっとはしょっちゃいますけれ

ども、粕屋町の先ほど出ている子ども会育成会連絡協議会、これ子ども会を総括する連合だったんですけれども、こちらが令和7年3月末に解散をされました。これちょっとごめんなさい。情報が間違ってますね。間違ってるというか、解散時の活動繰越金30万7,408円が、その時の総会で説明があったのが、青少年育成のために粕屋町に寄附しますってお話だったそうですが、実はまだこれ、子育連側が、まだ精算が終わってないということです。そちらに寄附はされてない状況だということを知りまして、これちょっと文章的に間違っております、大変失礼いたしました。

総会の際に説明があったそうなんですけど、その寄附金の用途も併せて、今後また別の形で、粕屋町の子どもと、またその子どもを支える大人たちの育成事業を検討されていますとお答えがあったそうです。たまたま昨日、社会教育委員さんの取組で寺子屋事業とかも上がってましたけれども、まず、そういった大人の育成の方向で粕屋町さん何かこう、御検討されてる、今後、子育連に関わるような形で検討されている事業とかございますでしょうか。

**◎議長（末若憲治君）**

吉田財政課長。

**◎財政課長（吉田 勉君）**

すみません。先ほど寄附のお話がありましたので、寄附の担当しております財政課のほうからちょっと御説明をさせていただきたいと思います。

今の御説明で寄附がまだあってないということだったんですけれども、令和7年5月に、今先ほど申し上げた子育連のほうから、23万7,149円の寄附をしていただいております。既に、はい。その際、用途といたしましては、使い道を指定しない一般寄附金ということでございます。御寄附頂いておりますので、特定の事業に何か充ててるということはありませんけれども、粕屋町のために大切に使用させていただきたいというふうに考えております。

財政課からは、以上でございます。

**◎議長（末若憲治君）**

石川社会教育課長。

**◎社会教育課長（石川弘一君）**

社会教育課からは、今後の育成事業の検討について回答させていただきます。

粕屋町では、様々な青少年育成事業を行っておりますが、地域総がかりで地域の子どもたちを育てる地域学校協働活動に取り組みます。地域学校協働活動とは、地域住民、学生、保護者、NPO、民間企業、団体、機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、学校を核とした地

域づくりを目指して、学校と地域が相互にパートナーとして、連携協働して行う様々な活動でございます。これに伴いまして、学校と地域が連携できるよう、今年度に地域学校協働活動推進員の配置を予定しております。この活動を進めることで様々な効果が期待できます。

まず、地域が学校支援することで先生は子どもたちと向き合う時間が増え、児童生徒の学力向上につながります。次に、子どもたちは地域の大人と関わり、様々な体験活動を通じて、心豊かに育ち、いじめや不登校の解消につながり、地域の大人は子どもたちと関わることで、生きがいを見つけ、活動することで、健康寿命が延び医療費の削減にもつながります。子どもたちが地域と関わることで、災害時には地域の子どもたちが近所の高齢者の避難を手助けするなど、防災の担い手ともなります。様々な立場の人が連携して、地域の子どもの一緒に育てる、大人も子どもと一緒に学び、成長していく。粕屋町で育った子どもたちが、大人となり町に恩返しをする。そういった、循環していく仕組みづくりをしてまいります。人づくり、地域づくりを進め、それがまちづくりとなり、「住みたいまち粕屋、住み続けたいまち粕屋」の実現の一助としたいと考えております。

以上です。

#### ◎議長（末若憲治君）

川崎議員。

#### ◎3番（川崎尚子君）

本当、そのような動きをしていただいていると聞いて、ちょっと安心しました。一保護者としても、ありがとうございます。

すみません。次の質問に参ります。次が、粕屋町の町立幼稚園・保育所再編整備計画についての質問となります。

ちょっとこれ、令和6年3月時の計画書なんですけど、粕屋町ホームページの子育て支援サイトの中で公表されている今時点で町民に公表されている情報からの質問となります。こちらによりますと、令和6年度3月時のこの計画では、平成26年をピークに、未就学児が減少し、令和4年度以降は、幼稚園、保育所の総利用数も減少に転じ、かつ令和5年度には、国の定義するところの保育園の待機児童は解消しているとの記載があります。これちょっと複雑なんですけれども、国の指定するところと、いわゆる私的待機児童とは別問題になってきますので、今回のデータ上の国の待機児童というところの部分のデータを活用して、お話をさせていただきます。続けさせていただきます。そのような状況下の中で、0歳児から2歳児の保育に対する需要が高いということで、令和7年度末に閉園する仲原幼稚園跡地に、新たに町立の小規模保育園を開園するという計画が進んでいるという記載になってま

す。こちらは、何ていうかな、先ほど田川議員の質問の中でも出ましたが、今後のことは、もしかして委員会で今後説明頂ける内容かもしれませんけれども、この計画を立てた時点で、これを進めるに至った、町がこれは需要があるなど感じた具体的なその保育需要の必要性とはどのようなことなんでしょうか。

**◎議長（末若憲治君）**

渡辺子ども未来課長。

**◎子ども未来課長（渡辺 剛君）**

すみません。その件に関して、2番目の質問のほうで、住民からの強い要望があったのかというのがありますので、そちらも合わせてお答えする形でよろしいでしょうか。はい。すみません。それでは、関連しておりますので、一括して答弁させていただきますと思います。

粕屋町立幼稚園・保育所再編整備計画の策定段階におきましてですが、議員の質問にもございますが、未就学人口や幼稚園・保育所の総利用者数は、減少。そして、国の定義する待機児童の解消という状況ではございました。ただ、総利用者数の減少というのが、まず主に町立幼稚園と町外の私立幼稚園、こちらのほうの利用者数が減少するものでございまして、一方の保育所のほう、こちらのほうは、入所数は、当然定員がありますので、横ばいというところと、待機児童数につきましても、先ほどから国定義というところがありますが、こちらはゼロ。解消しておるんですが、いわゆる私的待機。特に1歳児、こちらのほうが毎年多くて、年度当初は待機児童が解消してる部分はあるんですけども、それから4月5月6月と経過していくにつれて、すぐに待機が発生しておって、依然として保育需要が高いというような判断をしております、住民からの強い要望というわけでありませんが、解決すべき重要な課題の一つということでございました。

つい先ほど、ここまでになるとは思うんですが、しかし、ちょっと策定後のことになるんですが、出生数の減少ペースが、大変速くなっております。そして、未就学児童数の減少が、想定よりも進んでいること。また、昨年、町内に小規模保育園が1園開園したこと。こういったことが重なりまして、実際の入所選考、今年の令和7年度の入所選考におきまして、3歳未満児についても結構案内できるケースが増えてきたために、やはり再編整備計画についても再度検討する必要があるんじゃないかという形で、今年の3月議会に、議会のほうに、文教厚生常任委員会等にも報告したところでございます。

それを踏まえて、今議会において、文教厚生常任委員会で説明もさせていただきたいと思いますし、またあと補正予算のほうにも計上しているところでございます。詳しくは、文教厚生常任委員会のほうで報告させていただきたいと思

います。

◎議長（末若憲治君）

川崎議員。

◎3番（川崎尚子君）

じゃあ、引き続き3番の質問に移ります。

2番目の質問とちょっと連携する部分もありますので、続けます。住民のニーズってさっきからちょっと言葉使ってるんですけども、前回も含め、数回ほかの議員も一般質問でかなり上げられている内容となりまして、何度も何度もお尋ねすることになり、大変心苦しいんですけども、仲原小学校校区、今現在も引き続き学童保育拡充のニーズが大変強まっております。酒殿区に新興住宅地開発が進んでいるということもあり、それだけ当事者、住民からの要望も強くなっていくであろう、これからも続いていくであろうという部分になります。

以前の議会の内容をちょっと拝見したんですが、放課後児童対策パッケージの導入についての質問については、これ、夏休みの部分をピックアップされてきたと思うんですけど、中央小学校のPTA室活用の例をちょっと挙げられまして、やはり保護者のニーズに合わなかったからと。夏休み期間中の期間限定の拡充増室は難しい。また、今のところ対応しようがないというような内容の答えで終わられてました。しかし、この問題は、常に継続しておりまして、今現在、本当に今も現在進行形で困っておられる住民家族がおられます。お子さんってやっぱり育っていくものなんですけれども、そんなお子さんを置いて働きにも出れず、会社を辞めざるを得ないという声も上がっております。

本当に何度も何度もなんですけど、現時点のお考えで結構です。仲原小学校の学童保育の拡充を粕屋町としてはどのようにお考えでしょうか。ちょっと今の時点のお考えを聞きたいです。お願いします。

◎議長（末若憲治君）

堺教育部長。

◎教育部長（堺 哲弘君）

ちょっと全体のところ申し上げさせていただきますけども、年度当初、5月1日現在におきまして、四つの学童のうち、待機が発生しておりますのが、仲原小学校と中央小学校の学童2か所でございます。そのうち、中央小学校のほうの学童につきましては、中央幼稚園の閉園に伴いまして、施設が空きますし、またグラウンドのほうにも少しではありますけれども、スペースのほう余裕がございます。具体的な設置場所等、検討中でございますけども、今年度予算、当初におきまして、設計の予算を計上させていただき増設に向けて動いておるところでございます。

御質問の仲原小学童保育所につきましてでございますが、最も待機が多い状況となっております。所管課としまして、早期に対応したいということで考えておるところでございます。しかしながら、仲原小学校のほうはなかなか空き教室、また敷地の余裕もございませんし、周辺の民間施設等も視野に入れまして、今探しておるんですけども、現状見つからないような状況でございます。引き続き、待機を解消できるように対策を検討してまいりたいと考えております。

**◎議長（末若憲治君）**

川崎議員。

**◎3番（川崎尚子君）**

状況はもちろん、ちょっとじゃ変わらないと思いますし、仲原小学校をちょっと、先日、別件でお邪魔しまして、お話をした時にちょっとお尋ねしました。「学童保育はこんなことになってますけど、御存じですか？」と。学校の先生意外と知らなくて、「以前PTAとかで使ってたように、教室とか開放してもらったりはできるもんですか？」ってお尋ねしたところ、具体的にこういう何ていうんですか、条件があって、例えば町から依頼があったとか、こういった内容だとかそういったところで、もし、きちんとした条件を出していただければ、考えられないことはないけど、例えば今私がこうやって言ったところで、お答えはちょっと出せませんねという内容でした。全国的に、やっぱり学童保育問題ってどこも一緒に、マンパワー不足とか場所不足ってのは、本当どこも一緒のようです。ただ、これも繰り返しになるんですけども、こども家庭庁もこどもまんなか政策というのを出してまして、放課後児童クラブの拡充と声明を出されています。

そこに際して、ちょっと見てみていたら、結構、岡山市とか東京都の目黒区とか板橋区のほうでは、先ほど話したように、学校側の理解を完全に得た上で、もう儉約、学校施設の円満な利用を可能にする取組、タイムシェア、教室をタイムシェアしますよという取組をされてました。人材不足に関しては、同じこれも本当に慢性的な問題あるんですけども、滋賀県のほうで、大学生などを対象に、学童保育インターン、アルバイトですね、夏休みの。を活用されたり、奈良県のほうでは、県のほうの補助金を活用されて、保育人材バンクの活用なども開始されてました。

こういった取組を、粕屋町今の時点で、なかなかここでは出ない知恵というものが、多分全国各所を調べれば多分出てくると思うんですけども、やはり全てを町だけでやろうとすれば、すごく難しいことも、何ていうかな、ほかの県とか他地区の取組などを実施していく方法も一つの手段だと思うんですが、こういった活用を御検討されておられますでしょうか。

**◎議長（末若憲治君）**

堺教育部長。

◎教育部長（堺 哲弘君）

よく調べていただいて、ありがとうございます。所管課でも、いろいろその辺は、情報収集もしておりますし、また福岡県のほうにも、今この対策の連絡協議会みたいなもの立ち上がっております、粕屋町からももちろん職員が参加をしております。待機解消のほかの県内のいろんな自治体の事例とか、そういったものも参考にしながら、どう動けばいいかということを考えておるところでございますので、言われましたようなものも参考にしながら、検討してまいりたいというふうに考えます。

◎議長（末若憲治君）

川崎議員。

◎3番（川崎尚子君）

お答えありがとうございます。

これは質問というか、気持ち、要望も入ってるんですけど、やはり先ほども繰り返しになりますが、国として、こども家庭庁が、こどもどもんなか政策の中に放課後クラブの児童クラブの拡充を声明で出してます。粕屋町も、これ何の資料だったかな、第2期粕屋町子ども支援事業計画の中、令和2年から6年までの計画なんですけれども、こちらに、学童保育所については、小学校6年生までに対象にと、明記されています。ですので、やはりいくら場所がないからと、人がいないからと、どうしようどうしようと、ちょっと長引かせるのではなくて、やはり住民に対して明記している以上は、6年生までも受け入れる状態を作るのが本来の行政の姿であると思うんですが、いかがでしょうか。

◎議長（末若憲治君）

堺教育部長。

◎教育部長（堺 哲弘君）

おっしゃるとおりだと思います。そのように努力をしてまいりたいと思います。

◎議長（末若憲治君）

川崎議員。

◎3番（川崎尚子君）

ちょっと言葉足らずの部分もあったと思いますが、これで以上で私の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

（3番 川崎尚子君 降壇）

◎議長（末若憲治君）

ただ今から休憩といたします。

再開を13時からといたします。

(休憩 午前11時57分)

(休憩 午後 1 時00分)

**◎議長（末若憲治君）**

再開いたします。

議席番号8番、福永善之議員。

(8番 福永善之君 登壇)

**◎8番（福永善之君）**

はい。議席番号8番、福永善之です。

通告書に従い、一般質問を始めます。

今回は、1問にまとめております。質問内容は、選挙についてということで質問をいたします。今回の選挙に関し、4月に行われた、改選選挙におきましては、無投票ということになっております。その件を含めて質問をまとめました。では始めます。

2025年4月、先々月に、執行の粕屋町議会議員選挙は無投票となった。この選挙における予算は、約3,000万。3,064万というふうに予算計上されてます。過去の議会議員選挙は、通告書に述べたとおり、下記のとおりということで、七つの一般選挙を明記しております。その間に補欠選挙が2回あったんですけど、補欠選挙は、別枠という感じで考えておりますので、七つの一般選挙、明記しております。投票率を見てみると、今現在の粕屋町の投票率から比べると、議会議員選挙は、かなり高いという傾向になってると思います。それは、地元の選挙ということで、地元の人たち、地元の立候補される方たちが、かなり御自分のお知り合いの方とかにお声掛けをしている。「投票に行ってください。」という、そういう告知活動をかなりされてる面もあるのかなというふうに考えております。一方で、県議会選挙を例に、もうかなりさんさんたる、投票率も30%を切るのが、粕屋町では常態化してるなというふうに考えております。

では、まず一つ目の質問に移ります。選挙ポスターに関する事ということで質問をいたします。町内に48か所の設置場所があります。設置数及び設置場所が適正なのか。選管の考えをお聞きします。

**◎議長（末若憲治君）**

豊福総務課長。

**◎総務課長（豊福健司君）**

まず、選挙管理委員会の書記長として、お答えをさせていただきたいと思ってお

ります。まず、選挙ポスターの掲示場の設置につきましては、選挙ごとに法令等、詳しく言いますと、「公職選挙法」「公職選挙法施行令」「粕屋町長選挙及び議会議員選挙ポスター掲示の設置に関する条例」で、設置しなければならない旨の規定がございます。詳細を申し上げますと、設置数につきましては、「公職選挙法」第144条の2及び「公職選挙法施行令」第111条の中で、投票区ごとの選挙人名簿登録者数及び同表の中段に掲げる投票ごとの面積に応じ、それぞれ、定める数を合計した数とする場合がございます。粕屋町には、六つの投票区がございますが、それぞれの投票区の選挙人名簿登録者数と投票区的面積に応じた数の合計が48となりますので、48か所の掲示場を設置していたしております。また、設置場所につきましては、公職選挙法第144条の2に、市町村の選挙管理委員会が投票区ごとに、政令で定める基準に従い、公衆の見やすい場所に設置すると定められておりますので、それに準じまして、駅、公園、道路沿いなど、選挙人の目に付きやすい場所に設置するようにいたしております。

以上です。

**◎議長（末若憲治君）**

福永議員。

**◎8番（福永善之君）**

まず、48か所これは、これ以上は設置できないということでしょうか。

**◎議長（末若憲治君）**

豊福総務課長。

**◎総務課長（豊福健司君）**

以下は、できないものと認識しております。以上につきましては、追加で設置は可能ではないかと考えております。

以上です。

**◎議長（末若憲治君）**

福永議員。

**◎8番（福永善之君）**

分かりました。次に、設置場所。公衆の目に付きやすい場所というふうに今答弁をされました。48か所の中で、公衆の目に付きやすいというのは、例えば、公園とか学校施設とかですね、こういう、例えば公民館とかですね、そういう人通りのですね、かなり歩いて停まって見れる場所というのは恐らくですね、人目に付きやすいかなというふうに考えますが。例えば、道路沿いですね、幹線道路沿い、ただ車が走ってる場所にですね、設置する。これ公衆の目に付きやすいかなというふうに

と思いますが、いかがでしょうか。

◎議長（末若憲治君）

豊福総務課長。

◎総務課長（豊福健司君）

場所につきましては、48か所を私も全てを確認しておるわけではございませんが、基本的に車で見ていただいて、候補者の情報を知っていただくことも重要かと思いますが、まず、ポスター掲示場が設置されておりますことによって、選挙があつてことを知っていただく、それによって、町のホームページなり県のホームページなり確認していただいて、候補者の細かい情報を知っていただくというような形で、必ずしも、歩いて止まって見れるような場所にポスター掲示場を設置してない場合もあるのではないかと考えております。

以上です。

◎議長（末若憲治君）

福永議員。

◎8番（福永善之君）

私も、今選挙があつてなということが、ポスターの、今現状の掲示場設置してつていうのは、選挙があつてなということぐらいしか、恐らく有権者の目には止まらないんじゃないかなというふうに考えております。

では、次ですね。ポスター費用、これ公費負担制度がかかっていますね。1枚当たりの限度額というのが、約7,129円というふうになっております。公費負担はポスター設置数の48か所まで認められております。現行制度における選管の考えをお聞かせください。

◎議長（末若憲治君）

豊福総務課長。

◎総務課長（豊福健司君）

選挙ポスターに関する公費負担の制度につきましては、立候補者の費用負担の軽減と立候補の機会均等を図るためにあるものと理解をしております。今回の町議会議員の選挙の例で申し上げますと、ポスターに関する枚数上限と単価の上限につきましては、「国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律」や「公職選挙法」などを基に、「粕屋町議会議員及び粕屋町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例」第11条で定められており、上限額としては適正なものと考えております。

以上です。

◎議長（末若憲治君）

福永議員。

**◎ 8 番（福永善之君）**

1枚当たり、限度額は7,130円。これ適正でしょうか。お聞きします。

**◎ 議長（末若憲治君）**

豊福総務課長。

**◎ 総務課長（豊福健司君）**

金額につきましては、先ほど申し上げました条例で定めがございますので、適正だと考えております。また、公表されておりますのでお伝えしますと、今回の町議会議員選挙の実績といたしましては、1枚当たり1,000円でポスターを作られた方から、1枚当たり7,130円で作られた方もいらっしゃいます。

以上です。

**◎ 議長（末若憲治君）**

福永議員。

**◎ 8 番（福永善之君）**

今48か所、粕屋町としては、掲示板を設置してますよね。48枚までは、公費負担制度に適用しますよと。この制度の目的というのは、立候補者の負担軽減策という名目が、ありますということですね。では実際問題、立候補者がポスターを、ある業者に依頼します。48枚という端数で発注する。そういう業者から言わせると、最小単位があると思うんですよね。48枚で受けてくれる業者というのが、この現代社会において、あるかどうか、選管としてはどう考えておられますか。

**◎ 議長（末若憲治君）**

豊福総務課長。

**◎ 総務課長（豊福健司君）**

選管として、どう考えてるかということですが、実際、今回の町議会議員選挙を例で申し上げますと、先ほど申し上げましたように、枚数が少ないことによって単価が上がって、ある印刷会社で発注された方もいらっしゃいますし、何らかの形で安く発注された方もいらっしゃると思いますので、選管としては、その内容に関しては申し上げることもございませんし、法令にのっとって適正という認識でしかございません。

以上です。

**◎ 議長（末若憲治君）**

福永議員。

**◎ 8 番（福永善之君）**

条例に明記はしてあります、確かにですね。ただ、この条例の限度額の算出方法

というのは、公費負担にかかる枚数が少ないほど、1枚当たりの単価がものすごく高くなるという、そういう計算方法になるんですね。だから、枚数を100枚とか200枚増やすに従って、1枚当たりの単価というのは、下がっていくんですよ。だから、逆比例していくんですね。だからやっぱりそういうところを鑑みて、選管としても、条例をただ単に上から降りてきたから、それを載せるんじゃないくて、粕屋町はどのくらい掲示板を設置してるの？じゃあその掲示板に対する今の市場価格、市場価格はどのくらいで印刷ができるのかというのをやっぱり鑑みて、条例を改正していくという、そういう姿勢が必要かなというふうに、私は思います。

では続きまして、選挙公報に関することということで質問をいたします。今回、無投票になり、選挙公報の発行は中止されました。広報は、有権者が立候補者を知るツールの一つです。全戸配布される広報印刷費が削減され、税金を節約したメリットがある一方で、無投票当選した議員が4年間、どのような議員活動をするのか、有権者が監視できないデメリットもあると思います。現行制度における選管の考えをお聞かせください。

**◎議長（末若憲治君）**

豊福総務課長。

**◎総務課長（豊福健司君）**

選挙公報に関しましては、選挙管理委員会としましても、候補者の詳細や政策の情報が得られず、町民の皆様に対する情報不足が懸念をしておるところでございます。また、選挙に対する関心が更に低下し、政治参加意欲が減少する恐れも懸念いたしております。選挙公報につきましては、「公職選挙法」第171条で、「無投票の場合は、発行を中止する」と定めております。有権者の方々の混乱を避けることなどを考慮しての措置と思われませんが、選挙管理委員会としましても、現行法上無投票の場合につきましては、発行できないものと考えております。

以上です。

**◎議長（末若憲治君）**

福永議員。

**◎8番（福永善之君）**

選挙公報に関する条例ですかね、これは。発行に関する条例ですね。選挙公報に関する、これ条例ですね。条例に関しまして、確かに選挙が無投票になった場合というのは、発行しなくても、いいみたいな感じでは明文化されておりますが、ある自治体によっては、無投票になっても選挙公報を発行してる所あると思うんですけど、それはいかがでしょうか。

**◎議長（末若憲治君）**

豊福総務課長。

◎総務課長（豊福健司君）

今回、粕屋町でその可能性がございましたので、インターネットレベルではございますが、選挙公報の発行についていろいろ調査をして、逆に私たちも選挙がありませんという選挙公報を流したいっていう意見等もありましたけど、基本的に先ほど申し上げましたように、「公職選挙法」第171条で、「無投票の場合は、その発行を中止する」と定められておりますので、今回も発行のほうは行っておりません。

以上です。

◎議長（末若憲治君）

福永議員。

◎8番（福永善之君）

では、選挙公報の今何て言うか、スペースですね。スペース。紙ベースで発行されますよね。選挙公報の、あれはA4を半分にした値ですかね、A5になるんですかね、あれは。このスペースというのは、もう決まってるんでしょうか。それとも、変えられるものなんでしょうか、お聞きします。

◎議長（末若憲治君）

豊福総務課長。

◎総務課長（豊福健司君）

選挙公報のサイズにつきましては、決まっているものと認識しております。

以上です。

◎議長（末若憲治君）

福永議員。

◎8番（福永善之君）

決まってる。では、変えることはできない。ただ、選挙公報の条例の中には明文化されてませんよね。サイズがこれだけという、それはいかがでしょうか。

◎議長（末若憲治君）

豊福総務課長。

◎総務課長（豊福健司君）

ちょっと条例のサイズのところまでは、事前に準備のほうはできておりませんが、選挙公報につきましては、基本的に、ここ数年行われた選挙を見てる限り、サイズは大きくしたり小さくしたりはできないものと考えております。また、場合によっては、インターネット等で公表をしている場合がございますが、その場合につきましては、用紙の関係上、大きくなったり小さくなったりというのは、実際起こ

りうることだと考えております。

以上です。

**◎議長（末若憲治君）**

福永議員。

**◎8番（福永善之君）**

次に、選挙公報は、投票日の前日までに配布すればよいということに、条例のほうで明文化されてますね。今現在、インターネットが当たり前になって、SNSですね。情報を入手したり発信するのは、一般的な社会情勢であります。現行制度における選管の考えをお聞かせください。

**◎議長（末若憲治君）**

豊福総務課長。

**◎総務課長（豊福健司君）**

インターネットの活用につきましては、どの分野でもインターネットを活用することが当たり前になり、SNS等による情報の入手や発信することも、一般的になってきていることに関しましては、住民の皆様や町にとっても有意義なことだと受け止めております。また、今後もインターネット等を活用した情報発信は積極的に強化してまいりたいと思っております。ただ、先ほどおっしゃられました「選挙公報等を」につきましては、インターネット等での配布等は、今現在考えておりません。

以上です。

**◎議長（末若憲治君）**

福永議員。

**◎8番（福永善之君）**

今町のほうで、今回の選挙は流れましたけど、町のほうでのインターネットを介した情報発信というのは、LINEですね。LINEで、町の公式LINEのほうに登録した方に対する発信ですね。あとは、町の公式のホームページ、この2点ということでしょうか。

**◎議長（末若憲治君）**

豊福総務課長。

**◎総務課長（豊福健司君）**

選挙に関しましては、今回活用したのはその2点だと思いますが、あと町としましては、Facebook、Twitter等でも情報発信を行っておるものと考えております。また、Instagram等につきましても、活用しているものと思っております。

以上です。

**◎議長（末若憲治君）**

福永議員。

**◎8番（福永善之君）**

投票率が、これほど各選挙ごとに、30%を超えるか超えないかという、そういう粕屋町の状況の中で、今既存にあるツール。ネットですね。ネットを活用しない。例えば、各立候補者は、選挙ポスターをまず作りますよね。選挙公報も作ります。この二つが恐らく、選挙ビラ、各個人、作る作らないというのはあると思いますけど、この二つに関しては、ほぼどの候補者でも作られる。そういう情報を、なぜネットの中で流さないの？公式の、町の選管の公式のネットの中で流さないの？っていうのが、私の疑問なんです。いかがでしょうか。

**◎議長（末若憲治君）**

豊福総務課長。

**◎総務課長（豊福健司君）**

今回の町議会議員選挙で申し上げますと、説明会の時に御説明をさせていただいたかと思うんですが、町のホームページに情報発信のそれぞれの候補者の情報発信のプラットフォームを設けさせていただいております。それぞれSNSとか、公式ホームページとかお持ちの議員さんは、リンクを貼っていただいて、見ていただくような状況というのは、今回準備のほうはさせていただいております。

以上です。

**◎議長（末若憲治君）**

福永議員。

**◎8番（福永善之君）**

そこは、準備したということですね。はい。では次、投票率に関することということで質問します。期日前投票所、これ二つ、今粕屋町としては設置されてますね？役場と大型SCというふうにですね。今回は選挙が流れましたけど、大型SCに関しましては、これ告知されてます、前もってですね。これは、選挙の告示日の翌日とその次の日、水曜日曜日の2日間を11時から18時の間で投票が可能ですよというふうな告知があってございました。大型SCに期日前投票所を設置するに当たり、有権者のターゲット層をどのように考えてあるかということでお聞きします。

**◎議長（末若憲治君）**

豊福総務課長。

**◎総務課長（豊福健司君）**

大型ショッピングセンターに、期日前投票所を開設に当たりまして、有権者のターゲット層をどのように考えてあるかとの御質問ですが、基本的な考えといたしま

しては、ショッピングセンターでございますので、お買物に来られた全ての粕屋町の有権者の方に投票していただきたいと考えております。

以上です。

**◎議長（末若憲治君）**

福永議員。

**◎8番（福永善之君）**

考え方がちょっと私と違うんですね、やっぱり。何のために設置したのかっていうところをやっぱり、確かに利便性、有権者の利便性というのはもちろんあるでしょう。ただ、粕屋町の現状を鑑みて、まず投票率が伸びない。その投票率の伸びない層というのはやはり、かなり若い層というのが、傾向的に出てると思うんですよ。20代30代ですね。その層で、やっぱりターゲットとして絞るために、例えば若い人たちの集客力がある施設の中に設置しましょうとか、そういう絞り方をしているかといけないんじゃないかなと。ただ単に、既存に、もう必ずこの人は何も言わなくても投票に行きますよと言う人に対する利便性という考えでは、私はいけないと思います。投票に今まで行かない人に、いかに足を運んでいただくかという、そういう利便性のために、人が集まる大型施設の中に、簡易的な投票所を設置すると。そういうやっぱり戦略的なことがないと、ただ単に有権者の、全ての有権者に対する利便性という考えであれば、正直私からすると、何のためにしてるの？っていうふうになります。やっぱり戦略を、ターゲットをちゃんと絞って、投票に今まで行かない、行かないであろう層をターゲットにして、そういう戦略をしていくべきではないかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

**◎議長（末若憲治君）**

豊福総務課長。

**◎総務課長（豊福健司君）**

先ほどの答弁に誤解があるかと思いますが、買い物に行かれた方全てを対象といたしますので、当然若い方も含めますし、高齢の方も買い物に行かれるかと思しますので、どちらかといいますと、若い方だけに絞ったってということではなくて、若い方も高齢の方でも、人が集まる所で期日前投票をするっていう目的で、今現在進めております。

以上です。

**◎議長（末若憲治君）**

福永議員。

**◎8番（福永善之君）**

では次、このSC館内のこの場所ですね。確かにこのホールは、私第三者的に見る

と、かなり分かりづらい所にある。ただ、借り物ですから、相手方が貸してくれるというそういう、そういう何ていうか、こちらから言えないような状況にありますので、それは仕方ないとしても、私からすると、例えば1階の共用の通路ありますよね。お客さんが歩く。別段箱に入れなくていいと思うんですよ、共用の。例えば、あの中では、いろいろと業者さんが、あるときはクレジットのセールスをしてるとかですね、あれは飽くまでも簡易的に設置をされているようなスペース、共用の通路に。やっぱり人目の付きやすい所に、簡易的に場所の提供を交渉していくというやり方のほうが、私はいいと思います。2階の、行き着くまでにかかなり難しいような場所ではなくて、1階の簡易的な場所を交渉していくっていうやり方のほうがいいんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

**◎議長（末若憲治君）**

豊福総務課長。

**◎総務課長（豊福健司君）**

直接、交渉までには至っておりませんが、場所につきましては、以前より何度もショッピングセンターのほうを訪問しまして、通路であったり、イベント等をやっているフロア等での期日前投票の実施っていうのを職員のほうで検討してまいりましたが、どうしても通路等になりますと、建物が立体的にできてる関係もございまして、上からの視線とかそういうものもございまして、通路等は厳しいだろうということで断念した状況もございまして、イベント等を行っておりますホール等、もしお借りするとなると、金額的に今現在、お借りしておりますホールは、かなり格安でお貸しいただいている状況でございまして、イベント等で使ってるホールを2日間お借りしますと、ちょっと桁が違う金額が掛かりますので、費用対効果の面も考慮しまして、今現在のホールを活用させていただいております。

以上です。

**◎議長（末若憲治君）**

福永議員。

**◎8番（福永善之君）**

確かに費用掛かりますからね。その辺は難しいところではありますが、ただ、大型SCに関しても、彼らが各地方のほうに出店する一つの名目っていうのが、地域社会と共存で運営していくっていうのがあるんですよ。だから、設置した自治体との協力関係というのを、社会貢献の一環としてかなり重視してる面がありますので、その辺の値段交渉というのは、私はできる。平日ですよ？平日だとイベントというのは、ほぼそこまで盛んに行われていませぬので、週末は、確かにスペースの関係あると思いますけど、平日に関しましては、交渉の余地あり、というふうに考え

ております。

では次、選挙割の取組についてということで、以前も質問したんですけど、近隣でいうと古賀市がやっていますよね。今回の選挙における選挙割という考え方があったのかどうかお聞きします。

**◎議長（末若憲治君）**

豊福総務課長。

**◎総務課長（豊福健司君）**

今回と言いますか、選挙割の取組につきましては、昨年の12月の定例会でも答弁のほうはさせていただいた内容と同様となっておりますが、選挙割につきましては、有権者の方々の行動変容を促すきっかけの一つにはなるかと考えておりますが、選挙割の際に使用いたします投票所来所証明書が、ネットで売買されているなどの状況や公職選挙法に選挙証明の発行は規定されていないこともあり、行政主導で選挙割を行うことは、慎重に検討すべきであると考えております。

以上です。

**◎議長（末若憲治君）**

福永議員。

**◎8番（福永善之君）**

分かるんですよ。行政の立場として、ミスをしたくない。批判を受けたくない。というのは分かります。ただやっぱり、何事も前に進んで、何か壁にぶつかったときに、修正していこうという、そういう感覚でないと、初めからこういうのが想定できるよねとかやったら、もう何もできない。もうがんじがらめに、何ていうか、ルールに縛られて何もできないということになりはしないかというふうに、私は考えます。

今粕屋町として、投票率じゃあ幾らですかと、30%そこそこですよと。投票率伸ばしたい、口では言ってますよねと。ただ、実際に伸びてますかっていうところなんです。となると、やはり発想を変えていかないといけないんじゃないかなというふうに考えてます。自分がもし、投票に行く立場であったら、どうしてもらいたいかとか、先ほどありましたね。例えば、既存の投票所じゃなくて、自分が行く、ショッピングしながら投票したいとか、そういう利便性の追求もあるだろうし、例えば、投票に行かない、もう絶対にこの人行かないだろうなという人を、どのように足を運んで投票させ、行かせるかっていうことを考えるに当たって、やっぱり「投票してください」だけで動きますかということなんです。考えは悪いですけど、やっぱり、物をあげたり、物でつったりとか、そういうことをしないとかなり難しいと思うんですよ。多分民間の組織でもいろいろと自分たちのシェアを高め

るために、いろいろと初めにやっぱり投資してきますよね。例えば今、ポイント還元とかいろいろな経済圏があるんですけど、ポイント還元をして、新たな顧客をつかんでいくという、そういうところをやっぱりやっていくべきじゃないかなというふうに思います。いかがでしょうか。

**◎議長（末若憲治君）**

豊福総務課長。

**◎総務課長（豊福健司君）**

投票率の向上につきましては、議員おっしゃられますように、向上させることを目標に、常に考えておりますが、今回の御質問いただきまして、選挙管理委員会に今回、御質問いただいた内容を諮らさせていただいて、委員の中でも、投票率向上についていろいろ御意見を出していただく機会がございました。その中で、私たちも受け身の姿勢だけではなく、やはり町のほうも積極的に働きかけをやっていこうということで、以前申し上げましたけど、入場券の改良であったりとか、先ほど申し上げましたホームページ等で候補者の情報を発信したりとか、今現在、実際やっておりますが、投票所の利便性、バリアフリーの形、レイアウトの変更を行ったり、先ほどからSNS、インターネット言われておりますけど、啓発活動の強化、また主権者教育ということで、子どもさん、中学3年生とか、町内にあります高校生をターゲットにした主権者教育ということで、パンフレット等を配布させていただいたりとか、そういった形で常に前に進むような形で、いろんな形で投票率が上がる方法がないかというのは、常に考えております。

以上です。

**◎議長（末若憲治君）**

福永議員。

**◎8番（福永善之君）**

では、最後になります。最後ですね。主権者教育ですね。進めているということがありましたね。これは、いろいろとやり方があると思うんですよ。今までどの地方自治体でも同じことをやっても、正直、同じ結果にしかならない。投票率が増えることは、かなり厳しいと思います。例えば、粕屋町というのは、若い人が結構多いですよね。子どもさんたちが結構いらっしゃる。そういう人たちが、かなり外から移り住んでくるという、そういう傾向がありますよね。幼稚園とか保育園とか小中学校っていうのは、やっぱり、かなり多いですよね。だから、例えばそういう所に、今回立候補された方たちの選挙公報、パッと館内に提示したりとか、そういう何ていうか、ただ単に、もう持ってる資源があるのだから、そういう資源をそういう所に投下していくとかですね。例えば、疑似体験。例えば今、中学生にそういう

疑似投票というのはされてますよね、疑似投票。例えば、今回の各選挙における主権者教育というのならば、今回の選挙で、例えば各候補者が選挙公報を発行しました。それを、一覽を中学生の方たちに見せて、実際に投票させるとか。投票させて、結果はどうなったとか。そういうのを見れば、実際に自分たちが、そういう投票権は無いにしろ、自分たちが各候補者の選挙公報を読んで、この人に投票しようって、結果どうなったというのを、そういうのを疑似的に見れば、かなり面白くて関心も湧いてくるんじゃないかと。それが、そういう親のほうに、伝わる可能性もなきにしもあらずという思うんですよね。だから、そういうことをやっていったら面白いんじゃないかなというふうに私は思いますが、そういう発想はありませんか。

◎議長（末若憲治君）

豊福総務課長。

◎総務課長（豊福健司君）

ちょっと実際の選挙公報を使って、子どもさんたちに見てもらって投票をしていただく仕組み自体が、違法性がないのかどうかという検証等は当然必要かと思いますが。先ほどこっと議員がおっしゃられた中学校の模擬投票を、今現在、中学校のほうで、生徒会の役員とかを選出する際に、町のほうで、投票缶とか、記載台等を貸し出しておりますが。模擬って言いますか、本番の生徒会選挙を子どもたちでやってるといような実例もございますし、高校でも今、生徒会選挙を、実際のそういう選挙資材を使ってやってるっていうのもございますので、そこを先々実際の校舎を使ってっていうのは、ちょっと今現在そこまでは考えておりません。

以上です。

◎議長（末若憲治君）

福永議員。

◎8番（福永善之君）

以上で質問を終わります。

（8番 福永善之君 降壇）

◎議長（末若憲治君）

ただ今から休憩といたします。

再開を13時50分といたします。

（休憩 午後1時38分）

（再開 午後1時50分）

◎議長（末若憲治君）

再開いたします。

議席番号13番、宮崎広子議員。

(13番 宮崎広子君 登壇)

**◎13番（宮崎広子君）**

議席番号13番、宮崎広子でございます。通告書に従い質問してまいります。

本日の私の質問事項のテーマは、誰もが安心して幸せに暮らすやすらぎのまちということで、最近報道されましたけれども、令和6年の出生率は、過去最低の出生率ということで、1.15ということだそうです。福岡県は1.22、粕屋町はその中でも1.9と県内トップです。トップと言われて嬉しい限りですが、日本全体で見ると、子どもたちは減少しています。令和7年度子ども子育て支援事業計画には、要支援家庭の増加と不適切な養育状態の家庭が、年々増加しているという分析がありました。

そこで、1番の妊産婦支援産後ケアについて質問を進めてまいります。子育てに悩む妊産婦、要支援の妊産婦支援として、子どもに対する虐待を防止するためのサポートが必要と考えます。現在実施している事業の実態と課題はどのようなものがあるでしょうか。全戸訪問事業、子育て世帯訪問支援事業、子育て短期支援事業などについて問います。

**◎議長（末若憲治君）**

山田こども家庭センター課長。

**◎こども家庭センター課長（山田由紀君）**

それでは、宮崎議員の御質問にお答えいたします。

現在粕屋町では、妊娠や子育ての負担を軽減するサポートとして、様々な事業を実施しております。

出産後間もない時期の産婦を対象とした、母体の身体機能の回復及び精神の状態を把握するための「産婦健康診査事業」。生後3か月頃までに自宅に訪問して、生まれたお子様の計測、育児の手法についての具体的な指導や相談、サポート体制の確認、予防接種の説明等を行う「乳児全戸家庭訪問事業」。助産師等の看護職が中心となり、産科医療機関などや対象者の御自宅で各種ケアを行う「産後ケア事業」。訪問支援員が居宅を訪問して育児や家事の一部を援助する「育児等支援サービス事業」。より専門的な相談として、保健師・保育士などの職員が訪問し、虐待リスクを抱える家庭等へ支援を行う「養育支援訪問事業」。保護者の疾病その他の理由により家庭において子どもを養育することが一時的に困難になった場合などに、児童養護施設等において一定期間、養育・保護を行う、いわゆるショートステイの「子育て短期支援事業」を実施いたしております。これらの事業を通して、それぞれの家庭のニーズや状況に応じ、相談事業や教室事業、ほかの機関を紹介する

など、支援を行ったり、家庭が抱える不安や悩みを傾聴したり、家事や子育て等の支援を実施したりして、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の早期発見、未然防止に努めておるところでございます。

その中で、産後ケア事業について、粕屋町では、令和4年度に通所型から開始し、令和6年度からは、宿泊型。令和7年度からは、助産師が御自宅を訪問してケアを実施する居宅訪問型を開始するとともに、対象者を生後6か月未満から生後1歳未満の児とその母親とするなど、事業の拡充を図ってきたところです。その結果、実績につきましても、令和4年度は、延べ30名。令和5年度は、延べ81名。そして令和6年度は、延べ270名の方が利用され、事業の登録者も急増しております。困難事例などに対する受皿としても活用されております。

課題といたしましては、子育て短期支援事業、ショートステイになりますけれども、こちらにおいて、福岡県内の児童相談所や、他の市町村も同じ施設を利用し、さらに虐待等による一時保護が優先されることなどから、施設の空き状況によっては利用できない可能性があること。また、産後ケア事業において、当町も拡充を図ってきましたが、他市町も含めて、更に事業化が進み、利用者のニーズが増えた場合には、予約が取りにくくなることが考えられます。各事業の需要につきましては、適宜、状況確認をするとともに、供給体制の確保に努めたいと思っております。

以上でございます。

#### ◎議長（末若憲治君）

宮崎議員。

#### ◎13番（宮崎広子君）

詳しく説明ありがとうございます。

全戸訪問事業についてですが、乳児の訪問については、100%訪問できてるってことで、そういう理解でいいでしょうか。それと、子育て世帯訪問支援事業が、新しく拡大されたということで、ヤングケアラーのいらっしゃる家庭についても訪問されるようになったと、3月予算委員会の時に提示されたと思いますが、以前私、4年ぐらい前に、粕屋町が、「ヤングケアラーは何人ぐらい、いらっしゃいますか。」と聞いた時に、「数人です。」と。西村教育長がその時、片手ぐらいって言われたんですけど、片手ぐらいという表現が私はいいかどうかちょっと分かりませんが、5人ぐらいかなと思いました。それよりもまだ今現在、増えているという認識でいいでしょうか。それと、先ほど言われた虐待から保護するということで、ショートステイを何箇所か設けてありますね。久山町とか、それから朝倉とか。結構久山町は近いんですけど、大野城でしたか、筑紫野市のほう、結構遠い所

に転々とあるように感じました。ここもいっぱいになってるというふうな、今答弁聞きまして、ここもいっぱいになってるような状況なのでしょうか。これは、これから増えていくということであれば、もっとその場所を探さないといけないという状況になっているのかどうか、さらにお聞きしたいと思います。

**◎議長（末若憲治君）**

渡辺子ども未来課長。

**◎子ども未来課長（渡辺 剛君）**

私、前任で担当した関係で、子ども未来課のほうからですがお答えさせていただきます。まず1点目の全戸家庭訪問事業につきましてですが、一部未熟児等で入院されてる方で、実施ができなかったとかいうのはあるんですけども、そういった方も後日伺う形でできておりました、基本ほぼ100%実施できてる状況でございます。今、全戸家庭訪問事業の際に、去年までだと、出産子育て一時金の案内だとか、今は妊婦のための支援給付金の御案内とかも一緒にできてる関係で、比較的皆さんとお会いして、この事業については実施することができている状況でございます。

ヤングケアラーの関係なんですけども、こちらのほう、実質的な人数把握のほうはまだできておりません。要対協というか、支援の関係のほうでも、何かしら対策は講じていかないといけないかなというところで考えているところでございます。あともう1点、ショートステイにつきましてですけども、今、粕屋町のほうで結んでる所につきましては、原則、車で1時間程度で行きつける所っていうところでは考えてるところです。施設数がやはり限られてくる関係で、どうしてもなかなか難しいところがあって、あともう、ちょっと自前のと、隣の所ですけど、自前の所で手いっぱいなので今現在新規で受けてませんとか、各施設さんとの交渉になってきますので、その辺りは引き続き施設の拡大等を図ってまいりたいと思っております。

以上です。

**◎議長（末若憲治君）**

宮崎議員。

**◎13番（宮崎広子君）**

ただ今の施設の拡大については、どこも困ってるという感じですよ。例えば、糟屋郡内で久山しかなかったら、ほかの自治体、隣の志免とか宇美とか同じような状態が発生してるのかもしれないんですけど、そういうときに何か一緒にそこを考えようとかいうような組織はありますか。

**◎議長（末若憲治君）**

渡辺子ども未来課長。

◎子ども未来課長（渡辺 剛君）

今のところそういった組織についてはないですね、ございません。

◎議長（末若憲治君）

宮崎議員。

◎13番（宮崎広子君）

はい。分かりました。

出生率が県内トップであるならば、もっとやっぱり同じような割合で、要支援の家が増えていく。子育てどうしていいかわからない、悩んであるお母さん方も、割合としてはほかの所よりも多くいらっしゃるんじゃないかなと思うので、是非アンテナを張って、そこら辺の支援が行き届くように進めていただきたいと思います。

次の質問に移ります。そこで、各種手続の申請のデジタル化についてお尋ねします。先ほどの育児等支援サービス、子育て世帯訪問支援事業及びショートステイ等、利用される方たち、かなり家庭的にこの支援を申請するには、役場に電話して、それから申請書を自分で書いて、役場に電話して予約ですね。何の困り事かということで。そして、申請書を書いて郵送する場合もあるし、役場まで持ってきてくださいっていう場合もあるようですね。だから、そういうことが、支援の必要なうちに、そこを要求するのは、私はどうなんだろうと思います。やっぱスピーディーに進めるためには、家からスマホを使って電話したり、申請内容をデジタル化でそのまま送ったりとかいうような、余り動かなくていいようなシステムにしたほうが、スピード化っていいんじゃないかなと思うんですが、その辺の手続のデジタル化ってというのはどのようになっていますか。

◎議長（末若憲治君）

山田こども家庭センター課長。

◎こども家庭センター課長（山田由紀君）

こども家庭センターでは、地域の全ての妊産婦や子育て世帯の状況や実情を把握し、身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ、伴走型相談支援の充実を図ることとしております。これらの事業を利用されようとする方ですとか、御家族につきましては、何らかの困り事を抱えていらっしゃる可能性があります。実際、申請に来られたサービス以外にも、ほかのサービスとか、事業を御紹介しまして、つなげる場合も少なくありません。各種手続申請のデジタル化というのは、便利なものではありますけれども、相手の状況が把握しにくいという面がございます。こども家庭センターでは、事業の申請のために窓口に来られた場合についても、貴重な面談ができる機会と捉えておりますので、電子申請等での手続

は、現在の所検討しておりません。特に子育て短期支援事業、ショートステイですけれども、こちらにつきましては、利用施設との調整が必要なことですか、問診を含めて聞き取り事項がとてまたくさんにわたりますので、窓口での申請面談が必要と考えております。ただ、子育て世帯訪問支援事業におきましては、申請をしていただいて、利用サービスが決定した後の実際のサービス利用の申込みにつきましては、利便性の向上のために、事業者と協議をして、デジタル化を検討したいと考えております。

以上でございます。

**◎議長（末若憲治君）**

宮崎議員。

**◎13番（宮崎広子君）**

今のお答えにもう一つちょっと質問したいんですけど、役場まで来れないとき、電話があったりして申請したいと。役場まで来れない方のために、訪問して、こちらがお話を聞くという形はありますか。

**◎議長（末若憲治君）**

渡辺子ども未来課長。

**◎子ども未来課長（渡辺 剛君）**

お電話等で御相談があった場合、その内容に応じてにはなってくるかと思えます。本当に緊急性がある場合は、その中でも職員のほう、お電話先の方の所に出向いてお話を聞いて、何らかのサービスにつなげたりとか、そういったこともございます。また、あと窓口へすぐ来ること。先ほどの産後ケアとか、退院後もそのまま使われるとかいうこともございます。その場合、窓口に来られることが困難な場合とかがございますので、そういったときは、サービスが必要になった場合、電話で対象者の方とか、またあと、そこには医療機関等が関わってきたりするんですけども、その第三者等を踏まえて状況を確認してから対応して、後日申請を提出してもらおうなど、ケースバイケースで対応のほうはさせていただいております。

**◎議長（末若憲治君）**

宮崎議員。

**◎13番（宮崎広子君）**

分かりました。是非、使う方たちが使いやすい、サービスの提供をお願いしていきたいと思えます。

次に、3番、産後ドゥーラを取り入れることへの町の考えはということで質問をしていきます。

こども家庭センターというのは、司令塔のような存在で、組織と運営が重要なも

のです。出産直後の母親の体は、交通事故で全治2か月というダメージに匹敵するほど弱っていると言われます。また、ホルモンバランスが大きく崩れ、産後うつなどのリスクの全てのリスクは、全ての出産直後の母親が抱えているとも言われます。現在、母親になる女性は出産や子育てについて、見聞きすることが少なく、周囲に頼れる人の少ない核家族で暮らしています。出産による大きなダメージを抱えながら家に帰り、押し寄せる家事・育児に押し潰されそうになりながら孤立し、誰かの助けを求めている母親は少なくありません。ドゥーラというのは、ギリシャ語で経験豊かな女性という意味だそうです。家庭を訪問し、できなくて困っている家事や育児を手伝ったり、代わりにしてあげて、休息のための時間を作る。また、心の悩みを傾聴し、共感し、寄り添って力づけるのが産後ドゥーラの仕事です。そこで、産後ドゥーラを取り入れることへ、町はどのように考えてありますか。

**◎議長（末若憲治君）**

山田こども家庭センター課長。

**◎こども家庭センター課長（山田由紀君）**

産後ドゥーラとは、産後の母親の家事や育児のサポートができる一般社団法人ドゥーラ協会が認定する資格で、産後ドゥーラ養成講座を受講し、試験・面談に合格することで取得できるものになります。粕屋町では、産後の母子とその家族が健やかな育児ができるように支援をすることを目的として、育児等支援サービスと共に、産後ケア事業、令和4年度から開始をしまして、サービスの拡充を行っております。令和7年度より、母親に対する直接的なケアができる助産師による産後ケアの居宅訪問型を導入したところでございます。産後ドゥーラを取り入れることにつきましては、民間資格の一つと承知をしておりますが、その位置づけや、提供されるサポートの内容等を把握した上で、検討する必要があると考えております。

以上でございます。

**◎議長（末若憲治君）**

宮崎議員。

**◎13番（宮崎広子君）**

先ほどおっしゃった居宅訪問型、それからヘルパーの利用。新しく病院から助産師さんが家に訪問して、沐浴の仕方とか抱き方とか、おむつ交換の仕方とか、そばで見て助言していただくというようなことかなと理解してるんですけど。それとまた、ヘルパーを使うことって言いますか、子どもたちの育児の合間に、自分が子ども見ている間に、例えば買物に行ってほしいとか、それから掃除してほしいとか、おむつ洗って欲しいとか。そういうヘルパーの事業というものが、助成事業がありますね、粕屋町に。これって、お母さんにとって、母親にとっては別々のものって言

いますか、一つにしてもらえたら、やっぱりどんなに心強いかなくて思います。私もヘルパー事業についてお尋ねしましたが、結局お風呂のように、大きなお風呂の子ども用の赤ちゃんが入る沐浴用にお湯を用意したりとか、バスタオルを用意したりとか、そこまではできるんだけど、ヘルパーさんの仕事としてですね。赤ちゃんに触れてお風呂に入れることはできない。それがそういう縦分けになっていますね。居宅訪問型のほうは、助産師さんが見えるんで、横に付いて、こんなふうにするんですよと、指導・助言される形かなあと思うんですけど。何かすごく、ここまではできない、ここまではできると、かなり線を引いてあるような感じがいたします。だから、ここの線を取っ払って、産後ドゥーラっていう形の支援を入れてもらえれば、両方できるわけですから、どんなにか心強いかないかと思うんですね。

先ほどもおっしゃったように、この産後ドゥーラってというのは、養成講座と言って、80時間勉強して40万円を使って資格を得るわけです。そうやって、助産師さん並みの、そしてまた家事育児もできる、そういう専門性のある、そういう人たちなんです。だから、これは自治体で確保しなさいっていうことになってて、どこも少ないわけですね。ドゥーラの成り手も少ないし確保したってよそから来る。例えば、福岡県の糸島のほうから呼んだりすると交通費は自腹で出さないといけないんですね。ドゥーラさんに対してね。だからやっぱ、使おうと思ったら、お金も掛かるし、是非、何か助産師っていうそういう資格、子どもに関わるとか、お母さんと子どもがいらっしゃるお宅に入っていくときに、やっぱり女性じゃないと駄目なんじゃないかなって、私は思うんです。だから、これは女性の社会進出にも大きな鍵になる仕事だと思うので、是非何かこれから考えていっていただきたいなというふうに思います。実現を待っております。

では次の、新しい機構について質問いたします。粕屋町、6月から新しい機構になりまして、それが4月の広報だよりも提示してありまして、町民の皆さんにはこういうふうになりますよと、町の仕組みがこういうふうになりますよというお知らせがありました。そこに私も目を通しましたが、子ども未来課とこども家庭センターが別々の機構というふうになってて、こども家庭センターには保育所・幼稚園、教育相談、入ってましたかね。こども家庭センターは、今言ったような就学前の妊産婦の支援と、そういう困り事の受付みたいなことも、こども家庭センターがやるという、ちょっと仕事ははっきりされてるなあというふうに感じました。

そこで一つ、これはどうなんですかって思うことが、0～2歳児までのお母さんたちの悩みってというのは、子育てに関わるのがすごく多いし、虐待が一番多いのは、0～2歳児と言われてます。それで、すごく、はたから見たらそんなにお困りじゃないでしょうというお家でも、すごく悩んで困ってある御家庭に出会ったこ

ともあります。そういう御家庭の相談事っていうのは、まずこども家庭センターですよねっていうのは、私認識してるんですけど、そのこども家庭センターで相談を受けたのが、そのまま、じゃあ保育所にちょっと子どもさんを一緒に預けて遊んでみられませんかとかいうような、子どもがほかの子どもと一緒に遊ぶような機会を作ってあげるとか、そういうのを実際、前、私文教厚生常任委員会の視察をした時に、川崎区に行ったんですね、神奈川県ですけど。神奈川県川崎市。その、川崎区の保育・子育て総合支援センターというのがありまして、その同じ建物の中に保育所がございまして、同じく困り事を相談しに来られた方が、そのまま保育所を見学されて、ちょっとお子さんを一緒に遊ばせませんかと言われて、その子どもさんを保育所で預かってもらってる間に、悩み事をずっと聞いてあると。そういう場面がありますよって、そういうことができるんですよっていうことも伺いました。

同じように、こども家庭センターが各保育所に、うちの町には町立の保育所がございまして。そこに出張所みたいな形で、相談を受けたときに、相談を受けてそのまま保育見学されませんかとか、ちょっと子どもさん遊ばせてみられませんかとかいうふうに、各保育所に、こども家庭センター出張所みたいな相談窓口を作って、そこからお母さんの悩み事と言いますか、子どもと触れ合って、うちの子何でもなかったねって、大丈夫だねって安心感を与えるみたいな。また、お母さんが非常に子育てに悩んでいるときにちょっと話してあげるみたいな。そのまま保育所に入所しませんか、みたいな形で、そういうことができないかなあというふうに思いました。

それで聞きたいのは、この家庭センターと各保育所のつながり。それが横断的にできるかなということを知りたいです。

**◎議長（末若憲治君）**

古賀住民福祉部長。

**◎住民福祉部長（古賀みづほ君）**

それではお答えさせていただきます。

現在、出産後に乳児家庭全戸訪問を行いまして、産後の困り事を把握する機会としておりますが、その前の産婦健康診査とか産後ケア事業等の利用後に必要な場合には、実施機関からこども家庭センターへ情報提供がある体制ができております。そのため、早期に訪問や電話での状況確認を行いまして、提供できるサービス、それから保育所入所等に関しての説明も行っております。また、乳幼児健診とか発達相談事業等におきましても、保護者の了承が得られた場合には、必要に応じて、保育園・幼稚園の先生方と情報共有を行っております。こども家庭センターの子ども相談係のほうでは、2か月に1回、各園を訪問又は電話をしまして、定期的な情

報共有等も行っております。

先ほど宮崎議員がおっしゃった出張所みたいなものを保育園、幼稚園に作ってっていうと、そこまではまだ行けてないとは思いますが、以前、子ども未来課というのはすごく規模が組織として大きくて、そこを今回の機構で二つに分けましたので、それぞれに課長が配置をされて、今まで以上に、より細かに見れるかと思っております。また、今までも、保育園・幼稚園との、現在のこども家庭センターのほうも、もともとパイプがございますので、そういった連携の部分も大きく変わりはせずに、今も日々、いろんな所と連携をして一緒に動いている状況でございます。

**◎議長（末若憲治君）**

宮崎議員。

**◎13番（宮崎広子君）**

分かりました。是非、連携を期待しております。

次に、ブックスタート事業の実態と課題についてお聞きします。ブックスタート事業は、これまで長く続けてこられて、2004年に始まったと聞いています。今年でもう21年目になります。その頃、スタートの最初の時に、赤ちゃんだったお子さんも成人してあります。私の認識では、10か月健診に来られたときに、絵本を配布するというので、絵本の配付率は、100%というふうに認識しておりますが、コロナ禍前とコロナ禍後には、その取り組み方に違いが出てきているのではないかと感じています。その実態と課題について問います。

**◎議長（末若憲治君）**

渡辺子ども未来課長。

**◎子ども未来課長（渡辺 剛君）**

ブックスタートにつきまして、コロナ禍前とコロナ禍後ということですが、コロナ禍前につきましては、先ほど宮崎議員言っていただきました健康センターで行う10か月健診、こちらの待ち時間を活用する形で絵本を配付してから読み聞かせというところまで行っておりましたが、コロナ禍後につきましては、健診事業自体に、以前よりスペース的なゆとりというのを持たないといけませんし、健診も予約制を導入したことによって、待ち時間も実際のところ短縮されてあることがありまして、健診の待ち時間に読み聞かせをするっていうことは難しくなっております。

現在は、健康センターで行われる10か月健診の受付の時に、子育てに関するお知らせ等のチラシと共に、図書館職員読み聞かせボランティアの皆さんがお勧めした本3冊の中から1冊を選んでいただいて、お渡しのほうをしております。また、健診と同日にはなるんですけども、かすやこども館において、乳児向けの絵本の読み

聞かせのほうも行っております。読み聞かせの対象が、健診会場に来ている親子っ  
ていうところだったものが、こども館に読み聞かせに来てくれた親子という形で、  
読み聞かせしていく対象が健診会場に来てた人から、来てもらわないといけないと  
いう形で大きく変わったことによって、読み聞かせの体験をされる方が少ないこと  
というのが、今現在の課題であるかと思っております。ブックスタートは絵本を介  
して、肌のぬくもりを感じながら、言葉と心を通わせ、楽しく心安らぐ時間を持つ  
ことを応援するものでありまして、そのきっかけづくりの場となる場として周知を  
図るとともに、時間や会場なども含めて来場しやすくなる方策を検討しているところ  
でございます。

◎議長（末若憲治君）

宮崎議員。

◎13番（宮崎広子君）

絵本をお渡ししていますと言われたんですけども、どなたがどのような形でお渡  
しされてますか。

◎議長（末若憲治君）

渡辺子ども未来課長。

◎子ども未来課長（渡辺 剛君）

健診の会場に、こども館にいる職員のほうがお伺いして、受付窓口の所で配布を  
いたしております。

◎議長（末若憲治君）

宮崎議員。

◎13番（宮崎広子君）

じゃ、学校図書館の司書さんじゃなくて、こども館の職員の方がお渡ししてるという  
ことですね。

◎議長（末若憲治君）

渡辺子ども未来課長。

◎子ども未来課長（渡辺 剛君）

10か月健診のときにつきましては、こども館の職員でお渡ししています。

◎議長（末若憲治君）

宮崎議員。

◎13番（宮崎広子君）

実は私、2年前に議会広報常任委員会で、10か月健診後のブックスタート読み聞  
かせを取材しに行きました、こども館に。そして、様子を見せてもらいました。  
12月という寒い時期でありましたが、くしくも1組の方が参加されました。何故、

くしくもなのかという、そこに、本当にボランティアの方、待ってあるんですけども、来るかどうか分からないという状態で待ってあります。誰も来られない日もあります。だから、私が行った12月の取材の日は、くしくもなんです。本当に、その時間を待つ、読み聞かせのボランティアの方々が、ずーっと待ってある。別部屋ですから。健康センターで渡された後、こども館にどうぞという案内もあるんでしょうかね。こども館で読み聞かせやってますよ、行ってみてくださいみたいな、そんな案内もあるんでしょうか。何ていうかな、改善点、先ほど読み聞かせまでは行かれないっていうか、別々の場所になってるから、だから、私は改善しないといけないんじゃないかなあとと思いますけど、改善の方向性はありますか。

**◎議長（末若憲治君）**

渡辺子ども未来課長。

**◎子ども未来課長（渡辺 剛君）**

改善の方法と言われまして、幾つか他自治体の所で行っている所につきまして、これブックスタートの意義に関わってくるところがあると思っております。実際に、配布率が、今健診時に行ってる関係で高いんですけども、どちらを取るかっていうところにもなってくるんですが、逆に配布することと読み聞かせを一緒にして、そういった形でしてある所もあります。例えば、健診のときは、ブックスタートの配布券みたいなのを配っておいて、それを持って、ブックスタートの読み聞かせの会場に来てくれた人に絵本を渡して、その場で読み聞かせをすとかですね。そういったことをやってる自治体もございます。その場合に、今度配布率とか、絵本を渡せる状況というのが、後から来た人だけになってしまうので、そういった配布率が減るとかいう問題もあります。そういったところも踏まえて、今現在、今までコロナ禍に始まってコロナ禍が終わって、時間帯をどうしようとか、そういった形で検討してきたんですけども、またそういったところも含めて検討していかないといけないかなとは考えております。

**◎議長（末若憲治君）**

宮崎議員。

**◎13番（宮崎広子君）**

そこに、何ですか、配布券を渡して、そのまま読み聞かせをどうぞっていうことがありますけど、その本も渡すときに、読み聞かせがこども館であってますよという案内はされてるんですか。

**◎議長（末若憲治君）**

渡辺子ども未来課長。

**◎子ども未来課長（渡辺 剛君）**

今現在も、本を渡すときに、「今日はこども館でやっています。」というようなお話をしております。

◎議長（末若憲治君）

宮崎議員。

◎13番（宮崎広子君）

ブックスタートのちょっと歴史的なことも話をしたいんですけど、これ、表紙です。12月議会だよりのですね。ブックスタートは、小さい子どもの時から絵本の素晴らしさに触れてほしい。絵本を通して、お母さんと子どもの関わりを大切にしていきたい。そんなお母さんたちの子どもに対する愛情から署名活動を行い、この運動は展開され、粕屋町にもその事業が実現しました。聞くところによると、本当にたくさんの署名、本の冊子ぐらい集まったって聞いてます。それを時の町長、小池町長に届けられ、同僚の山脇議員が3回に及ぶ一般質問で提案し、小池町長に聞いていただいたということです。それから、志のある方々のボランティア活動により、赤ちゃんが絵本をもらって、その場で読み聞かせをしてもらうことが始まり、その活動がずっと続いています。

私は、見学する中で、ここは絵本を見てる赤ちゃんの写真ですけども、ここに至るまで結構私のほうを見たりとか、周りの様子に気が取られたりして、なかなか絵本に向かなかったんですけども、ずっと時を追うごとに赤ちゃんが読み聞かせをされる方のほうを見て、そして、初めは目をそらしていた赤ちゃんが、絵本を見つめるようになって、やがて読み聞かせボランティアの方の話しかける眼差しを見つめる。そういう様子を目の当たりにし、人と人の関わりが始まる瞬間を見ました。

これは絶対に続けてほしい取組だと思います。読み聞かせがですね。3歳でもやってるんだからじゃないんです。10か月の健診から3歳になるまでの発達を、そのきっかけになってる読み聞かせのチャンスを、ないがしろにするのは非常にもったいないです。このブックスタートの読み聞かせのために、ここにいらっしゃるボランティアの方々には、自分の仕事をお休みして待つてあるんですよ。来ないときもあるという。やっぱ、こういうことは、こういう人の何か子どものためにしてあげようっていう、この温かい気持ちを大切にしていきたいと思います。

先ほど言われましたね、さっきの午前中に。地域と地域が育てるんだと。子どもを。これ0歳児ですから、最初じゃないですか、人と出会う。人と地域が、子どもを育てようとしてる最初の出会いです。是非、大切にしていきたいと思えます。

町長のお考えを聞きます。

◎議長（末若憲治君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

非常に大切なお話です。今、正にサポートしていただいているボランティア団体。これは、様々な団体がございますが、今は、子育て応援団、そしてまちづくりの活動団体等を含めまして、五つの団体が、正に自分たちの時間を犠牲にしてまで、子どもたちにブックスタート事業の読み聞かせをしていただいております。私も本当に頭が下がる思いでございます。こういった地域の方々を巻き込みながら、行政と一緒にこの様々な事業を展開することが、今の時代に非常に必要だと私も思っております。正に子どもは、町の宝であり日本の宝でございます。そういった子どもたちの幸せを育むために、私も、全力でこういったサポーターの大切な人材の育成については、傾注してまいりたいと思います。ありがとうございます。

◎議長（末若憲治君）

宮崎議員。

◎13番（宮崎広子君）

是非、この温かい気持ちを無駄にしないように取り組んでいきたいと思っております。以上をもちまして、私の一般質問を終わります。

（13番 宮崎広子君 降壇）

◎議長（末若憲治君）

ただ今から休憩といたします。

再開を14時40分といたします。

（休憩 午後2時30分）

（再開 午後2時40分）

◎議長（末若憲治君）

再開いたします。

議席番号15番、安藤和寿議員。

（15番 安藤和寿君 登壇）

◎15番（安藤和寿君）

議席番号15番、安藤和寿です。

本日最後の一般質問となりました。

皆様におかれましては、お疲れのところだとは思いますが、よろしくお願いいたします。

まず最初に、今回、アウトバウンドの促進からグローバル人材の育成について、多文化共生の推進ということで、質問をさせていただきます。皆様方御存じのよう

に、この粕屋町におきましても、多くの外国人の方を迎え入れまして、私どもの行政区においても、外国人の方が役員になっていただいて、2年ほど一緒になって事業計画を進めていったりとか、共にソフトボールであったりとか、フットベースボールであったりとかそういった参加の中で、今現状、多分化がどんどんどんどん進んでいってるんだろうと思います。また、町内のコンビニエンスストアであったりとかスーパーマーケット、あと物流センターにおいても、多くの外国人の方が、毎日のように接していく状況が進んでいっているものと思います。私の職場においても、多くの外国人がおられます。毎日のように対話をしながら接してはいますが、対話という点を、私は日本語で話しかけかけるような形でありますけれども、外国人の方は、非常に日本語がうまいというところの部分で、非常に助かっている状態でのスタートであります。そういったところから質問させていただきます。

まず、インバウンドにおける、2025年4月の訪日外国客数は単月としては、初めて390万人を突破しております。過去最高を記録したとされます。当町と隣接した福岡空港発着におけるゴールデンウィークの期間中、4月の25日から5月の6日、12日間における出入国者数は、32万6,180人。日本人の出国者数は、29万人、2万9,000人、失礼いたしました。入国者数は、3万660人で、8割以上は、外国人のインバウンド需要が牽引しているものと思います。

この日本国においては、パスポート保有率が17%と低迷し、国交省観光庁は「もっと海外へ宣言」を掲げ、新しいパスポートの普及や若者の国際交流の推進、到着時免税制度など、新しい取組で海外旅行への機運醸成を図るとしています。この到着時免税制度というのは、自分も4月の末ぐらいに福岡空港を利用しましたがとても、到着時において、今までなかったたばこであったりとかウイスキー、そういったブランド品であったりとか、到着しても、もうそこでも買えて、タックスフリーで買えるっていうの制度を設けているようでございます。そういったのを取り入れながら、海外旅行への助成を図っているんだろうと思います。

このことから、以下の質問をさせていただきます。国のほうは、アウトバウンドの促進に向けていろんな手を打っておりますけれども、当町の役割としては何があるんだろうか、御質問いたします。

**◎議長（末若憲治君）**

豊福総務課長。

**◎総務課長（豊福健司君）**

ちょっと御質問の趣旨とずれる可能性もあるんですが、後ほど職員の人材育成とかその辺の御質問を頂いておりますので、職員の人材育成の観点から、総務課のほうでお答えをさせていただきたいと思っております。

近年のグローバル化に伴い、外国人住民が増加している中、日本人や外国人を問わず、住民に公平で質の高い行政サービスを提供するために、行政の国際化が求められております。しかし、自治体職員の語学力や異文化理解力、国際対応経験が不足している現状がございます。職員の能力を強化するためには、語学研修や異文化理解研修の実施、海外への自治体職員の派遣やオンラインでの職員交流を進めていく必要があると考えております。また、グローバル対応の専門部署の設置や、外国人対応の専門職員の配置も考えられますが、現時点では、デジタルツールによる窓口対応が主な対策となっております。この点につきましては、後ほど詳しく御説明をさせていただきたいと思っております。行政対応の国際化につきましては、今後避けて通れない課題ですので、県や福岡県やNPO、近隣自治体との情報収集や情報交換、広域での連携についても調査を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

**◎議長（末若憲治君）**

安藤議員。

**◎15番（安藤和寿君）**

課長のほうから、総合的に答弁を頂いた形の部分で、先に、1問目においては、要はアウトバウンドでございますので、インバウンド、どんどん外国人は日本に来ている。だから、日本から出国する日本人が減ってるってところなので、国はどんどんどんどん外国に行ってくださいって言うんですけども、各47都道府県の自治体が、そこをやっぱ押し上げていかないと、出国者数というのは増えていかないものと思っておりますけども、課長の先ほどの答弁といたしましては、今後行政でもグローバルを図ることによって、どんどん往来をするという形の部分で受け止めてよろしいのでしょうか。

**◎議長（末若憲治君）**

箱田町長。

**◎町長（箱田 彰君）**

アウトバウンド、インバウンド、様々というか、二方向ございますが、お互いにやっぱり交流することが大事だろうと思うんですよ。アウトバウンドばかりどんどん行けっていうのは、これはまた日本の今の円安の状況からいうと、非常に難しい。しかし、国策として、それをアウトバウンド行って、これは、ゆくゆくはやっぱりグローバルな世界感とか知識とかそういったことを、若者が身に付ける。後ほどの質問にも、様々な若者の外国語教育を含めたところの、正にグローバル化を狙うようなことも必要になると思います。だから、やはり二つの方向性で、総合的にやるという意味で、今の総務課長がお答えしたとおりでございます。

**◎議長（末若憲治君）**

安藤議員。

**◎15番（安藤和寿君）**

それでは、次にいきます。

若者の海外旅行離れが進んでおります。海外離れの理由は様々ですが、海外に行くための渡航に必要なパスポートでございますけども、まず、日本のパスポート10年用、この分が1万6,300円の発行手数料。あと5年用が1万1,300円というふうになってます。ちなみに、1万6,300円というと、初めて例えば海外に行かれる方ってというのは、1万6,000円掛けて、海外旅行しようか、じゃあ掛けなくて国内旅行にした。そういった迷いがあるような感じがするんですけども、ちなみに、職場の外国人に伺いました。ベトナムでの、まず申請料の違いがございまして、日本円に換算すると初回の手数料が1,800円。これ10年を有効と期限が切れると、2回目を半額の900円で更新して、全てインターネットで申請をする。その申請についての受取については、家まで届けてくれるっていうところで、料金は180円というところを伺いました。

そういったところで、日本は取得するのも非常に高いところであるんですけども、そういった中で、粕屋町の申請件数をちょっと調べてみました。粕屋町における申請件数は、令和2年が368件。令和3年に228件。令和4年に385件。令和5年に1,486件で、人口4万7,903人に対し、1,000人当たり30人ほどしか申請がございません。全国に先駆けて、町独自の施策、選ばれる町ってのは、常に町長言っているんですけども、アウトバウンドの本格的な回復に向けた粕屋町の若者に向けた政策パッケージとして、例えば、成人の20歳の集いなど、希望者に申請の補助を行うなど、若者の海外の渡航の減少は、憂慮すべき状況だとは思いますが、そこで質問させていただきます。将来町を担う若者の人材育成の観点から、パスポートの申請料の補助を行う考えはないかどうか、お尋ねをいたします。

**◎議長（末若憲治君）**

箱田町長。

**◎町長（箱田 彰君）**

残念ながら今現在で、粕屋町独自でパスポート等の申請料の補助をする予定はございません。正に民間のほう、いろんなポイントとかいったことで、それを付与しながら、若者へのパスポートの取得支援を始めたばかりということだと思います。国策として、アウトバウンドを進めることになったこととございますが、今後ちょっと総合的には考えたいと思います。ただ、これだけではなくて、やはり先ほど若干触れましたが、若者への英語教育、正に外国の文化に触れ、そういったことも総合

的に勘案しながら、このパスポートの補助についても考えてまいりたいと思います。

**◎議長（末若憲治君）**

安藤議員。

**◎15番（安藤和寿君）**

町長のほうから英語教育、違う国の文化に触れ合うということが、答弁でありましたので、次の質問に行きたいと思います。

まず、自治体による海外派遣のプログラムの導入は、先進的な自治体として注目を浴びます。企画から実施までの道のり、参加対象者と実施までの課題、プログラムの実施と成果、イノベーション人材の育成をテーマにしたアントレプレナーシップ、生き抜く力という、そういった教育の部分がございます。そのアントレプレナーシップに焦点を置いて、研修プログラムの実施で成果を見出している自治体もあります。

そこで質問いたします。福岡県市町村振興協会の補助金を活用した小中学生を海外に派遣する取組を行っている近隣の自治体がございます。当町の考えはどうか、お尋ねをいたします。

**◎議長（末若憲治君）**

石川社会教育課長。

**◎社会教育課長（石川弘一君）**

この福岡県市町村振興協会が行っている福岡県市町村小中学生海外派遣事業は、市町村が国際的視野と文化理解を深め、子どもの健全な育成を図ることを目的として、県内市町村小中学生を海外に派遣する事業に助成するものでございます。

粕屋町では多額な費用が掛かることなどから、平成23年度の段階で、海外派遣事業である青少年の翼事業を見直し、事業効果を重視して、ときめき体験事業に見直し、現在まで継続してきた経緯がございます。今回の福岡県市町村小中学生海外派遣事業は、補助事業でございますが、全額補助ではございませんので、町の財政負担も発生いたします。そのため、現在のときめき体験事業も含めて、事業を検討していく必要があると考えますが、海外派遣事業は金額が高額になるため、参加人数も限られます。そのため、粕屋町ときめき体験事業は、より多くの粕屋町の次代を担う青少年が、この事業のテーマである「豊かな心と仲間づくり」を、この事業を通じて社会や自然への視野を広げるとともに、団体生活の楽しさや厳しさ、社会参加の意義を学ぶことを目的とするものであり、この事業の意義は大きいと思っております。

また、これとは別に粕屋町では、国際感覚を養うため、今年で第37回を迎えるア

アジア太平洋子ども会議事業に参加し、他国の小学生の子どもたちが、粕屋町の小学生がいるホストファミリー宅にホームステイをしたり、小学校で交流したりする国際交流事業を実施して、現在まで23の国と地域の子どもたちと交流を図り、今年度も7月に中国の子どもたちを受け入れて交流を図る予定でございます。この事業は、今後も継続していきたいと考えております。

以上です。

**◎議長（末若憲治君）**

安藤議員。

**◎15番（安藤和寿君）**

今、課長のほうから具体的に、先にちょっと質問しようかなあと、触れようかなと思っと思った、アジア太平洋子ども会議のホームステイの受入れが、来月7月でございますね。今までずっと粕屋町もこのホームステイの受け入れを行ってきたんですけども、そういった中で、福岡県のホームページの中に、各自治体の取組の一覧がだーっと載ってきます。その中で粕屋町は、アジア太平洋子ども会議ホームステイの受入れ、ブリッジサマーキャンプの受入れを、社会教育課が行っておるところです。そういったほかの自治体をあれすると、外国人のための日本語講座だとか、イングリッシュプログラムだとか、あと先ほど、振興協会の補助金を活用して海外に派遣した自治体は、まず中学生を8名選抜した形の部分でフィンランドに行ってます。フィンランドに派遣することによって、今回の企画する分の内容を、なし遂げて成果が上がったっていうのが、非常にこれホームページの中でも出ておるんですけども、こういった選抜的な、例えば優秀な英語力が、英語の学習が、勉強が高い方を、例えば更に高度の人材に図っていくために選抜するっていうお考えはございますか。

**◎議長（末若憲治君）**

石川社会教育課長。

**◎社会教育課長（石川弘一君）**

現時点では、選抜するという方式は考えておりません。

**◎議長（末若憲治君）**

安藤議員。

**◎15番（安藤和寿君）**

今のところ選抜するお考えが無いということでございますけども、ここの自治体なんですけども、まず実際に補助金を活用してっていうことになりますんで、まず企画としては、補助金が出て、企画っていうのは流れだと思んですけども、ここの自治体は、1年以上前から企画費補助金の獲得と企画は、同時進行で進められた

とされております。補助金が取れなかったらどうするのかという質問もありましたけども、所管課としての思いとしては、必ず取りますという強い意思で対応したというところであります。例えば、事前に企画をするっていうところの部分ですけども、グローバル的なところであるんですけども、社会教育課のほうといたしましては、どんな、例えば事前に企画をするとか、そういったお考えはございますか。

**◎議長（末若憲治君）**

石川社会教育課長。

**◎社会教育課長（石川弘一君）**

現在行っているときめき体験事業も、2年に1回行っておりますので、その準備につきまして、実際は前年から動いてる部分もございます。どういうふうな人材を選抜するかとかいうのではないですが、今のときめき体験事業につきましては、体験事業を経験した児童が、次の粕屋町を担うことを目的としておりますので、そういう形で今後も、ときめき体験事業を行っていきたいというふうに思っております。

**◎議長（末若憲治君）**

安藤議員。

**◎15番（安藤和寿君）**

分かりました。それでは次の質問をいたします。

子どもたちが将来の進路を地球規模で考えるきっかけや語学力の強化、国際的な人材育成の観点から、中学校の修学旅行を、国内から海外の近隣諸国などにシフトしている他校の状況があります。当町といたしましては、私も粕屋中学校の卒業で、45年前の粕屋中学校の時は、京都・奈良と。今でも、京都・奈良という形の部分で、中学校の修学旅行が実施されておられるんだと思いますけども、そういった中で、現状外国人と接する機会が多くなっていると。例えば、今後将来、グローバルな視点で、今の子どもたちを地球規模だとか、そういった国際的な観点から、修学旅行を海外に向けている自治体があります。そういったところを鑑みまして、うちの町、粕屋町はどう考えておられるのか、お尋ねをいたします。

**◎議長（末若憲治君）**

堺教育部長。

**◎教育部長（堺 哲弘君）**

修学旅行先につきましては、教育委員会の事前承認ですとか、あるいは保護者への説明、こういったものが前提として条件にあるんですけども、基本的に校長先生の裁量という形で、行き先が選定される形となっております。仮に、行き先を海外にした場合、国際感覚が養われるとか、グローバルな視点が身に付くといったメ

リットがあります一方で、行き先にもよりますけれど、国内旅行よりも費用が高くなる。あるいは、期間が長く必要になる。また、治安ですとかの不安を持たれる御家庭があったり、引率者、教員の負担が増加するというような形、いろいろ様々デメリットも考えられます。この中でやはり費用面とか、不安の面、こういったもので、生徒保護者の方が参加をちゅうちょされるということも考えられますので、慎重に検討が必要かなというふうには思っておりますけれども、一方で、聞いて修学旅行先海外駄目だよということは一切ございませんので、その辺りを周知しながら、校長先生方に適正に選定をしていただけますように、校長会等で情報の、また認識の共有を図ってまいりたいというふうに考えております。

**◎議長（末若憲治君）**

安藤議員。

**◎15番（安藤和寿君）**

中学校の海外の修学旅行に当たるところの一番の課題は、実際それを克服して、例えばシンガポールだったと思いますけども、そこに行かれた中学校は、まず保護者の方の同意が一番と。あとは、アレルギー食をどう対応するのかというネックが、二つあったというふう聞いております。

先ほど部長のほうから、治安っていうのが出たんですけども、治安が悪いという、治安の部分ですけど、どの諸外国を指しておられるかちょっと聞かせていただいていたいいですか。

**◎議長（末若憲治君）**

堺教育部長。

**◎教育部長（堺 哲弘君）**

言い方がちょっと失礼だったかもしれません。決して、これは最初行き先にもよりますということで申しました。本当に治安の悪い所で、多分行き先、選定されることが無いと思いますので、戦時中に近いような状況とかですね。飽くまで、保護者の感じられる不安の部分、海外、あそこの国ちょっと嫌だな、行きたくないなどと言われる保護者が増えると困るなというところでの認識でございます。ちょっと少しすみません。訂正させていただきます。

**◎議長（末若憲治君）**

安藤議員。

**◎15番（安藤和寿君）**

一応、基本的には、行政さんからの答弁を求めていますんで、まず基本は、外務省が海外安全のホームページのレベルの1、2、3、4、そこに該当するかどうかの国は行けないんですよ。だから、それに該当しないことは、大丈夫という解釈でき

るかと思しますので、なかなか治安って言うても、日本の治安は、今どうなのって  
いうところなんですよね。先ほど部長のほうから答弁ありましたけども、京都・奈  
良ということで、成人になって、京都・奈良、たまにあっちのほうに出張に行った  
ときは、立ち寄りをいたしますけども、非常に、定番である清水寺だったりとか、  
非常に混雑している。じゃあ、お土産物屋さんどうかというか、非常に高い。も  
うインバウンド価格のお土産品が売られていると。そこで、中学校の生徒さんたち  
が行って、何が買えるんだろう、何品買って帰れるんだろうというところもあろう  
かと思えます。

特に修学旅行においては、自分が渡航した際に、高校の修学旅行でありますけど  
も、出入国管理、要は、いわゆるイミグレーション。そこで出国の時に、偶然遭遇  
いたしますけども、その検査官が、手を振って見送るだとか。あと、またおいで  
なんて言葉をかけて見送る。初めてその光景を見ました。そういった中で、向こう  
としては歓迎ムードがある形の部分で、基本修学旅行においては、外務省に届け  
て、外務省が現地の外務省にこういった形で修学旅行生を渡航させますというの  
が、必ず必要でございますので、治安に関しては、余りそんな心配しないんじゃない  
か。特に政府からの分でありましたら、修学旅行のバス等々の先導まで行う、国  
がですね。そういった観点もございまして、是非、海外を売り込んでるわけでは  
ございませんけども、45年前からずっと変わらない、京都・奈良という所から、国  
際的になっておりますので、それを加味していただいて、先進した粕屋町にしてい  
ただきたいなというふうに思います。

あと、教育長も粕屋中学校で修学旅行にも行かれたと思います。私の先輩でござ  
いますけども、当時は1泊3日という形の部分で、行きは、昭和52年ぐらいでござ  
いましたんで、ちょうど私が行った時には、新幹線が開通して2年後ぐらいたって  
ます。非常に新幹線乗りたいというふうな形で、京都のほうに向かいましたけど  
も、帰りは、宿で1泊して、奈良県の東大寺、法隆寺を見て、最終のフェリーで帰  
ってくるっていう行程でございました。そういった、修学旅行の部分もまだスタイ  
ルが続いている状況ですけども、教育長、社会教育の観点から、中学校の修学旅  
行、どういった感じで思われるか、ちょっと直接本日、ちょっと教育長の答弁も聞  
いておりませんので、是非、もしよろしかったら、答弁していただきたいと思  
います。

**◎議長（末若憲治君）**

恵良教育長。

**◎教育長（恵良章治君）**

今日初めてしゃべらせていただきます。

私、修学旅行は粕屋中だったんですが、南九州に行きました。はい。貸切りバスでした。修学旅行は、粕屋町もいろんな変遷をたどっておりますのは御存じかと思えます。一時期、韓国の方にも行く時期もありました。その時代時代によって、海外に行く時代もあったんですけども、なかなか今、いろんな状況の中において、やはり経済的なことは非常に大きく関わってくるのかなと思ってます。海外に行きますと、10万円を軽く超えるところを、それぞれの御家庭に御負担いただくというのは、なかなか厳しいかなというのはちょっと感じているところでもありますので。それと日程の問題になりますと、やはり海外に行きますと、やっぱり今中学校2泊3日程度で行っておるわけなんですけれども、これがやはり5泊6日とか、ちょっと期間が長く、ちょっと調べましたところ、糟屋地区の中学校で海外の修学旅行は、今、事例はございません。ただ私立で言いますと、大濠の中学校であれば、シンガポール・マレーシアに5泊6日。西南学院だったら、オーストラリアに9泊10日。あと、中村学園女子、グアム島に6泊7日。こんな形、これは公立の中学校等でこれが実現できるかというのは、なかなか難しいかなあということは感じているところです。

中学校の修学旅行の目標もあるんですが、日本の歴史や文化に学ぶということで、京都・奈良に行っているところですが、最近、物価の高騰等ありまして、旅行の業者からも大体修学旅行5万円以内ぐらいでやっと、御負担いただいて行っていたんですが、もう今5万円を超え始めております。もう今年は、5万5,000円ぐらい。もう来年以降は、6万ぐらいになるということで、なかなか厳しい。インバウンドで旅館が取れない、ホテルが取れないというところもありますので、今やっぱり旅行社の方からも、学校にはなかなか厳しい状況ということをお伝えいただいて、学校も熟慮する中で、今のところやっております。どうしても歴史とか文化のところから考えますと、京都・奈良が定番になっているんですが、今後は様々な観点で考えていく必要もあるのかなと思っています。

以上でございます。

**◎議長（末若憲治君）**

安藤議員。

**◎15番（安藤和寿君）**

教育長の答弁頂きまして、ちょっとほっといたしました。そういった中で、海外の修学旅行で遭遇した形の部分ですけども。まず、物価高については、このベトナムを売り込んでるわけではございませんけども、ベトナムは、日本の3分の1の値段です。例えば、五つ星のヒルトンホテルが、1泊朝食付きで1万2,000円前後で泊まれる。四つ星だと7,000、8,000円だとかの部分で、朝食が付いて泊まれる都市

でございます。あと、缶ビールが1本80円とかコーラが50円だとか、そういった、あとはなかなか日本では高級なマンゴーですけども、これ1個80円ぐらいなんです。そういったところもございまして、そしてまず、現地のツーリストに聞きました。「日本の中学生を迎え入れるときどうしてるのか。」と。ただそうになると、「必ず日本に出向いて、現地の状況と、日本のツーリズム会社とタッグを組んで迎え入れをしております。」と、非常に安全ですよという形の部分で、子どもたちも、あらゆる学校等々の部分で、交流をした形の部分で帰国された。

まず、日本と違ってベトナムっていう国は不登校というのは無いっていう形なんですね。不登校あるかという、そういった答弁に、回答に困るようなところで、教育がしっかりしてるのかどうかちょっと分かりませんが、もう学校に必ず行くもの、そして、大人になったときは、家計を助けるものっていう形の部分が根強いというんだろーと思います。勤勉性が高いということでもあります。空港で一緒になった高校生、どちらに言っても、現地の高校との交流で来ましたということを書いてますんで、是非検討的な企画もされたらいいんじゃないかな。日本国内も費用非常に高くなっておりますんで、そこをよりお願いしたいなと思います。

次の質問に行きます。多文化共生の推進の町職員のグローバル人材について質問いたします。自治体に必要とされる外国人の支援について伺います。まず、福岡県の在留外国人は、コロナ禍から回復を背景に、急速な増加が見られ、2023年12月末現在では、9万9,695人。粕屋町の最新の登録者数は、何名いらっしゃるのか、御答弁していただいでよろしいでしょうか。

**◎議長（末若憲治君）**

大内田住民課長。

**◎住民課長（大内田亜紀君）**

それではお答えさせていただきます。令和7年4月末現在にはなりますけれども、粕屋町の外国籍の方、住民登録者数は、1,001人となっております。1,000人を超えている状況であります。

以上です。

**◎議長（末若憲治君）**

安藤議員。

**◎15番（安藤和寿君）**

前回2023年の末で、897人ということで、これは100人以上増えられてる形の部分であります。そこで、粕屋町もだんだんだんだん外国人の方が多くなっている状態の中で、窓口や電話の問合せも多々多々あろうかと思えます。国籍別言語の通訳に対応できる職員の方は、いらっしゃるのかどうかお尋ねします。

**◎議長（末若憲治君）**

大内田住民課長。

**◎住民課長（大内田亜紀君）**

それでは、窓口業務を中心と行っております住民課のほうから答弁をさせていただきたいと思います。粕屋町には、現在36か国の国籍を有する方々が居住されておきまして、庁舎窓口におきましても、外国籍住民の方々の対応が必要となる機会が増えてきております。役場全体としましては、英語ができる職員数名いるんですけども、現状といたしましては、全ての言語に対応することは現実的に困難でありますので、外国籍の方との円滑なコミュニケーションを図るために、窓口で、「見える通訳」という通訳翻訳タブレットを活用しております。このタブレットですけれども、13言語に対応しております、テレビ電話のように通訳者の方が映像を通じて、対話することができますので、意思疎通を図ることが可能となっております。外国籍の方の中には、ある程度日本語での会話が成立する場合もあるんですけども、中には内容が十分に伝わっていないケースもございますので、職員が少しでも、意思疎通に不安があると感じた場合には、積極的にこの通訳翻訳タブレットを使用するようにしております。正確な丁寧な対応に努めておるところでございます。

以上です。

**◎議長（末若憲治君）**

安藤議員

**◎15番（安藤和寿君）**

英語に対応される職員の方が、数名いらっしゃるといのは、これはTOEICという国際英語コミュニケーション能力を図る試験というのがありますけども、これ多分550点以上とか600点とか、そういった方がいらっしゃるとい解釈でいいですか。もし分かりましたら。

**◎議長（末若憲治君）**

豊福総務課長。

**◎総務課長（豊福健司君）**

在職しております職員の中で、年数が経過しているものは存じておりませんが、若い新規採用で、職員採用を行う際に、TOEICの点数を書いてくる受験者も結構おります。実際、採用試験で採用された職員もおります。

以上です。

**◎議長（末若憲治君）**

安藤議員。

**◎15番（安藤和寿君）**

何か、いい回答頂いたなとちょっと安心いたしました。ほかの自治体とか諸外国の自治体、必ず他国の市役所っていうのは、自分、立ち寄る所がありまして、そこでは、必ず窓口の方、言語がしゃべれる国旗を名札に付けておられます。例えば、日本語の国旗、あと英語がしゃべれる方は、アメリカの国旗とか中国と。特に多い方は3か国語をしゃべる、対応できる職員の方がおられました。そういった方で、英語がしゃべれる方が、もし窓口のほうに配属になられて、おられるのであれば、例えば首から下げる名札のほうに国旗をととか、例えば外国の方がこれは逆に安心すると思うんですよ。なかなかやっぱ、さっき言われましたAIのポケットクみたいなところの部分では、ちょっと不安だなあというところが、思われるところがあるみたいで、そこは直接言語で対応されたほうがいいとは思いますが、理想の窓口としてはそういったところになるかと思いますが、今後、市制を目指すところの部分においては、このグローバル人材の採用についてはどういうふうなお考えか、お聞かせ願えれば幸いです。

**◎議長（末若憲治君）**

豊福総務課長。

**◎総務課長（豊福健司君）**

今後のグローバル人材の採用ということの御質問でございますが、最初の答弁のほうでお答えをさせていただきました部分もありますが、語学力、異文化理解力、国際対応経験が不足している状況もございますので、その部分の能力を強化するために、先ほど言いましたTOEICではございませんが、語学研修とか異文化理解研修とか職員の派遣等を通じまして、国際対応職員というのを今後育成できればいいんじゃないかと考えております。

以上です。

**◎議長（末若憲治君）**

安藤議員。

**◎15番（安藤和寿君）**

次の質問に行きます。

外国人住民と地域住民との交流の促進が重要だと考えます。言語のサポート、教育、医療、町イベントの案内、コミュニティーの促進など、現状の支援体制は、どのようになっているのかお尋ねいたします。

**◎議長（末若憲治君）**

木場総合政策課長。

**◎総合政策課長（木場洋介君）**

まず、ホームページなどの広報関係についてお答えいたします。現在のホームページは、自動翻訳システムにより、4言語。英語、中国語、中国語は簡体字と繁体字になります。韓国語に対応しており、近々、さらに国籍の割合が多い2言語。ベトナム語、インドネシア語に対応する予定としております。

また、就労、医療、住宅、教育などの生活での困り事や、在留手続、法律相談など、様々な相談に無料で利用できる、FUKUOKA IS OPENセンター、これは以前、福岡県外国人案内センターと呼ばれていた所になりますが、こちらの案内もホームページに掲載しております。

以上です。

**◎議長（末若憲治君）**

安藤議員。

**◎15番（安藤和寿君）**

詳しく答弁いただきました。まず、町のイベントの案内なんですけども、いろいろなあらゆる、粕屋町内でも、祭りごとですとか、いろいろな商工まつりですとか、そういった催しがございます。そういったことに対して、例えば在住の外国人の方、先ほど1,000名という形で教えていただきましたけども、例えば諸外国では、案内状をお手紙で出すって、招待状という形の習慣があるようです。一方的に、ホームページを見てくださいますのでは、なかなか来られないと思いますんで、例えば、招待状を送るとか郵送するとか、そういったお考えはないかどうかお尋ねします。

**◎議長（末若憲治君）**

箱田町長。

**◎町長（箱田 彰君）**

今、粕屋町の日本人の方に対する周知徹底を図って、とにかくイベント等に来てくださいという状態で、正に日本人の住民の方には、案内状を一人一人送っております、当然ですが。何を媒体として知り得るかという、SNS、Instagram、今のシティー、何ですかね……。様々な媒体なんですけども、ホームページを中心にInstagram、Facebook等を活用して送っている状態です。その中に、今課長が言いましたように、多言語でできるようなことで周知するという方法でしか今考えておりません。

**◎議長（末若憲治君）**

安藤議員。

**◎15番（安藤和寿君）**

ありがとうございます。午前中に川崎議員からも質問がありました。各地域での成り手不足っていうところがございます。そういった中で、もう今後、やっば共生

してる中で外国人の方も、地域の例えば組合長さんであったりとか、何かしらの委員長さん、委員さんであったりとか、起用していかないと、各行政区回ってこないような状態になりますので、そういった形にするには、まずは出会いが必要になるうかと思っておりますので、そういった積極的に、例えばアピール、促進していただきたいというふうには思っておりますので、よろしく願いいたします。

次の質問に行きます。最後でございますけれども、町内企業の深刻化する労働不足を解消するため、海外との交流、自治体や大学等の包括的な協力関係を構築し、多角的な人材交流を推進してはどうかというところの部分で質問いたしますが、近隣の須恵町では、町内企業の包括的な支援を行うため、ベトナム国からの技能実習生の受入れ支援など、調査研究から現地の大学との友好を深め、大学との包括的な連携に関する覚書を取り交わすなど、昨年4月にインドネシア国ガルト県との人材交流に関する協力に関する覚書を取り交わすなど、積極的に近隣諸国との自治体のPR活動、交流から、職員のグローバルな業務が構築されて、見えてるところがございます。それが、双方同士の往来から強いパイプになって、今後、グローバルな担当部署の設置だとか、また現在の所管課、部署の課名の変更などと必要なふうには感じますけれども、まずは、そういった海外との包括的な連携について、町のほうのお考えはどうでしょうか。

**◎議長（末若憲治君）**

新宅総務部長。

**◎総務部長（新宅信久君）**

今、須恵町の事例を御紹介いただきましたけれども、近隣の自治体では、大分県の別府市等が先進の事例があるようでございます。行政対応の国際化につきましては、冒頭総務課長のほうが申し上げましたが、今後も避けて通ることができない行政課題もございまして、県やNPO、近隣自治体等からの情報収集や情報交換、広域での連携についても研究してまいりたいというふうに考えております。町内でも、実は特定技能実習生のいろんな企業に紹介する協同組合が、町内に事務所を構えておりますので、そういった企業のノウハウ等も参考にしながら、協力を得ながら前に進めていければというふうに考えております。

以上です。

**◎議長（末若憲治君）**

安藤議員。

**◎15番（安藤和寿君）**

部長のほうから答弁いただきまして、大体よく分かりました。そういった中で、今後粕屋町においては、大型な、例えば九大農場跡地の開発ですとか、いろんな開

発が想定されます。そこに、開発に伴って必要な人なんですよね。例えば、企業を誘致するっていうなると、どうしてもそこに店舗を構える。人の確保が非常に難しい日本でございます。そういったところで、ほかの自治体については、先ほど部長のほうから答弁がありました技能実習生に対しての送り出しとか、もう特定技能だと変わってきておりますけども、そういった形の窓口、自治体同士がパイプを持った形の部分で紹介していくとか、それを持った形の部分で、粕屋町という町はどこと協定を結んだらうか、これは向こうの技能実習生として日本に来る一つのヒントと言いましょか、どこに行こうかという形の迷うところがあるんですね。例えば、友好提携を結んだことによって、粕屋町がどこどこの国をどっかと結んでるとなると、そこに信用度が増してくるところがございます。それをほかの関東だとか関西の自治体はそれを行ってますんで、ほとんどが向こうに取り負けている形です。福岡なかなか弱いというところあります。そういったところも、将来的に粕屋町がどう動いてるかという部分は、特に住宅の固定資産税と町民税だけで、増収を図っていくっていう観点ではないと思いますんで、そういったところから、企業の誘致に対しても実情的に必要な不可欠だろうと思いますけども、そういったところで町長どうですか。

**◎議長（末若憲治君）**

箱田町長。

**◎町長（箱田 彰君）**

正に、今他県の、特に熊本。TSMC辺りが、本当に外国人の労働者の方々が非常に多くなってる。これは正にそのパイプが必要だと思います。そのパイプを作るためには、自治体、日本の地方公共団体と、今で言ったら、特にインドネシア辺りの政府高官とのパイプが必要になってくると思います。これは民間だけじゃなくて、信用性を増すために、今議員がおっしゃったとおりなんですけども、そういったことの観点からいうと、お互いに信用できるような関係性を作ることが、私もそれは実感として考えております。最近、昔はベトナムと言ってましたが、今はインドネシアからの技能実習生、そしてまた教育実習生も今後カテゴリーとしては広がります。そういった方々を受け入れる、正にグローバルな粕屋町になりうるし、ならないと、人口の問題でも、非常に厳しい問題になると思います。ただ反面、日本で混住される、日本人との混住状態のモラルとか、いろんなあつれきとかトラブル等の問題も一方では解決していく、対処していく問題になろうと思います。

**◎議長（末若憲治君）**

安藤議員。

**◎15番（安藤和寿君）**

はい、ありがとうございます。町長のほうからいろんな思いを聞かせていただきました。そこで、もう最後でございますけども、今回、粕屋町の6月1日に機構改革が行われまして、各課の名前が出てきております。そんな中で、グローバルは打ち出してる所の自治体の各課の課名なんですけども、福岡市においては、総務企画局国際部多文化共生課とか、あとは、木更津市においては、経済部観光推進課観光企画係とか、そういった部分を表に出してきてますんで、そこは今回機構改革が行われましたけども、打って出るということでございましたら、そういった課名も考えるところもあるかと思しますので、これをお願いいたしまして、私の一般質問を終わりたいと思います。

以上です。どうもありがとうございました。

（15番 安藤和寿君 降壇）

**◎議長（末若憲治君）**

これにて本日の「一般質問」を終わります。

本日はこれにて散会いたします。

（散会 午後3時29分）

令和7年第2回（6月）

粕屋町議会定例会

（一般質問）

令和7年6月10日（火）

## 令和7年第2回粕屋町議会定例会会議録（第3号）

令和7年6月10日（火）

午前9時30分開議

於 役場議会議場

### 1. 議事日程

#### 第1. 一般質問

7番	議席番号	9番	川口	晃	議員
8番	議席番号	7番	案浦	兼敏	議員
9番	議席番号	1番	堀本	高良	議員
10番	議席番号	14番	山脇	秀隆	議員
11番	議席番号	12番	本田	芳枝	議員

### 2. 出席議員（16名）

1番	堀本	高良	9番	川口	晃
2番	牟田口	直輝	10番	田川	正治
3番	川崎	尚子	11番	小池	弘基
4番	古家	昌和	12番	本田	芳枝
5番	田代	勘	13番	宮崎	広子
6番	杉野	公彦	14番	山脇	秀隆
7番	案浦	兼敏	15番	安藤	和寿
8番	福永	善之	16番	末若	憲治

### 3. 欠席議員（0名）

### 4. 出席した事務局職員（2名）

議会局長 臼井 賢太郎

議会局係長 松永 泰治

### 5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名（17名）

町長	箱田	彰	副町長	池見	雅彦
教育長	恵良	章治	総務部長	新宅	信久
住民福祉部長	古賀	みづほ	都市政策部長	田代	久嗣
教育部長	堺	哲弘	総務課長	豊福	健司

総合政策課長	木場洋介	財政課長	吉田勉
税務課長	渋谷香奈子	住民課長	大内田亜紀
子ども未来課長	渡辺剛	高齢者支援課長	筒井薫
道路環境整備課長	吉村健二	上下水道課長	黒田道明
社会教育課長	石川弘一		

(開議 午前9時30分)

**◎議長（末若憲治君）**

皆様おはようございます。

本日は一般質問2日目となります。

本日の質問も、町政全般にわたり、大所高所から質問をしていただき、町民の皆様の福祉向上につながるような場となればと思っておりますので、皆様よろしくお願いたします。また、本日は九州北部地域に線状降水帯発生恐れがあるということ聞いております。先日、議会としましても、合同防災訓練の中で粕屋町議会災害対策連絡会議を設置いたしましたが、議員の皆様には日頃より災害に対する意識向上を図っていただきたいということと、町民の皆さんも、しっかりと備えをしていただいて、災害に備えていただければなというふうに思います。

ただ今の出席議員数は16名全員であります。

定足数に達しておりますので、ただ今から本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

**◎議長（末若憲治君）**

それでは、ただ今から「一般質問」を行います。

発言に関しましては、質問者は会議規則を遵守し、さらに文書通告の趣旨にのっとり簡単明瞭に、答弁者の発言に関しましては、質問にそれることなく的確に、しかも簡潔にされますことを、議事進行上強くお願いする次第でございます。

なお、答弁側におかれましては、答弁者が誰か明確となるよう、声に出して挙手されますよう併せてお願いをいたします。

それでは、質問順に従い質問を許します。

議席番号9番、川口晃議員。

(9番 川口 晃君 登壇)

**◎9番（川口 晃君）**

それでは質問いたします。

皆さんおはようございます。

議席番号9番、日本共産党の川口晃です。

昨年は、日本原水爆被爆者被害者団体協議会、被団協がノーベル平和賞を受賞しまして、今年は被爆80年、敗戦後80年、民主国家が生まれて80年という年でありますので、今年は平和な年であってほしいと思ったんですが、心配することが一つありましたんで、その報告をして、これは後段の教育問題と関係がありますので、一つ報告して質問に入ります。3月30日の日米防衛相会談において、アメリカのヘグセス米国防長官は、平和を欲するものは、戦争の準備をしなければならないと発言

し、日本に対して戦争の準備を促しました。また、中谷防衛相との初会談後の記者会見では、西太平洋で有事が発生した場合、日本は前線に立つと発言しました。自衛隊が最前線で戦うことを述べたものだと思います。本当に危険なことではないかと思えます。私は戦争の準備ではなく、平和の準備をしたいと、そういうふうに思っております。

それでは、具体的に質問に入ります。最初に、町政に関しての私の独自アンケートからの質問です。私は、町議選挙を前にして、町民の生活状況や町政に対する評価や要望などに関して把握するために、独自に、町政に関しての「町づくりアンケート」を実施しました。約6,000世帯にアンケート用紙を配布しました。そのうち、今日までに大体215、17通が戻ってきました。自由記述欄には、いろいろなことが書かれております。個人的要望や見解、様々なことが書かれており、非常に勉強になっています。それらのうち、幾つか質問したいと思えます。総じて、町政に対するむちゃくちゃな批判はなく、文章も柔らかくて、非常に町政に対する信頼があつてんじゃないかと私は評価しております。

最初は、仲原川の浚渫計画の具体化です。仲原川の浚渫実施計画の件ですが、一人の方は次のように言っております。「数年前、ミスターマックス前の川がきれいになりうれしかったが、最近、元の川に戻ってきている。」と。「手入れをして、以前のように魚や鴨を見て楽しめるようにしてほしい。」確かに60センチ70センチの鯉が、今頃になると、うようよ泳いで卵を産み付けていたんですが、そういう状態はもうありません。ハヤなどの小魚がきらきら輝いて泳いでいましたけども、そういう状態にはなっていません。須恵川も同様に、何か魚減ったように思えます。それは別として、昨年のお返事は、順次浚渫していくと答弁されていたので、その計画がどのように進んでいるのか、答弁していただきたいと思えます。

箱田町長。

**◎議長（末若憲治君）**

箱田町長。

**◎町長（箱田 彰君）**

おはようございます。仲原川、これは昔、正に子どもたちがその川に入って清い水の中で遊んでる。遊んでた風景も、私自身もそうなんです、思い出すところがございます。昔は、たどん川と言って、石炭の関係、志免鉾ボタ山の関係で川が黒くはなりましたが、水そのものはきれいでございました。そういった昔の原風景を戻すために、以前から私は、浚渫の関係は申し上げていたところがございます。ただ、仲原川自体が非常に河川の延長が長くて、すぐには、数年ではなかなか昔のとおりにはならないと思えます。しかしながら、様々な計画を立てながら、それを

実施しているところがございます。具体的には、担当所管のほうから申し上げます。

**◎議長（末若憲治君）**

吉村道路環境整備課長。

**◎道路環境整備課長（吉村健二君）**

令和6年度に仲原川の浚渫計画を策定しております。そして、今年度11月より、県道福岡篠栗線南側、牛角仲原店横から上流約300メートルの浚渫工事を予定しております。

**◎議長（末若憲治君）**

川口議員。

**◎9番（川口 晃君）**

それでは、2番目に移ります。

柚須駅の駐輪場の問題です。柚須駅の最大の問題は、乗客数が多く、駐輪の自転車も多いということです。私も数度、日曜日の午前9時10分の博多行きに乗ろうとしたんですが、残念ながら乗れませんでした。私を含んだ10数名が次の列車に取り残されました。ほかの乗客の方たちはもう慣れてあるようで、静かに待つことになりました。

さて、自転車の駐輪のマナーも悪く、朝の監視員がいるときはいいんですが、いなくなるともう通路を塞ぐように駐輪します。車椅子の乗客とか押し車に子どもを乗せたお母さん方には、非常に迷惑なことだろうというふうに思っています。どんな対策がとれるのか、何かもう手詰まりのような状態なんですけど、いい考えがあれば述べてください。担当者お願いします。

**◎議長（末若憲治君）**

井手都市計画課長。

**◎都市計画課長（井手正治君）**

柚須駅では、多くの方が駐輪場使用されていることもありまして、その対策を続けてまいりました。近年では、平成27年度に駅の自転車ラックの新設と、横にあるミヨリ緑道の自転車駐輪場の増設を行ってます。そして平成29年度には、自転車ラックの取替え、そして30年度には、ミヨリ緑道に延長約40メートルの駐輪スペースを増設しております。

また、日常的には、駐輪場の清掃と整理をシルバー人材センターの方へ委託をしております。長期の放置自転車につきましては、職員が事前に警告を行った後、定期的に撤去作業を実施して、駐輪場のスペースの確保に努めております。本年度5月には、駅駐輪場につきまして、利用者の通路に停めないことの表示と、2階の

ほうに駐輪場があるんですが、そこへ誘導する表示の強化のほうを実施しております。今後も、柚須駅駐輪場につきましては、空いている駐輪スペースへの誘導の啓発とか、日常の整理及び定期的な放置自転車の撤去作業を継続して、駐輪場の対策に努めてまいります。

**◎議長（末若憲治君）**

川口議員。

**◎9番（川口 晃君）**

柚須駅の駐輪の特徴として、あそこに、近郊に会社が多いんですよ。それで、あそこに駐車して、何かずっと置いてあって、それを利用して会社に行って、戻ってきて駐車して。そういう状態で重なって、非常にいつも多い状態なんですね。何かそれに対する対策とか、何かとれないかなあというふうに思うんですけど、いい考えはありませんか。

**◎議長（末若憲治君）**

池見副町長。

**◎副町長（池見雅彦君）**

駐輪場対策についてのお尋ねでございます。柚須駅については、本当に議員御指摘のとおり、あふれるばかりの自転車がありまして、私どもも何とかしたいというふうな気持ちはございますけども、柚須駅自体のスペースに現在限りがありますことから、先ほど担当課長のほうから申し上げましたように、まずは駐輪場のソフト的な対策をしっかりとやっていくことを、今私ども実施をしているところでございます。長期的には、JRさんと協議をしながら、今も協議をやっているんですけども、何らか対策をとれないかなということは、継続して検討してまいり所存でございますが、今のところは、ソフト的な対策を継続しっかりとっていくというところで、私どももしっかり対応してまいりたいなというふうに考えております。

以上でございます。

**◎議長（末若憲治君）**

川口議員。

**◎9番（川口 晃君）**

それでは、3番目に移ります。

この件は、微妙な感じの要望なんですね。乙仲原西区の方の要望で、この辺は大体乙仲原西区に近いほうですから、西区の方の要望が非常に多いんですね。柚須駅からバス通りに入る歩道が暗くて、女性にとっては、とても危ない。信号も無く、危ない。もう一人の方は、柚須駅から乙仲原西交差点、これ柚須西信号だと思えますが、凸凹でつまずく。それから植木を無くし、歩道を確保という、そういうふう

に記述されています。4年前もこれと同様の要望が出されたので、担当課に申し出て舗装してもらったり、修理いろんなことをしてもらったんですが、防犯灯も付けていただいたと思うんですけども、またこんな要望が出ております。女性の感覚との差異があるかもしれませんが、どんな対策がとったらよいのかなというふうに思ってるんですけども、担当課のほうで、いい案がありましたら答弁してください。

**◎議長（末若憲治君）**

井手都市計画課長。

**◎都市計画課長（井手正治君）**

柚須駅から県道607号線に至る道路東側の歩道につきましては、柚須西交差点までが、ミヨリ緑道。それから県道607号線までが、コモハラ吉田線の歩道となります。ミヨリ緑道につきましては、歩行者の通行に支障があると思われる所につきましては、部分補修は今年の4月に行いました。また、街灯につきましては、ミヨリ緑道に柚須西交差点を含めまして、街灯が10基あります。そして、コモハラ吉田線に防犯灯8個ありまして、あと周辺の店舗等の明かりもありますことから、特に暗いことは感じない状況でした。ただ、気にかける場所がございましたら、一緒にちょっとその辺の確認をさせていただきます。

**◎議長（末若憲治君）**

川口議員。

**◎9番（川口 晃君）**

分かりました。私もあそこ行って点検したんですよ。そしたら、大丈夫じゃないかと思ったんですけども、やはりこういう要望が出てきてる。しかも複数だというのは、何かやっぱり気にかかることがあるのかなあという感想を持っております。

それでは、具体的に進みます。暮らしについての問題です。私たちの独自アンケートによりますと、一つは町政と暮らしの問題ですが、これは主に町政よりも国政に問題、つながっているんですが、「以前よりは暮らし向きが悪くなった」が、これが63.7%で圧倒的に多いです。やはり生活の厳しさを反映しているものと思います。2番目は、「それでは暮らしの中で負担を感じているのは、何か？」では消費税が23.2%が一番多い。次いで住民税が、12.6%。次は国民健康保険税が、10.9%。次に医療費が、10.9%。次に介護保険税が、9.8%。そして次に上下水道料金が、9.5%です。こういうふうに、税の問題と公共料金の問題等がピックアップされております。「町政に何を望むか？」では、一番多いのは、医療福祉行政の充実が、18.6%。2番目が、高齢者対策の充実が、15.0%。3番目が、歩道通学路

の整備が、11.9%。次いで、子育て・教育行政の充実と安全安心な道路交通網の整備が、共に10.6%となっています。以上が10%を超した要望です。自由記載では、40数名の方がいろいろなことを書いてあります。また、アンケートを採ってくれてという要望も来てるので、これは、私はきついなと思っております。町政ばかりでなく、国政社会全体に対するいら立ちを感じずる記述もあって、アンケートを採ることの重要性を私は感じています。

さて、町民支援で利用できる財源の問題があるんですが、一つには、国の交付金が一般的ですね。それから2024年度では、補正で予算化された重点支援地方交付金があります。これについては、これは6,000億円の推奨事業メニューがあるんですけども、我が党の調査では、3月時点で福岡県内の市町村分は、交付限度額116億円のうち64億円余、55%が交付決定されず残っていると報告を受けております。それから、もう変わったと思いますけど、4月1日付けの内閣府事務連絡では、今年度に繰越した分の実施計画の第1回受付が6月13日となっているそうです。もう少し先ですね。もう身近なところでは、交付残額の有無を県に問い合わせ、物価高騰対策の生活支援、例えば町長が述べられとお米券の配布の支援とか、それから、公共料金の一部負担等にも利用できるんじゃないかなというふうに私は思います。もう一つの財源は、財政調整基金だと思います。ほかに何かこう、ないかなあといつも考えるんですけども、政府や県が出す交付金とか補助金などを利用して、財源を作ることもできると思うんですけども、粕屋町では住民支援の財源として活用している財源は、どんなものがありますかね？今二つだけじゃなくて、ほかにあったら教えてください。

**◎議長（末若憲治君）**

吉田財政課長。

**◎財政課長（吉田 勉君）**

住民支援に使用できる財源ということですけども、基本的には今議員がおっしゃった、近年では新型コロナウイルス感染症対策や物価高騰対策のための地方創生臨時交付金というのが中心となっております。また、県の補助金等もありますけれども、粕屋町では、住民等や事業者への支援事業につきましては、これらの地方創生臨時交付金や県の補助金を使って、支援を行っているところでございます。それ以外にも、議員おっしゃられましたように、財政調整基金を取り崩して、一般財源も充てさせて支援のほうを行っております。基本的には、支援に活用できる財源といえば、その辺りになってきますので、今後も支援を行うという場合は、通常、一般財源を使用して支援をするということになるかと思っております。

以上です。

**◎議長（末若憲治君）**

川口議員。

**◎9番（川口 晃君）**

一般財源の問題で言いますと、交付金が普通だと思えますけども、二、三年ほど前でしたか、総務常任委員会で千葉県の大網白里市ですか、あそこに視察に行きましたよね。あそこが、交付金が1年で30億円増額した例があったんですね。その謎を私聞きたいと思って、視察先の担当の人たちに聞いたんですけども、一切答えてくれません。それから、政府のあそこは、総務の担当のほうにも聞いたことがあるんですけど、そこでも答えてくれませんでしたけども。一般財源の中でも、交付金がそんなに増えるような状態があるんですかね。これは感想で結構です。

**◎議長（末若憲治君）**

吉田財政課長。

**◎財政課長（吉田 勉君）**

交付金は特定財源になりますので、今言った一般財源とは別になるんですけども、基本的には、地方創生交付金というのは、限度額が国から示されるんですけども、その算定方法をちょっと今持ち合わせてないんですが、人口とかいろいろな要素で決まってくるので、増やす方法というのは、特に無いという認識でございます。

**◎議長（末若憲治君）**

川口議員。

**◎9番（川口 晃君）**

分かりました。それでは次に移ります。

「暮らしの中で負担に感じていること」では、税負担、公共料金の割合が非常に多いんですが、皆さんもお気づきだと思いますけども、粕屋町では、異常なほど地価が高くなっています。地価の評価替えが近々あるんじゃないかと思いますが、これが上がると住民税や国民健康保険税にも連動するように聞いています。資産価値が上がっても、年金暮らしや低収入の人々には、現金が入らない限り、生活は豊かになりません。ますます暮らしが苦しくなるばかりです。粕屋町は、町職員の努力も重なって、非常に税収入が多いと私は感じています。どの分野かの税率を下げるなどの支援はできないか。2年ほど前、何か、これ国の問題だと思ってるんですが、固定資産税の一部減免がされたようには思います。そうしたことが地方でもできないか。

それから2番目は、全国の自治体で、公共料金等の支援が相次いで報道されています。私たちのアンケートの自由記述欄では、「非課税世帯への支援は、政府等の

補助金で行われているが、税を納めている低収入の世帯や家族にも支援が欲しい。」と、そういう記述も幾つかあります。例としては、東京都の例が最近あるんですが、今年5月から8月までの夏季の4か月間、一般家庭の水道料金の基本料金を無料化する補正予算が最近可決されました。また、岡山県の奈義町でも、4日土曜日にこれが可決されました。北海道の士幌町では基本料金、ここは月額が1,045円だそうですが、ここは3か月間減免しました。誰でもが共通に支援を受けられる公共料金はほかにも考えられると思いますが、これらに対する支援について、もちろん重点支援交付金を利用してということになります。一般財源はもう予算が組まれてるので、それは無理だと思いますので。何かありましたら、答弁を頂きたいと思います。まず最初に、税で何か、税率を下げることはできないでしょうけども、控除できるとかいうことがありましたら、それか、まず最初に税率の問題、それから公共料金の問題というふうに答弁してください。お願いします。

**◎議長（末若憲治君）**

渋田税務課長。

**◎税務課長（渋田加奈子君）**

税の負担が重いというお声があるということでしたが、議員さんも言われたように、町民税と固定資産税に関しましては、地域住民の生活を保障するための公共施設、福祉、学校といった行政サービスの財源を確保する観点から、町にとって重要な歳入源であり、「地方税法」に基づきまして、ほぼ全国一律の標準税率で課税しておりますので、なかなか減額というか、率を下げることは難しいと思います。何年か前に固定資産税が下がったことがあると言われたのが、恐らくですけど、コロナの時に、評価替えの時に据置きになったという経緯があります。その時だったかなと思います。ただし、生活保護の受給とか災害、失業等による著しい所得の減少等の理由により納税が困難な場合は、今でも一定の条件に該当する方は、申請による減免を受け付けておりまして、それを引き続き行っていくということです。

以上です。

**◎議長（末若憲治君）**

そのまま行きますか？大内田住民課長。

**◎住民課長（大内田亜紀君）**

私のほうから国民健康保険税について、お答えをさせていただきたいと思えます。議員おっしゃるとおり、本当に国保加入者の皆様には、もう大きな御負担をお掛けしていると私どもも思っております。そのような状況ではありますが、昨日、田川議員の御質問の中でも少しお答えをさせていただいたんですけれども、どうしても今の国保財政につきましては、都道府県における保険料水準の完全統一に向け

て、市町村においても安定的な財政運営を求められているところでございますので、これを受けまして、粕屋町といたしましても、どうしても今後被保険者が減っていく、そして一人当たりの医療費の増加傾向が変わらないという状況を考えますと、制度上もあるんですけども、現時点での国民健康保険税の税率の引下げは、難しい状況であると考えております。そのような中ではありますが、所得に応じて、保険税を7割、5割、2割軽減する制度がございますので、こちらにおきましては、適切に業務を行っていきたいと思っております。

以上です。

**◎議長（末若憲治君）**

黒田上下水道課長。

**◎上下水道課長（黒田道明君）**

上下水道料金について、上下水道課からお答えいたします。現在の料金につきましては、水道料金のほうは、平成22年から現在まで改定はございません。また、下水道料金につきましては、供用開始の平成6年から現在まで改定をしていないところです。昨今の物価高騰に伴いまして、工事費におきましては、労務単価、材料費などの上昇が行われて、工事費の増加がされております。また、施設の維持管理等のメンテナンス面におきましても、経費が増大しているところです。このような毎年のメンテナンスに加えまして、今後は老朽化に対する設備の更新も必要になってまいります。持続可能な上下水道サービスの提供を考えますと、物価高騰の中、値下げについては、なかなか難しい状況でございます。

以上です。

**◎議長（末若憲治君）**

川口議員。

**◎9番（川口 晃君）**

なかなかきついということですが、インターネットから拾い出したんですけど、全国ではいろいろな支援が行われております。例えば、ガソリン、灯油などの支援とか、省エネ家電の導入の支援とかいう細かな支援が各地方自治体でやられておりますので、平成6年度が、6,000億円ですかね。それから、平成じゃない令和ですね。昨年が、6,000億円重点支援が出て、令和7年度の予備費で1,000億円が今年積み増されたされたという記述もあります。それらを利用して補填できるところが、支援できる場所があったら、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、次に移ります。それでは、教育問題に移ります。小学校・中学校の大規模改修工事の問題です。ここに小倉タイムスの新聞を持ってきております。皆さん、見られないと思います、地方紙だから。小倉タイムス2025年5月11日付けで、

1面トップ記事の大見出しは、「教育予算が軍事費に吸収された」となっています。内容は、何か。北九州市の篠崎中学校の大規模改修工事と守恒小学校の大規模改修工事が、「国予算くれず、市入札中止、学校大規模改修先送りに」という見出しでの記事です。ここの小倉タイムスは、北九州市の運動団体幹部の地上げ問題をスクープし、同和行政の正常化に大きく寄与した地方紙です。北九州市を中心に、市民に大いに信頼され、名誉を持っている新聞です。なぜ中止に至ったのか。文科省側は、例年は4月10日前後に内示するが、今年は17日になったと述べています。市の技術管理局契約課は、何とその前日の16日に公示をしたんですね、入札の。ところが、内示が無いということで、21日に中止の関係者に通知したということになっています。

北九州市教育事務局施設課が他政令都市にも調査すると、北九州市だけが施設費補助金交付が排除されたわけじゃなかったらしい。文科省担当者に聞くと、「補助金が得られなかった市町村数はどのくらいか？」に「お答えはできない。」「理由は何か？」に、「交付金が減ることはないが、国の補助金の位置づけとして、義務のある統廃合などへの公立学校施設負担金が増えている。」との答弁ですね。それから、「他の省庁の予算が増え、その分しわ寄せを受けているのか？」という質問は、「ここではお答えできない。」と。「今後はどうするのか？」ということで質問すると、「国の補助金を待つか、自治体単費でやるかですね。」と答えたそうです。文科省側は、補助金を出せない理由を明確に説明しない。補助金が得られなかった必要性についての数字も答えない。こういう状態だったという記事です。

ところが、6月5日、西日本新聞での1面で、この後追いの記事が報道されました。皆さん見られましたかね。全国では、学校改修交付金の6割が不採択です。九州7県では、申請が830件申請して、不採択が265だったかな、ですかね。63%が不採択。福岡県では申請251件のうち、不採択が142件。不採択率は56%となっています。ここで思い出すのは、私一遍言ったと思いますが、2024年の3月13日付けの衆議院の地域・こども・デジタル特別委員会での竹林内閣審議官の答弁なんです。

「歳出削減で生じる財源は、防衛力強化のための財源だ。」と答弁しています。小倉タイムスの記者も、この記事を確認つかんでるんだと思いますが、臭いにおいだというので、この記事を書かれたんだと思います。教育予算を削減して、軍事費増に絶対に使っちゃならないと思います。

私の質問は、粕屋町の小・中学校の大規模改修工事でも入札中止とか、それとか、大規模改修工事が途中で中断したということがないかと心配なんですけど、どうなんでしょうか。教育長答弁をお願いします。

◎議長（末若憲治君）

堺教育部長。

**◎教育部長（堺 哲弘君）**

今年度中に工事のほう予定をしておりました大規模改修工事が、全部で3件ございます。うち2件、中央小と粕中の体育館の大規模改修工事につきましては、既に3月議会のほうで議決を頂きまして着工も終わっております。残る1件、粕屋西小学校の第1期の大規模改修工事、こちらにつきましては、申請をしておりました交付金のほうの内示が下りずに、既に入札の手続に入っておったところですが、それを中断しまして、廃工したという事例が発生しております。ただ、補助の申請自体は、取り下げずに継続しておりますので、国のほうで予算が付くようになりましたら、改めて起工し直しまして、入札手続を開始したいというふうに考えておるところです。

**◎議長（末若憲治君）**

川口議員。

**◎9番（川口 晃君）**

さっきの西日本の記事のように、不採択がものすごく多いんですね。断固として、負けずに補助金を取っていただきたいというふうに思います。

それから次に2番目に移ります。2026年度から始まる中学校の35人学級に関しての問題です。我が党の田村貴昭衆議院議員が、5月9日、教員の増について、「全国で4,739人の不足の状態だ。国や文科省がやるべきは、教職員の基礎定数の抜本増と業務量の削減だ。」と教職員の定数増を要求しました。また、2026年度から始まる中学校の35人学級制度に対応した少人数学級推進のために、先生を増やす目標と計画を立てるよう文科省に要求しました。

私の質問は、粕屋町の中学校に関してですが、粕屋町の全小学6年生の数は、現在、この前、表を頂きましたんで、あれを調べてみますと、17クラスで558人。中学3年生のクラス数が14クラスで563人。中学3年生はもう卒業しますね。来年卒業しますので、単純に考えると、来年の中学生のクラスは3クラス増えることになります。これは両方合わせてですね。粕屋中学校と東中学校は、教室数は足りるのかどうか。それから教員数は充足されるのかどうか。また、クラス担任は正規教員であってほしいと思いますが、その点はどうなっているのか。担当課、担当の事務局で答弁してください。

**◎議長（末若憲治君）**

堺教育部長。

**◎教育部長（堺 哲弘君）**

議員に言われております中学校の35人学級の導入につきまして、2026年から3か

年をかけて順次導入するというので、政府のほうで、方針決定がされたということでございますけれども。まだ、私どもとしましては、報道レベルの情報しかございません。正式な通知等は来ておりませんので、詳細が把握できておりませんところでございます。仮に、35人学級のほうを導入されました場合には、現在の児童生徒数から考えていきますと、恐らくこの影響で、各学年ごとに1クラス程度、3か年をかけて1校当たり3クラスが増えるようになるのかなというふうに考えておるところです。今のところ、パソコン室ですとか理科室、音楽室とかで、普通教室以外の特別教室、あるいは特別支援学級、普通クラスを二つに割ったりして使ってるようなお部屋がございますけれども、そういったところのお部屋の使い方を工夫しながら、部分的な改修等で教室を確保する方向で何とかするのではないだろうかというふうに考えておるところでございます。ただ、決して余裕がある状況ではございませんので、そもそもの児童数の増減とか、そういったところも考えますと、場合によっては、増築等の手段も検討する必要があるのではないかというふうに考えておるところです。

次に、教員につきましてでございますけれども、クラス数に応じて県から配置をされるということがまず基本になりますので、欠員の少ない配置を、まず要望は当然してまいりたいというふうに考えます。ただ、近年の教師不足、議員も言われますとおりでございますので、正職員、正規の教員で欠員がもし出ます場合には、講師等で対応するという形になってまいります。ただ、中学校につきましては、小学校と違いまして、教科ごとの担任というのがございます。また、粕屋町ではチーム担任制というものも採っておりまして、複数の人間で1クラスを見るようになっておりますので、仮にチームの中に正規でない教員の配置があったとしまして、大きなマイナスの影響が出るような可能性は低いのではないかというふうに考えてるところです。

**◎議長（末若憲治君）**

川口議員。

**◎9番（川口 晃君）**

少し安心しました。もし、教室が足りなければ、増築するという答弁でしたので、それはうれしい答えだというふうに感じております。

それでは3番目です。不登校の子の保護者が仕事を休める不登校休暇の問題について質問します。今年の4月14日付けの赤旗に突然記事が出されたんですが、「高知県、党県議が答弁引き出す」という題名です。「不登校の子のケア、介護休業利用に道」という記事でした。そもそも小・中学校の不登校の児童生徒数は、2023年度で34万6,482人となっています。今年はまだ相当数増えたんじゃないかと思うんで

すけども、11年連続で最多だそうです。子どもが学校に行けなくなると、親が、子のケアのため、フルタイムからパートの仕事に移行したり、離職するケースが見られ、民間調査で親の4人に1人が退職したり、休職せざるを得ない深刻な実態があるそうです。こんな状態は初めて聞きましたけども。

高知県の県委員会と県議団が2月6日に、不登校休暇や居場所作り、教員定数増で文部科学省と交渉しました。そもそも介護休業制度は、2週間以上、常時介護を必要とする家族を介護する場合に、休業休暇の対象となり、厚生労働省は1月に判断基準を見直して、高齢者だけでなく、障がい者や医療的ケア児と書かれてます、ケアの子どもさんも、介護休業制度を利用できると。そういうことを明示したそうです。

中身は、厚労省雇用環境均等局の「常時介護を必要とする状態に関する判断基準」の見直しに関する研究会報告書、なかなか長いものですが、それに基準が明示されているそうです。高知県の県議であります、塚地佐智県議団長が、政府交渉の結果をもって、3月11日の県議会で、「不登校の子を持つ県職員が介護休業制度を利用できるか？」と質問すると、担当局の回答は、「不登校の原因が疾病にあり、医師が2週間以上の自宅療養が必要と診断して、日常生活の介護が必要と認められれば、休暇の取得が可能。」と答弁したということです。

まずこの件について、これ担当課は承知しているのかどうか、答弁を求めます。

**◎議長（末若憲治君）**

豊福総務課長。

**◎総務課長（豊福健司君）**

まず御質問の、担当課が把握してるかっていうことでございますが、町の職員に関しましては、総務課のほうで所管しておりますので、お答えさせていただきますと、不登校の子どもさんを養育される保護者の休暇につきましては、具体的に不登校休暇という名称の休暇制度はございませんが、先ほど議員が申されましたように、介護休暇に該当をさせて、具体的に町の職員でも適用して、休暇を取得したケースというのがございます。

以上です。

**◎議長（末若憲治君）**

川口議員。

**◎9番（川口 晃君）**

そしたら、この明示は不登校休暇とは言わないと思うんですが、小中学校の教職員とか自治体職員が、これは可能なんですね。もちろんね。ちょっとやっぱ言うてください。可能かどうか。

**◎議長（末若憲治君）**

豊福総務課長。

**◎総務課長（豊福健司君）**

可能か不可能かと申し上げますと、可能でございます。先ほど申し上げましたように、町の職員で具体的に適用させて休暇を取得したケースというのもございます。

以上です。

**◎議長（末若憲治君）**

川口議員。

**◎9番（川口 晃君）**

私は安心しました。そして、この制度は厚労省の管轄ですから、これは民間労働者も、例えばフリーランスと言われる方も、職種の人たちもこれは適用されると私自身思うんですが、これは町で答弁できますか。できなければできないと答えてください。

**◎議長（末若憲治君）**

豊福総務課長。

**◎総務課長（豊福健司君）**

ちょっとフリーランスの職員が町のほうにはおりませんので、常勤か非常勤かということでお答えをさせていただきますと、常勤職員につきましては、先ほどお答えしましたように制度がございますが、非常勤職員につきましても、制度があるものと考えております。また、介護休暇につきましては、今回御質問いただいて、いろいろお調べをしていく中で、もう数年と言いますか、もう短期間でどんどん変わっていくような仕組みでございますので、いずれ民間のフリーランスの方などにも、いろいろそういう休暇制度とかそういうものが出てくるのではないかと考えております。

以上です。

**◎議長（末若憲治君）**

川口議員。

**◎9番（川口 晃君）**

分かりました。いい回答を得れましたので、次に移ります。

最後は、介護保険制度の問題です。1番は、質問の内容長いので、直接文書に入ってから進めます。最近、病院とか介護施設等の閉鎖や倒産が数度にわたって報道されています。医療施設では、都市でも老朽化を迎えた病院が、診療報酬の引下げにより再建のめどが立たず、病院をたたむなどの危機的な報道が、NHKでも最近2

度も連続で放送されました。病院の約67%が赤字経営だそうです。

つい最近粕屋町でも、古いお医者さんがたたみましたね。介護事業所ではどうか。赤旗の3月22日付けで、東京商工リサーチという調査会社なんだろうが、この後藤賢治氏の記事が掲載されました。それによりますと、2024年の介護事業者倒産は、172社と過去最高。前年比で約4割増だそうです。休廃業・解散も612社と過去最高で、前年比2割増だそうです。倒産と休廃業・解散の合計が784社で、そういう会社がもう市場から消えたということを述べてあります。

倒産は、従業員10人未満の小規模零細事業者が約8割を占めており、資本金1,000万円未満が同様に8割を超えています。休廃業・解散も小規模事業者が多く、先の見通しが立たず、赤字の拡大を恐れ、倒産する前に事業をやめるといった事業者が増えているそうです。サービス分野で見ると、訪問介護を主に行ってきた事業者が、苦境に立たされ、24年の倒産が172社のうち、半数に近い81社が訪問介護だそうです。休廃業では612社のうち、7割を超える448社が訪問介護だそうです。次に多いのが、デイサービス等短期入所、通所・短期入所の倒産です。

こうした原因はもちろん、高物価人件費増がボディブローのように響き、事業者が赤字を積み上げてきた状況もあります。また、コロナ禍の資金繰り返済も、夏頃から始まるという要素があります。特に報酬を引下げられた訪問介護は、次の改定が27年4月ですから、見通しが暗く、大変な事態が予想されると。そういう警告がされているそうです。行政の支援が必要だというふうに、彼は述べています。

さて、こうした状況ですが、介護事業者全体についてまず質問します。粕屋町には、高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画があります。私は総務なので、これは文教関係の資料で初めて今度参考に見たんですが、77ページから78ページに粕屋町の介護保険サービス事業の一覧があり、11のサービス分野に42事業所が記載されています。9期は、昨年3月から始まったばかりで変動がないかもしれません。しかし、閉鎖した事業所、開業された事業所などがあれば、現在の事業所の数を答弁してください。介護課お願いします。

**◎議長（末若憲治君）**

筒井高齢者支援課長。

**◎高齢者支援課長（筒井 薫君）**

現在、事業計画のほうに記載しております介護保険サービス事業所は、全て現在営業中で、閉鎖した所はございません。

**◎議長（末若憲治君）**

川口議員。

**◎9番（川口 晃君）**

増えた所も無いということですね。

それでは次に2番目ですが、また、粕屋町民に対するサービスで現状がどうなっているかについては、具体的に聞いてみたいと思ったんですが、通常のサービスが行われているということによろしいんですね。町内で訪問介護を実施している介護施設の問題です。訪問介護事業についての質問ですが、昨年度、訪問介護報酬の引下げが行われ、この訪問介護から撤退する事業者があるなどの話も聞こえてきます。赤旗の3月3日付けで全国の訪問介護事業所のない空白自治体と、残り一つの町村の調査を行っています。ゼロ自治体が、107町村。残り一つの事業所が、272市町村です。糟屋郡では久山町が残り一つになっています。9期の一覧では、訪問介護事業所、これでは5事業所あるんですが、現在の状況ですが、変動があればそれについて答弁してください。なければならないで結構です。

**◎議長（末若憲治君）**

筒井高齢者支援課長。

**◎高齢者支援課長（筒井 薫君）**

変動はございません。

**◎議長（末若憲治君）**

川口議員。

**◎9番（川口 晃君）**

それでは、全国で訪問介護事業所の倒産・廃業が続いているので、注視しながら見ていただきたいなというふうに思います。

それでは最後の質問です。住民の生命と生活上必要な分野は、一部でも公共に戻すべきではないかということです。訪問介護事業所のうち、残り一つの事業所の運営主体を取り上げてみますと、株式会社などの営利法人は32社で11.6%です。ほんの僅かです。残りは、非営利の事業所です。一番多いのは、社会福祉協議会で175事業所です。二番目が、社会福祉法人の49事業所。順次、自治体6、医療法人5となっています。つまるところ、最後の砦は自治体を含んだ公共の施設です。粕屋町では訪問介護事業所を見たところ、自治体と関係のある事業所は、これ入っていませんでした。せめて、社会福祉協議会でもあればいいのになと思っています。私も最近、訪問介護事業所の職員さんから訪問介護を増やしたいので、希望する人があったら、是非紹介してくださいと言われました。何かもう数を増やさないと事業所成り立たないそうです。

ここに私、東京の杉並区長の岸本聡子氏の本持ってきたんですが、「杉並は止まらない」という本を書いています。彼女は、杉並区は女性議員が、ここの杉並区は、女性議員が過半数の日本で唯一の区かもしれません。過半数だそうです。びっ

くりしました。彼女は、ヨーロッパで水道事業など公共サービスの民営化問題を専門に研究してこられた、20年ほど研究しておられた研究者です。彼女は次のように言っています。「水道、電力、医療、教育、福祉、通信、地域交通、廃棄物回収といった、誰もが生きていく上で必要とするサービスが、1980年代以降の新自由主義の波の中、世界各地で市場が民営化され、企業の利益追求の論理で運営されていった。国や自治体が運営するのは非効率であり、市場に任せたほうが安く質のよいサービスが提供できる。」と喧伝された。

しかし、実際はどうだったかということで、水道事業を取り上げてあります。イギリスの例では、イギリスは完全に失敗した。つまり、事業者は、会社は質を落としても不正をやったほうが安く上がるということで、もう罰金払ったほうが良いということで罰金を払ってきたそうです。フランスのパリでは、再公営化に踏み切ったと述べてあります。

次に、3点ほど展開してありますが、「自治体の中での削減対象は決まって、教育、福祉、文化、スポーツ、公共施設、保育や介護とケアといった分野なのだ。」と。この時代に必要性を問われなければならない。これは東京ですから、道路にしてももう巨大インフラですから、そういうことは不問にされてきたと。2番目は、命を守る責任ある公務はぎりぎりの通常運転であってはならず、危機に対応できる余白と専門性が必要だと。これはコロナ禍を経験しての主観だそうです。3番目は、いつも削減の対象になる区立施設と区の職員は、コストじゃなくて、杉並の財産だという点で、職員の削減は、私はしないというように述べてあります。公の擁護を論じてあるわけです。

つまるところ、彼女は公共の再生を掲げてあります。私も彼女と同様な考えを持ち続けてきました。やはり、住民の命に関わる分野は、新自由主義的な利益追求型、効率化追求型の民間任せではなく、公共が責任持つべきじゃないかと。

数年前でしたが、柚須文化センターでデイサービス事業でも始めたらどうだろうかという提案したら、粕屋町には多くの事業所があるから大丈夫。民間の事業所を利用してくださいという回答でした。しかし、ちょっと私はそうは思わないんですね。人権連では、愛知県や岡山県、あるいはその他の幾つかの地域では、自ら自分たちの居住地の近くに福祉の事業所を立ち上げて、行政と協力しながら、地域住民の福祉向上に努めています。そうした経験から見ても、最後は行政の力、公権力でないと町民の安全や福利は保障できないんじゃないかというふうに感じます。民間に対する支援、それはもちろん十分必要です。それだけでなく、一分野でも行政自ら対応していく態度が必要じゃないかと思いますが、答弁を求めたいですが、具体的な答弁でなくても結構です。感想をお持ちでしたら、述べていただきたいと思

ます。

**◎議長（末若憲治君）**

池見副町長。

**◎副町長（池見雅彦君）**

すみません。川口議員の御意見をお伺いしまして、確かにおっしゃるとおり、理想としては、そういうふうな全てのことを公でできる、職員でできる状況があれば、大変それは理想に近い、いい形かなと思います。ただ、現実的には、私どもやはり限られた財源の中で、行政運営をやっていかななくてはなりません。その中で、やはり民にできることは民にという考え方。これは、行政改革の中でそういうふうなことがよく言われたんですけども、やはりそういうふうな視点もなければ、今現在の福祉のサービス、町が行っているサービスができないということもございませぬ。今、基金があるからこの基金を全部使ってやればいいじゃないかというわけにはいかないんです。やはり将来、短期的、中期的、長期的に、やはり財政も見ながら、将来の子どもたちにツケを残さないような、私ども行政運営もしていけないといけないと考えております。

そういうふうな中で、理想と現実、どういうふうに折り合いをつけていくのか、そういうふうなことを内部で議論しながら、いろいろ町政のほう当たってまいりたいということで考えております、私ども。是非、そういう部分を御理解いただいて、また様々な議論をしながら、町政について改善できる部分があれば、改善をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

**◎議長（末若憲治君）**

川口議員。

**◎9番（川口 晃君）**

私も学生時代、経済学を取らされまして、勉強したことがありますので、そういう点は十分承知しております。ただ、地方自治体の三割自治というふうに、自治体と言われるように、自治体の予算が少ない。そのことも勉強させられました。そういうことを含めて、なかなか自治体は厳しいということになると思いますけども、いろいろ努力しながらやっていただきたいなというふうに感想を述べて、私の質問を終わります。

**◎議長（末若憲治君）**

川口議員、御納得されましたけど、不登校の子の保護者が仕事を休める不登校休暇、小中学校の教職員のほうは聞いてないですけど、いいですか。あと3分あります。職員は、町職員は聞いたけど。

**◎9番（川口 晃君）**

答弁してください。

**◎議長（末若憲治君）**

堺教育部長。

**◎教育部長（堺 哲弘君）**

小中学校につきまして、県のほうの所管になりますので、福岡県教育委員会のほうに確認しました。基本的には、粕屋町職員と同じでございます、介護の要件に合致すれば、介護休暇が取れるというのです。また、特別休暇の中にも介護を理由に取れる部分がございますので、それも利用が可能だということ。また、同じく特別休暇ですけれども、子育て支援休暇というのが今ございまして、介護の状況ではなくても、例えば学校から要請があつて、不登校の子の面談に行くとかということも理由にも、休暇が取れるという形になっております。

以上です。

**◎議長（末若憲治君）**

いいですか。

**◎9番（川口 晃君）**

どうもありがとうございます。

（9番 川口 晃君 降壇）

**◎議長（末若憲治君）**

ただ今から休憩といたします。

再開を10時45分といたします。

（休憩 午前10時30分）

（再開 午前10時45分）

**◎議長（末若憲治君）**

再開いたします。

議席番号7番、案浦兼敏議員。

（7番 案浦兼敏君 登壇）

**◎7番（案浦兼敏君）**

議席番号7番、案浦兼敏です。

一般質問通告書に従いましてから質問させていただきます。

今回は、機構改革と多様な人材の確保についての質問でございます。

まず、組織機構改革についての質問です。令和7年6月に、大幅な組織機構改革が行われました。これは平成22年、2010年4月に、課制から部制ということで、「部設置条例」を成立されて以来、実に15年ぶりの大幅な組織機構改革と聞いてお

ります。現在、第6次総合計画の策定に向けて検討が進められています。これを見据えての機構改革と思いますけども、他の議員からも同様の質問が出てますけども、これについては、議会に対する説明がちょっと不十分ではなかったのかと考えております。まず、他自治体では、総合計画の策定期間に合わせて組織機構改革を行っているところが多いようです。近隣では、宇美町では、第7次総合計画、令和5年から令和12年の8年間の策定に伴いましてから、令和5年7月1日に組織機構改革を実施してます。ところが、粕屋町では現在、第6次総合計画は策定に向けて検討されている中、あえて令和7年6月に組織機構改革を行った理由は何か、町長の考えをお尋ねいたします。

**◎議長（末若憲治君）**

池見副町長。

**◎副町長（池見雅彦君）**

今回の機構改革についてのお尋ねでございます。私のほうからお答えをさせていただきます。

今回の機構改革につきましては、令和5年度に職員有志によります業務改革改善を目的といたしました機構改革の提案があり、これをきっかけとして、令和6年3月の令和6年度施政方針におきまして、総合計画策定と併せて組織機構改革を行う旨を表明したところでございます。第6次総合基本計画の策定につきましては、御存じのとおり、町民や職員が施策の全体像を把握しやすい構成となるよう、分野別計画として、現在策定を進めておりますが、この分野別計画を実効性のあるものとするため、策定方針にも掲げておりますとおり、組織と分野をひもづけることが重要であると考えており、計画策定の段階から組織体制を整備し、新組織において、分野別計画案を策定していくほうが、実効性の高い計画ができるものと判断し、組織機構改革を実行したものでございます。

以上でございます。

**◎議長（末若憲治君）**

案浦議員。

**◎7番（案浦兼敏君）**

そういう、確かに分野別の計画とすると、組織のほうを合うように作るということで、そういうお話がありましたけど、その改革を4月やなく6月、そしてまた、した理由っていうのは何かあるんでしょうか。このあと7年度の4月5月についての決算等についての説明については、業務を引き継いだ課が、当然説明すると思いますが、4月じゃなくて6月にした事由っていうのは何かあるのか。そこについて確認したいと思います。

**◎議長（末若憲治君）**

豊福総務課長。

**◎総務課長（豊福健司君）**

機構改革の時期につきましては、冒頭議員も先ほど申し上げられましたが、22年に機構改革を行った時も6月に行っておるかと思うんですが、どうしても年度末、年度初めの繁忙な時期を避けたいっていうのと、住民の皆様の異動時期等でもありますので、住民の方にも混乱が生じない時期で、かつ、円滑に進めやすい時期っていうのを検討した結果、6月にしようということで、今回6月実施を行っております。

以上です。

**◎議長（末若憲治君）**

案浦議員。

**◎7番（案浦兼敏君）**

年度末年度始めを避けてということで、6月ということで、だから決算の審査もちゃんと後の課がちゃんと引き継ぎでするから、責任をもって説明されるんで特に問題はないものと理解して、次に進みます。

次に、組織機構改革に当たっては、改革の視点と言いますか、一部さっき副町長からありましたけど、基本的な考え方があって、それに伴って具体的な組織機構を示す必要があると思います。ちなみにさっき言いました宇美町では、1番目に第1として、第7次総合計画の政策体系に対応した行政組織機構の構築。2番目に、新たな行政課題への対応等、既存組織体制の改善及び適正な人員配置など、四つの基本的な考え方を示して、それに伴った具体的な組織機構を示しています。この中でも宇美町の場合、やっぱり粕屋町のようにシティプロモーション推進しようということで、この機構改革の中でシティプロモーション課というのを作ってるんですね。また、郡内で古賀市を見ますと、令和7年4月の組織機構改革の中で、まちづくりの1丁目1番地に位置づける古賀駅周辺開発、中心市街地の活性化と市全域への波及化を本格的に推進するため、古賀駅周辺開発推進課を新設しております。大幅な機構改革というならば、そういう攻めの姿勢が必要かと思いますが、そこで今回の組織機構改革の基本的考え方と、それを具体的に組織機構にどう反映したのか、町長の考えをお尋ねします。

**◎議長（末若憲治君）**

箱田町長。

**◎町長（箱田 彰君）**

地方自治体は、それぞれの自治体の中で様々な問題解決、課題に対して作戦を練

っているわけでございます。うちも、粕屋町もそれに負けない体制を、今回作り上げたと思います。課だけができればいいというものではございません。中身が非常に大事でございます。そういった中で、今回、総合政策課を設立して、その中でシテプロモーションあるいはスマート推進室の設置、そして別に地域共創課、そういった新たな課を作ってそれぞれ重点的な施策を推進していくわけでございます。今後も、それぞれの新しい課の様々な施策、政策への取組について、今後スタートを切ったということで御理解いただきたいと思っております。

**◎議長（末若憲治君）**

案浦議員。

**◎7番（案浦兼敏君）**

町民向けには、町長のホームページの挨拶を見させてもらいますと、「激しく変化する社会情勢や、多様化する住民ニーズに的確に対応するため、市制への移行も視野に入れた町の組織機構計画を6月に実施します。新組織では、政策の推進力を高めることができるよう、各部の連携を強化し、機動的かつ柔軟な対応を勘案する組織を目指します。」とあります。また、広報かすや4月号に組織機構改革案の説明がされてます。これは宇美町と同じような感じで説明されてますけど、ちょっと私としては、多分3月議会でこのような説明と、そして5月の臨時会で提案されました「機構の見直しと関係条例の整備に関する条例」、この提案がなされるものと思ってましたけども、このことについて町長どのように思われております？もう少し、やはり議会に対してもきちんと説明する場、確かに、1月に総務建設常任委員会でこういう感じになりますということは、一覧表見ましたけども、それ以上の機構改革についての説明は、議員誰も受けてないんで、今ほかの議員に聞いても、「そういう話聞いてない。」ということで、今回も質問される方もおられますけど。やっぱり、そういうことをきちんと説明して、3月議会なりの機会ですべきと私は考えますが、そこについてどう思われますか。

**◎議長（末若憲治君）**

池見副町長。

**◎副町長（池見雅彦君）**

今回の機構改革につきましては、その概要につきましては、昨年の12月議会で、議会のほうには、私ども正式にお示しし、案としてお示しし、その都度、必要に応じて御説明をそれぞれしてきたものというふうに考えております。最終的には、5月議会で条例のほうも上げさせていただきましたけども、昨年の機構改革につきましては、秋ぐらい、機構改革をやっていくというふうな施政方針、昨年の4月の施政方針で表明し、秋ぐらいにはまた具体的なことも申し上げ、12月には正式に議会の

ほうにそれぞれ御報告しながら、私どもとしてはやってきたつもりでございます。  
以上でございます。

**◎議長（末若憲治君）**

案浦議員。

**◎7番（案浦兼敏君）**

私から言う、そちらは12月議会で説明されてそのあとってということですけども、なかなかそういう、もう少しちょっときちんと説明されるべきだということを、申し添えておきます。

次に、大幅な組織改革案の検討に当たっては、既存事務事業の整理や見直し、このための業務量調査等、業務分析が必要と考えます。業務量調査を実施すると、業務の現状は可視化されるので、業務のどの部分にどのような課題がどれくらいあり、どのように改善すればいいかということ把握できます。このことに対応方針が決めやすく、業務改善の効果をやすくなると言われております。これを踏まえ、デジタル技術の活用や担い手の見直し、集約化等により、業務の効率化を図り、職員が職員にしかできない仕事、コア業務に取り組める環境を作る。これが職員配置の適正化につながるものと考えております。

そこで、今回の組織機構改革の検討に当たりまして、副町長もヒアリングされたというふうに聞いてますけども、現在139あります事務事業についての整理・見直しとか、又は業務量調査など行われたのかお尋ねいたします。

**◎議長（末若憲治君）**

豊福総務課長。

**◎総務課長（豊福健司君）**

今回の組織機構改革を進めていくに当たりまして、令和6年、先ほど副町長が申し上げました令和6年4月より職員の代表によります粕屋町行政組織検討委員会が組織されまして、その中で複数回の委員会の開催及び各課、所管課、こちらにつきましては先ほど事業数を申されましたが、事業レベルでの協議やヒアリング。ヒアリングにつきましても、議員おっしゃられました副町長のヒアリング、及び人事所管、政策所管も含めた各課ごとのヒアリング等などを行いまして、今回の組織機構改革に至っております。

また、職員数につきましても、課や係の業務量調査っていうのを月報という形で今回行いまして、組織機構改革に合わせました人員の協議やヒアリングはまた別に行いまして、現在の人員配置を行っております。業務量調査につきましては、期間的な件もございますので、今現在も継続して進めておりますので、また今後も人員の配置等の検討に当たっては活用してまいりたいと考えております。

以上です。

**◎議長（末若憲治君）**

案浦議員。

**◎7番（案浦兼敏君）**

業務量調査につきましては、もうずっと前、あれは令和元年ですかね。この前、職員定数のことについて、過去いろいろ質問してまして、昭和63年の定数がずっとあるんで、本当に粕屋町に必要な人員は、何人必要かということをきちんとすべきだということで、そういうことで検討されてから、定員管理計画というのが策定されました。その時もやっぱり業務量調査を行うということはおっしゃってましたけれども、やはり時間的余裕なかったから、近隣とか類似団体との比較でやったということで、きちんとした業務量調査やってないということでした。確かに、業務量調査、どういふことをどこまでやるかというのがありますが、今インターネットで見ますと、東京の八王子市の例をちょっとしますけど、八王子市では、八王子未来デザイン2040。2023から2030年度の8年間の、要するにこっちでいう総合計画ですか。の実現に向けた行動計画、八王子経営計画の中で、働き手が減少する環境下においても、質の高い行政サービスを柔軟に展開する手段として、現行の業務プロセスや担い手を検証し、業務遂行方法を再検証するBPR。ビジネス・プロセス・リエンジニアリングっていう、全所管に推進することとし、令和5年度に全庁業務調査を民間委託になってから実施しています。調査結果の詳細はホームページでも、詳細に紹介されてますけども、この中で業務ですね、コア業務。職員しかできない業務とノンコア業務と言うんですか、職員以外でもできる業務で分けて、そして職員は、できるだけ職員しかできない業務のほうに集中できるような環境を作る。そういうふうな関係で、業務量調査を行って業務の中身を分析して、コア業務、ノンコア業務と分けて、そしてコア業務は職員のほう。そして、ノンコアについては民間委託とか、そういう方法を考え、そういうことをやっております。市制を目指す粕屋町としては、このような調査を実施すべきだと思いますけど、町長はどう思われますか。

**◎議長（末若憲治君）**

池見副町長。

**◎副町長（池見雅彦君）**

組織の編成に当たり、今、八王子の例を議員のほう御指摘いただきまして、BPRなどの手法により、八王子のほう、されたということで、相当のボリューム、相当の事務量が生じておると思います。今回私どもは、組織改革に当たりまして、業務量調査、ヒアリングにおきまして、それぞれ職員数。それと会計年度職員数。それ

と業務委託の状況等も含めて、一応ヒアリングをしております。また、総合計画の中で委託しておる業者のほうにも、全体の業務のボリュームというのは、作業の中で全体ボリュームを出していただいて、必要人員等を割り出させていただいております。八王子ほどのことはやっておりませんが、私どもこういうふうなヒアリングの中で、それぞれ今必要な人員というのを大体大まかに割り出しまして、今の組織、大まかって言いましょうか、組織定数としてはしっかり持ってるんですけども、そして今の組織の姿にしておるといふ状況でございます。

そういうふうな中、それと併せてもう一つ付け加えて申し上げますと、ヒアリングの中では、将来こういうふうな組織があったらいいねと、こういうふうな業務をするようなことを考えていってほしいというふうな要望も申し上げて、そういうふうな思いも込めて、各担当のほうには一応思いも伝えながら組織を編成しております。ですから、将来的にはまた、いろいろ担当業務も変わってくる。そして、合理的な組織運営ができるような体制を構築してまいりたいというふうな考えております。

以上でございます。

**◎議長（末若憲治君）**

案浦議員。

**◎7番（案浦兼敏君）**

職員の方で、そういう組織を作ってから検討されているということはちょっと私も知りませんでしたし、そういう検討なり調査結果については、これは公表できる内容でしょうか。それとも、どういうことを検討されて、そういう結果どういう結論が出て、それに基づいてこうされたということを、ちょっと見たいと思いますけど。もし、差し支えなければそういうあれを見たいなという気がしますけども。これについてはちょっと、即答は求めませんので、申し送っております。

次に、町長の令和7年度施政方針に、「市制を視野に入れた組織改革を令和7年6月実施します。」とあります。そこで、市制を視野に入れた組織機構改革とは、具体的にどのようなことを指しておられるのか、町長にお尋ねいたします。

**◎議長（末若憲治君）**

箱田町長。

**◎町長（箱田 彰君）**

この市制を目指す体制を作るといふことが、もちろん手腕でございます。過去、私も様々な事業関係について説明をしてきたつもりでございます。そういった体制を作るために、今回の機構改革をやったということでございますが、実際その実務で行っております副町長のほうから、具体的にはお答えいたします。

**◎議長（末若憲治君）**

池見副町長。

**◎副町長（池見雅彦君）**

お尋ねの市制を視野に入れました組織改革につきましては、現行の行政需要に適切に対応する効率的で機能的な組織体制を構築することに併せまして、将来の市制施行により増加・複雑化する業務に対応するため、組織体制を整備することを目指したものでございます。具体的には、福祉事務所の設置を見据え、介護福祉課を高齢者支援課と福祉課に分割したほか、市制に向けて重要となる九州大学農場跡地対策や企業立地対策などの業務を行う都市計画課都市計画係の再編、市制に向けたプロモーション強化のための総合政策課へのシティプロモーション係の配置など、強化すべき施策の着実な推進を図る体制といたしております。

以上でございます。

**◎議長（末若憲治君）**

案浦議員。

**◎7番（案浦兼敏君）**

当然、市制施行に伴いましてから、県から移管される事務を想定しての組織機構改革、県から福祉事務所だけじゃなくて、かなりの量の業務が町のほうに行きますけども、要するにそれが来た場合は、今の機構改革の枠の中ですと、どこかが受け止められるという考え方で、機構改革があったということで理解していいんですかね。当然福祉事務所は、さっき言いましたこの改革で、福祉課ですか、福祉課のほうはメインとなって、福祉事務所ですかね。生活保護の関係ですかね。もうほぼ受入れてからやるということです。それ以外の業務についても、それぞれの担当課のほうで、一応対応すると考えてあると思いますし、また今、庁舎の大規模改築も考えてありますけども、これも当然市制を視野に入れた整備を予定されてると思いますけども、そういうことでよろしいんですかね。

**◎議長（末若憲治君）**

箱田町長。

**◎町長（箱田 彰君）**

内容につきましては、まだ今、設計関係、基本設計のほうに入る、基本計画のほうに入るわけですから、内容はまだ発表できる段階ではありませんが、当然、市制を目指した粕屋町ですから、その受皿となるような配置関係、そしてまた一番大事なのは、やはりこの庁舎が昭和58年に建設したわけですが、その当時の想定された人口よりもはるかに多くなっております。今後、その人口増も含めたところで、お客様、住民の方々がこの庁舎に来て、ある程度過ごせるようになっていましょう

か、オープンスペース的なものも含めて、開かれた町行政、庁舎になるように、そういった計画も盛り込んでまいりたいと思います。当然、市制施行をにらんだところの庁舎の改築になると思います。

**◎議長（末若憲治君）**

案浦議員。

**◎7番（案浦兼敏君）**

次に、令和7年度施政方針で打ち出されました「新生・かすやプラン」、これの具体的な推進策がなかなか見えてきません。どこの課が推進役となって、どこの課と連携して「ヒト」「モノ」「カネ」を呼び込むのか、そこら辺の町長の考えをお尋ねいたします。

**◎議長（末若憲治君）**

新宅総務部長。

**◎総務部長（新宅信久君）**

質問にお答えいたします。施政方針及び今年度5月号の住民の皆様には、5月号の広報にて「新生・かすやプラン」御説明を申し上げておりますが、開発の推進など投資を契機に、企業や人口など「ヒト」「モノ」「カネ」を呼び込むことで、地域経済を活性化させ、そこから生まれる利益を福祉や教育、インフラ整備などの住民サービスに還元していく仕組みのことを指しております。この「新生・かすやプラン」は開発、企業誘致、財政運営など多岐にわたる施策に関わるものでありますので、特定の課だけで担えるものではありません。組織一体となって推進していく必要があると思っておりますが、あえて推進役というふうに問われれば、区画整理などまちづくりや企業誘致をする都市計画課、それと町政の総合的な施策の推進に関する役割を担う総合政策課、それと財源の配分などで、財政面などで役割を担う財政課の3課を上げることができると思います。それぞれやっぱり様々な形で連携して推進を図ってまいりたいというふうに考えております。

**◎議長（末若憲治君）**

案浦議員。

**◎7番（案浦兼敏君）**

それじゃ、今の説明じゃ総合政策課と財政課と都市計画課、3課が連携して進めていくということで、特にどこが中心になって進めるという、そういうあれはないということで、理解していいですね。

**◎議長（末若憲治君）**

新宅総務部長。

**◎総務部長（新宅信久君）**

メインは、その3課で牽引役を果たして進めてまいりたいと思いますが、この「新生・かすやプラン」をその3課だけでやれるものではございませんので、お互い協力し合いながら、進めてまいりたいというふうにお答えしたつもりです。

**◎議長（末若憲治君）**

案浦議員。

**◎7番（案浦兼敏君）**

次に、今回の組織機構改革によって、総合窓口課の名称が住民課へと変更されました。総合窓口課は、ワンストップサービスの先駆的な取組によって、全国から視察に多く見えられたと聞いております。今回の変更の理由と、これによってから粕屋町の先駆的取組があったワンストップサービスは後退しないのか、そこについてをお尋ねいたします。

**◎議長（末若憲治君）**

大内田住民課長。

**◎住民課長（大内田亜紀君）**

それではお答えいたします。

前回、平成22年の機構改革によりまして、当時、住民福祉課でありました課名を変更しまして、総合窓口課として業務を開始してございました。総合窓口課の業務については、各市町うたっているところあるんですけども、様々な形態がありまして、粕屋町では、住民異動に付随する証明書の交付だったり、戸籍の届出、医療保険や子どもに関する手当の手続、また水道やごみ出しの案内などをワンストップで行う窓口という意味合いで、総合窓口課という課名になっておりました。

ただこれが、しかしながら住民の方からは、役場の総合案内の窓口として捉えられることが多くなりまして、電話や来庁者の方からの問合せが、役場全体の様々な業務にわたりまして、内容の聞き取りだったり担当部署の確認だったり、本来の総合窓口課の担当業務以外の業務に時間を要することとなっております。結果といたしまして、役場全体のお問合せの内容を頂いた方、担当課につなぐ間、あとはまた、本来の住民異動や証明書取得のために、総合窓口課に来られたお客様など、どちらもお待たせをしてしまう状況がありましたので、課の業務として、やはり町民の方にも分かりやすい課名であるべきと考えまして、今回の機構改革を機に住民課に変更いたしました。課名は変わりますけれども、課の業務内容は変わりませんので、よりよいサービスを今後も提供できるように、都度見直しを行いながら、ワンストップでの案内を続けてまいりたいと考えております。

以上です。

**◎議長（末若憲治君）**

案浦議員。

**◎7番（案浦兼敏君）**

確かに分かりにくいということですが、逆に言えば、総合窓口課に来れば、全てある程度で対応してくれるという、そういう安心感もあったんじゃないかなと思うんです。そういうことで、住民には分かりにくいというそういう話等もあったんで、住民課へ変更したということです。

そこでもう一つ進んで、例えば国のほうは、車検証の電子化等によってワンストップじゃなくて、窓口に行かなくても手続を加入することができるゼロストップサービスの実現について検討されておるようです。各自治体でもDX推進のため、様々なことが検討されているようですが、今回、総合政策課にスマート推進室が新設されたんで、粕屋町でもゼロストップサービスの何か検討を行ったらどうかと思いますが、これについての見解を求めます。

**◎議長（末若憲治君）**

池見副町長。

**◎副町長（池見雅彦君）**

今もう本当、DXと言いましょか、電子化が進んでまして、ゼロストップ、ノンストップサービスということがよく言われております。今現在、粕屋町におきましては、システムの統一化っていうのを全国的に戸籍なり、いろいろな手続のシステムを統一化、全国統一化があつておまして、今それに注力を、DX推進室のほう傾けておる状況でございます。ゼロストップサービス、ノンストップサービスについては、今後の課題だというふうに考えております。

以上でございます。

**◎議長（末若憲治君）**

案浦議員。

**◎7番（案浦兼敏君）**

機構改革について、いろいろ検討されて定数も考えられて、ちょっと確認したいんですけど、そしたら今、職員定数は300かな。定数はもう変わらんわけですね。職員定数をいじるあれはないんですね。

**◎議長（末若憲治君）**

新宅総務部長。

**◎総務部長（新宅信久君）**

令和6年度から令和10年度までの定員管理計画の中でも、その時点で効率的な組織機構を構築しますということをうたい込んでおります。その中で、この5か年では300人という職員定数を示しておりますので、今は変更する必要はないというふ

うに考えております。

◎議長（末若憲治君）

案浦議員。

◎7番（案浦兼敏君）

ちょっとそのことまた後で聞きたいと思ってます。

次は、これまでもいろいろ申しあげました多様な人材の確保についての質問です。新たな組織機構を構築しても、それを担う人材が確保されなければ、目的を達成することができません。一般的に組織機構改革等、職員定数は通常、セットで検討されています。そこでちょっと質問順番を入替えまして、まず、今回の組織機構改革によって課や係が増設されていますけれども、これに伴う職員を確保できているのでしょうか。また、兼務とか欠員の状況はどうなっているのか。さらには、先ほど定員管理計画、これは令和5年8月に改定されていますけども、そのあとの大幅な組織機構改革でありますので、再度、定員管理計画を見直す必要がないのか。この三点についてお尋ねいたします。

◎議長（末若憲治君）

豊福総務課長。

◎総務課長（豊福健司君）

質問といたしましては、二つ目の質問と三つ目の質問ということでよろしいでしょうか。

定員管理計画の見直しにつきましては、先ほど総務部長がお答えしましたとおり、令和6年度に作った定員管理計画につきましては、見直す予定はございません。今回の組織機構改革につきまして、まだ6月からの実施ということでございますので、実際に実務的に見えない部分等もございますので、定員につきましては、今後も引き続き検討を進めてまいりたいと考えております。目的としましては、行政課題への的確な対応や強化すべき施策の着実な推進の達成状況や、機構改革後も引き続き、先ほど申しあげました業務量の調査と各所管課とのヒアリング等を経まして、柔軟的に組織については見直しを行ってまいりたいというふうに考えております。三つ目の職員の件もよろしいですか。いいですか。

◎議長（末若憲治君）

案浦議員。

◎7番（案浦兼敏君）

だから、今回の組織機構改革で、要するに課が三つですかね、二つか。課と係を合わせて、それによってもかなりの増員になると思いますし、それについて、きちんと職員のほうはポストなり、そういうところにちゃんと配置されているのか。要

するに、今回の機構改革に合わせて職員を何人増員されたんでしょうか。そしてまた、兼務とかそういう欠員とか何かあるんですか。そこら辺について、ちょっと答弁がなかったんで。

◎議長（末若憲治君）

豊福総務課長。

◎総務課長（豊福健司君）

機構改革に関しての増員と言いますか、機構改革に伴う採用等は行っておりませんので、機構改革に対する増員というのは、行ってはおりません。ただ、議員が今おっしゃられました組織を分けることによって兼務が発生したりとか、係員によりましては、今現在は2人で構成した係とか、そういうものもできておりますので、今後その辺りとの協議とかヒアリングを引き続き行いながら、適正な人員配置を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

◎議長（末若憲治君）

案浦議員。

◎7番（案浦兼敏君）

機構できたけれども、そこら辺については、今後ということですよ。確かに。だから、課や係が増えれば当然、そのポストに就く人のあれがあるけども、それは今までの全体の枠の中でそういう配分してから、今の現員に合わせて、そこは配置やってるということで理解していいんですかね。

◎議長（末若憲治君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

まだ機構改革をしたばかりです。今からそういった採用については考えなければなりません、ただ今、非常に人材不足なんです。こういった官庁公務員もですね。また、年度途中で、様々な理由で辞職される職員もおられます。なかなか思いどおりに採用計画、そしてまた人員配置ができない状況がございますが、早くこういった新たな機構に向けた人員配置を行うように努力は今後してまいりたいと思います。あわせて、本当に思いどおりに機構に合わせて人員ができてないじゃないかと。そういう御批判だというふうに理解をしますが、それは、なかなか現実的には、そのようにならないということは御理解をいただきたいと思います。

◎議長（末若憲治君）

案浦議員。

◎7番（案浦兼敏君）

事情はよく分かりましたけども。それで、令和5年8月に改定されました粕屋町定員管理計画では、この中で、例えば現状について、職員全体の年齢構成について、40代前半と50歳代の職員数が他の年齢層の職員よりも少ない。また、人員そのものも類似団体との比較で見ますと、平均値より100人以上上下回っており、職員一人一人に掛かる負担が大きくなっているという現状分析があります。

そしてまた、計画策定の趣旨の中で、「複雑・高度化する行政課題に的確に対応し、行政サービスの質を維持向上させていくためには、専門的な能力や経験を有する多様な人材の確保・活躍が一層必要となっています。」とあります。しかし、このような現状認識の基に、多様な人材の確保は図られているのでしょうか。ただ、新卒の採用だけを増やしましても、なかなか40代50代の手薄な所をカバーすることはできないと思いますし、以前も過去、那珂川市の事例をちょっと言ったことがあります。令和4年6月議会で那珂川市の事例、市になった那珂川市の事例を取り上げました。市制施行に伴い、新卒者の採用を増やしたが、年齢構成が若年層に偏り、相談できるベテラン職員がいないという不満から、中途退職する者が続出したという事例です。粕屋町の職員の年齢構成のいびつさ、40代前半と50代の職員が少ないという現状は、深刻なもんじゃないかと思ってます。

そこで、私は以前から、社会人経験者の選考採用を提案してきました。他の自治体では、社会人経験者とか就職氷河期世代の職員採用を行っています。さらに最近では、公務員経験者の採用を行う自治体も出てきてます。粕屋町では、社会人経験者の採用試験も既に一部実施されているようですが、さらに、公務員経験者の選考採用を検討してはと考えます。一旦公務員になったものの、配偶者の転勤とか親の介護など、何らかの事由で、事情で退職された方の中には、専門的な能力や経験を有する方がおられると思います。そういう方に、粕屋町で活躍してもらいたいと思っております。福岡市でも最近始めましたけども、粕屋町でも実施してはと思いますが、町長の考えをお願いします。

**◎議長（末若憲治君）**

箱田町長。

**◎町長（箱田 彰君）**

今、御指摘の部分は、一歩ずつ前進をさせております。実際、社会人枠と言うよりも、自治体経験者、行政職の経験者はもう数人いるんですよ。採用も非常に多くなっております。ちょっと実態につきましては、総務課長のほうからお答え申し上げます。

**◎議長（末若憲治君）**

豊福総務課長。

### ◎総務課長（豊福健司君）

多様な人材の確保につきましては、令和4年度までは、募集年齢の制限につきましては、30歳までとしておりましたが、令和5年度の採用試験におきましては、専門的な能力を有する社会人経験枠で、40歳の募集年齢の引上げを実施しております。また、6年度につきましては、一般事務につきましては40歳まで引き上げるなど、多様な人材の確保に努めております。また、年齢だけではなく、試験自体につきましても、今まで行われておりました公務員専門試験という形ではなく、専門の勉強をした方ではない方でも、受験ができるような形の試験方式の変更を行っております。こちらにつきましては、オンラインで、テストセンターを使った採用試験というような形を導入しております。結果としまして、先ほど町長が申し上げました、実際受験されて採用に至った職員の中で、前職で他の自治体の経験を積まれてこられて、今現在、即戦力として活躍していただいております職員も実際にはおります。公務員経験者に限定した採用ということになりますと、近隣自治体との職員の取り合いというようなことも起きかねませんので、現在のところ粕屋町におきましては、公務員に限定した採用というのは考えておりません。

以上です。

### ◎議長（末若憲治君）

案浦議員。

### ◎7番（案浦兼敏君）

新卒を採用しても、教育とかいろいろしてから即戦力になかなかすぐなりませんので、やっぱり40代50代の即戦力として求められる人材が不足している状況ですから、そこら辺はもう少し積極的に考えていただきたいというふうに思っています。

そして、次の質問に移ります。今の時期に多くの自治体が職員募集の案内を出しておりますけども、それぞれ自治体によって違いがありますが、そこで、参考までに過去3年間、例えば令和5年から7年度の4月1日の職員数、現に配置される職員数とそのうち新規採用職員、新卒・既卒の方がおりますけど、その人数をまず知りたいということと、また今年度、職員採用計画は多分、今募集してあると思っておりますけども、今の段階でまた秋採用とか、いろんな採用の募集の仕方がありますが、その状況についてお尋ねしたいと思います。よろしくお願いします。

### ◎議長（末若憲治君）

豊福総務課長。

### ◎総務課長（豊福健司君）

まず初めに、令和5年4月1日現在の職員数につきましては、再任用のフルタイム職員を含みまして、254名。うち新人職員は、12名となっております。次に、令

和6年4月1日につきましては、265名。うち新人職員が、17名となっております。令和7年4月1日につきましては、269名。うち新人職員につきましては、14名となっております。

また、本年度の令和8年4月1日に向けた採用計画ということでございますが、既に募集のほうは開始を始めておまして、前期と後期に日程を分けて試験を実施する予定としております。職員採用の予定としましては、前期で一般事務の職員に加えまして文化財担当職員、保健師等の専門職を含めまして、15名。後期で一般事務及び療育等に従事します職員等含めて、7名。計22名の募集を今現在予定しております。

以上です。

**◎議長（末若憲治君）**

案浦議員。

**◎7番（案浦兼敏君）**

職員も少しずつ増えていきますし、結構、新人の方も採用もあつてると聞きます。そこで、今公務員についても働き方改革が叫ばれております。粕屋町役場でも何か残業が多いっていうような話も聞いていますけども、残業の多いブラックな職場となつてはいけないと思います。そこで、国や他自治体においては、週休3日制の検討も行われております。また、古賀市では、本年1月から窓口の受付時間を1時間30分短縮して、窓口で受け付けて、そして後の処理をする。時間内に処理できるので、残業が減るというような、そういう取組もされております。そういうことで職員のワークライフバランスを実現し、生産性の向上とか、優秀な人材の確保につなげるということです。私は、粕屋町役場はホワイトの職場との評価が高まり、優秀な人材が集まり、活躍していただきたいと願っております。このためにも、箱田町長に頑張ってほしいと期待しております。

以上により、私の一般質問を終わります。

（7番 案浦兼敏君 降壇）

**◎議長（末若憲治君）**

ただ今から休憩といたします。

再開を12時50分といたします。

（休憩 午前11時36分）

（再開 午後0時50分）

**◎議長（末若憲治君）**

再開いたします。

議席番号1番、堀本高良議員。

(1番 堀本高良君 登壇)

◎議長（末若憲治君）

先輩議員も来られてるんで頑張ってください。

◎1番（堀本高良君）

はい、議長。

◎議長（末若憲治君）

堀本議員。

◎1番（堀本高良君）

今回、4月の選挙で初当選いたしました。議席番号1番、堀本高良と申します。柔道してますので、体が大きい分ちょっと圧があるかと思いますが、フットワーク軽く、町政のために頑張っていきたいと思っております。お願いいたします。

では早速、通告書に従いまして質問のほうをさせていただきます。

今回、三つございまして、粕屋町における英語教育について、物価高騰対策について、熱中症対策についての3点でお伺いしていきたいと思っております。

まず、粕屋町における英語教育について、(1)のほうから質問いたします。今後ますます進展するグローバル化に備え、国際社会で活躍する人材の育成が求められていると思っておりますが、具体的に粕屋町はどういうふうに英語教育を促進していくのか。お聞きしたいと思います。町長、できればお願いします。

◎議長（末若憲治君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

常々、英語教育、これ非常に大事。グローバルな人材育成もありますが、やはり日本の国力を伸ばすためには、国際感覚を身に付け、対等に渡り合えるような人材育成、これ非常に重要です。これは教育委員会のほうにもその旨は伝えながら、様々な教育の方針の一環として、実施してもらってます。具体的には、教育委員会のほうからお答えします。

◎議長（末若憲治君）

堺教育部長。

◎教育部長（堺 哲弘君）

小中学校におきましては、現状、ALTの配置によりまして、ネイティブの方により英語授業を行ったり、あるいは身に付けた英語力を試せるように、英語検定の受験料、こちらの助成等を行うなど、英語力の向上に取り組んでおるところでございます。これはもちろん継続して行ってまいりたいと考えております。また今後、ネイティブの方との、より実践的な英会話の機会を増やすなど、一層の英語力

向上の取組を検討してまいりたいと。ちょっとまだ具体的な中身までは、いろいろ支障がありまして、申し上げられませんが、行ってまいりたいというふうに考えておるところでございます。

**◎議長（末若憲治君）**

堀本議員。

**◎1番（堀本高良君）**

また今後、粕屋町における英語教育をどんどん推進いただくという御回答頂きましたので、非常に安心して居る部分と、やはり英語検定というのは、どうしても受験に非常に有利な資格になりますので、やっぱり国際的な感覚、コミュニケーション向上していくっていう形であれば、今後TOEFLだったりTOEICっていう部分、こちらのほうも、予算の助成のほうに組み込んでいただいたりして、より一層の英語力、特にコミュニケーションの部分、そこを向上していけるように取り計らっていただくと、非常に町としても、英語力の向上というのが将来的に見込まれるのかなと思います。

続きまして（2）の質問に移っていきます。今後、この英語検定料助成金を継続していくのか。継続する場合は、先ほどお伝えしたように、国際コミュニケーション能力向上の観点から、町内在住の高校生以上の学生も、助成の対象にしていったらどうかというふうに思っておりますが、いかがでしょうか。

**◎議長（末若憲治君）**

堺教育部長。

**◎教育部長（堺 哲弘君）**

現状行っております小中学校の英語検定料の助成事業。こちらにつきましては、昨年度、令和6年度から始めました中学校3年生の英検3級受験、全額補助を行っておりますけれども、こちらも含めまして今年度も継続して行っておりますのでございます。また、次年度以降につきましても、もちろん予算が付く、議決のほう頂けることが前提にはなりますけれども、是非継続して行ってまいりたいと考えております。

あと、高校生以上のほうへの拡大につきましては、外国語教育のほう、中学校の学習指導要領等におきましても、各学校の段階ごとの学びの接続ということが、非常に重視をされているところでございます。まずは、高校での学力を身に付けること。英語学習に向けまして、中学校段階での英語の学力の確実な習得というところに注力をしてまいりたいと考えておりますので、現状高校生までの検定補助の拡大につきましては、考えておりません。

以上です。

**◎議長（末若憲治君）**

堀本議員。

**◎1番（堀本高良君）**

できれば粕屋町全体でってことになれば、やっぱり在住中の高校生だったり大学生又は専門学生、最終的には社会人学生だったりっていうのをもう広げていかないと、中学校までやりました。そのまま投げてしまったときに、最終的に粕屋町にはそういう人材が戻ってきて、役場だったり、そういう教員に戻ってくるっていう可能性が低くなってしまう可能性と、小、中、高校ずっといる中で、地域住民と触れ合うことで、やっぱり英語力っていうのが、地域全体で高まっていくと思うので。そのこの辺り、しっかり検討いただいて、拡充若しくは拡大というのをしていただきたいなと思います。

そしたら、（3）の質問に移っていくんですけど、粕屋町において、独自の英語教育っていうことで、一環ですね、未就学児からの語学習得の環境整備を行うべきではないかと。これは、3歳から、語学力ってのはどんどんどんどん発達してまいりますので、その観点から、未就学児、保育園・幼稚園からの導入はどうかというのをお聞きしたいと思います。

**◎議長（末若憲治君）**

箱田町長。

**◎町長（箱田 彰君）**

正に、子どもの頃からの教育は、大人に向けて非常に基礎的な、興味を持ち、そしてそれに触れることによって、正に何でしょうかね、心が躍ると言いましょか。そういった観点から、幼児教育でも大事な部分の中に、その一つに語学があると思います。言葉が全ての学習の第一歩ということで、まずは母国語、日本語ですね。それが大事。そしてまた、外国語、触れ合う機会があれば非常に大事だと思います。今の未就学児の教育につきまして、これも担当所管のほうから具体的に述べたいと思います。

**◎議長（末若憲治君）**

渡辺子ども未来課長。

**◎子ども未来課長（渡辺 剛君）**

未就学児の教育につきましては、幼稚園・保育園の教育目標を「健康」「人間関係」「環境」「言葉」「表現」、この五つの側面から捉えた5領域という形の部分と、それにその内容を踏まえた上で子どもに身に付けてほしい人間力・学びの基礎としての「幼児期の終わりまでに育ててほしい10の姿」というものが文部科学省のほうから示されて、幼児教育と小学校教育の接続・連携強化が今現在図られている

ところでございます。未就学児の教育については、10の姿いろいろあるんですけども、示されているとおり、自然や普段の社会生活の中で、健康な心と体を育み、そしてまた、知的好奇心を持って自分で考えて表現して、そして行動する力を育むことが大切ではないかと思っております。

先ほど町長のほうも言われましたが、幼児期で外国語を学習することってあるんですけども、まずは幼児期に母国語というのを習得することは、それ以降の自己表現とかいうところに関して、学習等につきましても重要なことであると考えております。また、未就学児は個人差も大きく、環境整備を行って英語教育という形でするのではなくて、個々の発達段階に応じた形で、英語や異文化、そういったものに触れて、まずそこに興味を持っていただく。そういったところを目指していくとともに、生きる力を育成するという形で考えております。

以上です。

#### ◎議長（末若憲治君）

堀本議員。

#### ◎1番（堀本高良君）

子どもたちの自主性とかそういうのを強調されるっていうのが、非常に教育業界的に多いと思うんですけど、やっぱりある程度の教育設備って、環境を整えていかないと、触れるっていうこと自体が、まずできない可能性が高いのと、やっぱり行政としてある程度、英語をしっかりと身に付けていく、グローバル社会に対応していくっていうのであれば、やはりある程度しっかりと支援をして、もう小さい頃から触れる環境づくりというのをしっかりとやっていただかないと、後から後からというふうになってしまうと難しいのかなという部分。それが非常に危機感を持っているところであります。

私も18歳の頃、高校を卒業してすぐぐらい、アメリカのほうに渡って、僕のほうはちょっと語学留学ではなく、ちょっと筋トレ留学だったんですけど、こっちの体を鍛えて、スポーツトレーナーとしての研修を受けに行ったわけですね。その時にやはり、粕屋町から出て、高校卒業してやっぱ英語力の足りなさ、現地民とのコミュニケーションが取れないと。そういうふうになってしまった時に、やっぱり怖いなあと思ってしまうことが多々ありますし、町民のほうでも、外国人が、昨日安藤議員のほうから質問で、粕屋町も1,000名を超える外国人登録者がいますし、福岡県もどんたくとかそういうのに行くと外国人が非常に多くいますので、やっぱり外国人、英語若しくは別の言語、日本語以外の言語のコミュニケーションが取れないがために、不安を感じてる町民も非常に多くいます。これが災害のときも言われてました、子どもたちがかけ橋になってっていうのを付け加えると、子どもたちが地

域の高齢者とかに、今こういうこと言ってるんだよっていうふうに通訳をできるようになれば、また高齢者、また英語できない方も安心して粕屋町に住み続けることができるんじゃないかなと思っております。それも踏まえて、英語教育のほうは、より一層力を入れてほしいなと思います。

続きまして、物価高騰対策について質問を移りたいと思います。現在、物価高騰対策の現金給付に該当しない町民がいらっしゃると思うんですけど、3万円給付の分ですね。それ、該当しない町民への対策はどうするのかというのをお聞きしたいと思います。

**◎議長（末若憲治君）**

新宅総務部長。

**◎総務部長（新宅信久君）**

これまでの物価高騰対策につきまして、町の取組を、まず若干御紹介をさせていただきたいと思います。令和6年度に子育て世帯への支援といたしまして、18歳までの児童約9,800人に対しまして1万円のギフトカードの支給。令和5年度には、シニア世代への支援として65歳以上の方へ2,200円分のお米券の支給。全町民への5,000円分のエール商品券の支給などを、5年度6年度で九つの交付金を活用した事業を実施してまいりました。物価高騰の影響を受けている町民の皆様への支援・取組を行ってきたところです。

それで、令和7年度における町民への物価高騰対策支援事業につきましては、今回の6月の補正予算にて計上をさせていただいておりますが、国の地方創生臨時交付金を活用して、65歳以上のシニア世代に対し、一人当たり5,000円の地域商品券を支給する。それと、シニア世代応援事業及び家庭のエネルギー負担軽減につながる省エネ家電への買換えに対して補助を行う、省エネ家電買換え支援事業を新たに実施したいというふうに考えております。詳細につきましては、予算特別委員会の中で御説明を差し上げたいというふうに考えております。

以上です。

**◎議長（末若憲治君）**

堀本議員。

**◎1番（堀本高良君）**

令和7年度も様々な対策をしていただけるってことなんですけど、正直、今お聞きした限りでは、ちょっと限定的過ぎるのかなあというのが意見でございます。やはり、低所得世帯の3万円給付、国が、政府がやることなんですけど、やはり町に関しては、65歳以上の高齢者というのはかなり限定的な部分と、あと買換えという部分で、今も現在、お米も2倍以上に上がってますし、粕屋町の賃貸、家賃のほうも福

岡市を抜いて高いというふうに出るデータが出てくると思うんですけど、それを考えて、やはり高齢者だけだったり低所得者だけっていうふうに限定をしてしまうと、今住まれている町民の方をないがしろにしてるんじゃないかという不信感とか、町に対する不満というのは非常に出てくると思います。

実際、子育てをしている世代というのも、粕屋町非常に多いわけで、ほかの町でいうと、例えば筑前町さんなんかでいうと、去年、合併して20周年記念ということで町民全員に5kg新米を配ったりとか、また別の地域でいうと、大分県にはなるんですけど、電気代だったり食材費の補助を行ったり、これ民間に行ったりする補助もありますし、あと備蓄米、福岡のほうにも入ってきてますけど、500袋入っても30分とかで売り切れてしまったり、福岡市周辺しか入ってこず、粕屋町はまだまだ購入できないと。かなり、やっぱり生活に対して不安を持たれてる町民の方多いと思います。これやっぱり行政としては、しっかり町民の生活を守るために、町民全体にしっかりと対策をとっていただきたいなと思います。(2)のほうに、今後、子育て世帯や高齢者のさっきお米券の配布っていうふうに話がありましたけど、子育て世帯へのお米券とか実際のお米っていうのを配布する、子育て世帯に対する対策っていうのは、されるかどうかお聞きしたいと思います。

**◎議長（末若憲治君）**

新宅総務部長。

**◎総務部長（新宅信久君）**

子育て世帯につきましては、先ほど御説明したとおり、令和6年度でギフトカード支給を実施しております。この有効期限が今年末まで一応使用できるものになっておりますので、それを御活用いただければというふうに思います。

御質問の米の価格の高騰対応については、今、町としても国の動向を注視しております。メディアでも、今御質問というか御指摘あったとおり、いろいろ様々行列ができて米を買い求めるという姿も私のほうも確認をしております。一応流通する米の量が不足しているという現状もありますことから、米の配布については、町として今のところ考えておりません。また、先ほど御説明しました高齢者に対する支援につきましては、価格高騰は米に限らず広範囲に及ぶことから、今回はお米などの使用用途が限定的な商品券ではなくて、地域の経済の活性化にもつながる地域商品券を配布したいというふうに考えております。

**◎議長（末若憲治君）**

堀本議員。

**◎1番（堀本高良君）**

そうですね。例えば、先ほど例に挙げました筑前町なんかは、0歳から18歳ま

で、子育て世帯に育ち盛り食べ盛り応援事業ということで、大体年間10kgぐらい町内のお米を配ったりもしてますんで、今年度で収穫できる新しい新米なんかをそういうのに対象にしてもらって、新規事業を起こしてもらおうというのも御検討いただければなと思います。あとやっぱり、もう何度も申し上げますとおり、高齢者、子育て世帯含めて低所得世帯も、全体的に今、物価高騰で影響を受けてますので、やはり町民全体のこともまた考えていただいて、対策をお願いしていきたいと思ます。

それでは、熱中症対策のほうに移っていききたいと思います。粕屋町において、町民が利用可能なクーリングシェルター（指定暑熱避難施設）、町内に三つあると思いますが、これを追加していく予定はあるのかどうか。また、町民への施設の周知、どういうふうにしていくかのお答えいただきたいと思ます。

**◎議長（末若憲治君）**

吉村道路環境整備課長。

**◎道路環境整備課長（吉村健二君）**

本町では、町民の利用頻度の高い公共施設のサンレイクかすやを、令和6年5月14日、クーリングシェルターに指定しました。また、民間施設のイオンモール福岡より応募があり、昨年5月27日に指定し、ミスターマックス粕屋店についても応募があり、7月22日に指定をしています。追加の応募につきましては、随時受付を行っております。町民への周知につきましては、広報紙、ホームページでお知らせをしております。

**◎議長（末若憲治君）**

堀本議員。

**◎1番（堀本高良君）**

今説明いただいた3か所、法令上3か所以上設けるというふうになってると思うんで、最低の3か所になってると思うんですけど、近隣の町を見ると、志免町が、4か所。粕屋町よりも町内面積は狭いにもかかわらず粕屋町よりも多いと。篠栗町も5か所。宇美町も5か所。先ほど例に挙げた筑前町が、7か所。昨年ニュースにもなりました、日本一暑い日が長く続く太宰府市、25か所あります。この中で太宰府市、公共施設が、17か所。そして郵便施設が、8か所ということで、町内における仲原郵便局だったり長者原郵便局っていうのも、そういうふうに施設にクーリングシェルターに加えて、より町民が安心安全で夏の暑さをしのげる場所っていうのを増やしていただきたいんですけど、町のほうから、執行部のほうからそういう呼びかけたりっていうのはされるんですか。お答えいただければ。

**◎議長（末若憲治君）**

吉村道路環境整備課長。

◎道路環境整備課長（吉村健二君）

今のところ呼びかけとかは行っておりませんので、今後ちょっと検討していきたいと思います。

◎議長（末若憲治君）

堀本議員。

◎1番（堀本高良君）

ありがとうございます。できれば、近くにはなるんですけど、かすやドームだったり、ほかの町における公共施設っていうのも、図書館だったりとか、ああいうのも中に入れていただいて、やはりちょっと、中にはもうその地域的にクーリングシエルトターが難しい場合は、公民館等の利用も考えていただいて、町民が安心して、夏、出歩けるようにしていただきたいなと思います。

(2)に移りまして、今度ちょっと町民運動会の部分になってくるんですけど、令和5年度・6年度の町民運動会における熱中症対策は、どのようにやっていたのかというのをお聞きしたいと思います。

◎議長（末若憲治君）

石川社会教育課長。

◎社会教育課長（石川弘一君）

町民運動会における熱中症対策といたしましては、体調不良者が出た場合に備えて、お茶、スポーツドリンク、経口補水液など、飲料の準備、冷却パットの準備などをしており、また体調不良者や傷病者への対応として、保健師を配置しております。また、町民運動会の開催要項の中に、熱中症警戒アラートが発令されれば、大会種目を省略して実施する場合がある旨を定めており、いざという時のために備えております。

以上です。

◎議長（末若憲治君）

堀本議員。

◎1番（堀本高良君）

ありがとうございます。僕もスポーツ協会の理事として、町民運動会関わらせていただく機会がございましたが、やっぱり、こういう対策をしてるんだよっていうのが、なかなか説明がない状態で、種目はこれでいいのかみたいな、決めることだけ採択だけして終わるっていう部分が非常に多いので。そういう対策をされてるのであれば、関わっている全ての機関に、ちゃんと情報共有をしていただきたいたいというのと、やっぱり今聞いてると、なった後の対策になってしまってるので、なる前

からの対策というのが、非常に重要だと思います。これやっぱ町民運動会が、65歳以上の高齢者の方の参加も多いわけですし、児童生徒っていうのが多いので、比較的やっぱ体力の少ない方っていうのが、参加が非常に多いので、令和7年度、今年度の町民運動会において、開催もすること決まっていますんで、この暑い時期、10月の初め暑い時期の、ならないための対策を町民に周知するのかどうかお聞きしてもよろしいですか。

**◎議長（末若憲治君）**

石川社会教育課長。

**◎社会教育課長（石川弘一君）**

議員言われるように、町民運動会は皆さん、高齢者、小さい子どもさんたちも含めて、皆さんに参加できるような形で種目を考えております。熱中症に含まず、体調不良者に関しては、例年と同じような対応はさせていただきたいと思っておりますけれども、その前に、どういうふうな対応しているかっていうアナウンスがちょっと不足という形であれば、そういう監督会とかそういうものもありますので、その中でお知らせさせていただきたいと思っております。

**◎議長（末若憲治君）**

堀本議員。

**◎1番（堀本高良君）**

そうですね。もう徹底的にちょっとやっついていかないと、どうしてもやっぱり死亡につながったりとか、場合によっては、重症化したときの後遺症のリスクとかもありますんで、そこは周知徹底と予防、なった後の対策だけではなく、予防のほうにも力を入れていただきたいと思います。

その次3番。今年度から糟屋郡民スポーツ大会が、7月末から11月の9日に変更されております。この理由も先ほどと一緒にもう暑過ぎるという理由で、競技開催っていうのを11月に変更になってるわけですね。町民運動会も、まだまだやっぱ10月の頭、9月の末頃に開催されることが例年多いと思いますが、やっぱり28℃とか、熱中症の危険区域にある温度の中でされることが続いていると思うんですけど、この期間、開催期間っていうのを変更、又はもう何日かずらしたりとか、そういう考えはあるのかどうかお聞きしたいと思います。

**◎議長（末若憲治君）**

箱田町長。

**◎町長（箱田 彰君）**

担当のほう答える前に私のほうから。私も社会教育振興会の会長をしています。スポーツ協会とも様々な打合せをしながら、今回、糟屋郡民スポーツ大会について

は、真夏の7月の末。正に真夏日ですよ。それはもう本当に例年、救急搬送必要なぐらい、非常に事故がありました。そういったことを踏まえて、11月ということになっております。町民運動会、これ10月の大体2週目ぐらいがもう今定番としてあります。平均気温等も、夏日は25日と言いますけども、やはり真夏日に近いような気温になれば、これは危険水域だと思うんですが、そこまで至ってないのが、様々なデータによる分析でございます。ちょっと詳細につきましては、また担当のほうで申し上げますが、そういった危険性は無い期間を選んでいるということで御理解いただきたいと思います。

**◎議長（末若憲治君）**

石川社会教育課長。

**◎社会教育課長（石川弘一君）**

町民運動会の開催につきましては、スポーツ推進委員やスポーツ協会などの関係者との協議の上で、開催時期や協議内容等を決定しております。またこの時期は、他のスポーツ行事や各行政区における行事など、様々なイベントが開催されておりますので、日程調整については、それらの行事の関係者との協議を実施した上となります。なお、年度によって寒暖の差はございますが、過去8年間の町民運動会開催日の熱中症警戒アラートに使用される暑さ指数を調べましたところ、新型コロナウイルスによる中止の年もございましたが、熱中症のリスクが高まると言われている暑さ指数が、28℃を超える年はなく、19.4℃から25.7℃の間で推移しております。現時点では現状の開催には問題ないと思っておりますが、今後、28℃を超えることがあれば、日程変更も検討してまいります。今後も、町民の皆様が安心して参加できるような大会を開催してまいります。

以上です。

**◎議長（末若憲治君）**

箱田町長。

**◎町長（箱田 彰君）**

先ほど町民運動会の開催、2週目と言いましたが、10月の1週目でございます。すみませんでした。

**◎議長（末若憲治君）**

堀本議員。

**◎1番（堀本高良君）**

実際に、やっぱ気温のどこ見ると、25℃前後になってるという。やっぱ体感温度というのも大事ですし、そのときの湿度っていうのも非常に熱中症関係してまいりますので、やはりその辺りをちゃんと判断した上でやっていかないと、気温だけの

データで見て大丈夫ですというのは、いささかちょっと健康におけるリスク配慮が足りないのかなという部分もございます。これちょっと私がスポーツトレーナーというので専門的やっていますので、やっぱり湿度と温度をしっかりと調査研究した上で、開催時期というのを毎年見ていかなきゃいけないのと、やはり年々、どんどんどんどんもう地球温暖化で気温自体は上がってきてますんで、やっぱりこう待機時間中に、競技中に熱中症とほぼ起こらないんですね。要するにリレーの後、リレー前とかの待機中とかに、直射日光を浴びて体温が上がって熱中症が起こるとというのが非常に多いので、その競技の間とかっていうのもちゃんと検討していただいて対策を練っていただくっていうのも必要だと思います。

4番に移ります。町内のスポーツ大会及び行事等、包括連携協定を結んでる企業さんとかと、熱中症対策の協力要請などを行う考えはあるのかどうかお聞きしたいと思います。

**◎議長（末若憲治君）**

石川社会教育課長。

**◎社会教育課長（石川弘一君）**

町で開催している行事で、熱中症対策が必要な行事といたしましては、町民運動会が挙げられますが、先ほどお答えしたような対策を既に実施しております。包括連携協定を締結している企業との協力については、令和3年度に大塚製薬株式会社へ講師を依頼して、粕屋町ジュニアスポーツ指導者を対象に熱中症対策についての講演を行っていただいております。それ以外の対策がないかどうか、包括連携協定を締結する企業と協議することは可能ですので、必要に応じて協議してまいります。

それと（3）の熱中症対策ですが、今年度、各小中学校の体育館に空調が設置されておりますので、それも含めて、熱中症対策は進んでいるというふうに思っております。

以上です。

**◎議長（末若憲治君）**

堀本議員。

**◎1番（堀本高良君）**

今御答弁いただいたように、体育館の空調が入って、学生や児童、生徒たちの熱中症対策は十分整ってきてると思うんですけど、町民運動会って施設の中って基本的に入れなくてですね。トイレだけですね、利用できるの。どうですか。

**◎議長（末若憲治君）**

石川社会教育課長。

**◎社会教育課長（石川弘一君）**

基本的に、町民運動会は屋外で行う予定にしております。

**◎議長（末若憲治君）**

堀本議員。

**◎1番（堀本高良君）**

それだと町民運動会の熱中症対策になってないですよ。であれば、やっぱり空調が効いているところを、その時間、自分の競技がない時間だったり、お昼休みに開放して、クーラー効いてる場所で涼めますよというふうにしないと、それは現実問題、町民運動会の熱中症対策とはつながらないと考えてます。

**◎議長（末若憲治君）**

堺教育部長。

**◎教育部長（堺 哲弘君）**

すみません。遮る形になって申し訳ございません。今、社会教育課長のほうからもございましたけども、今まで体育館のほうエアコン入っておりませんでしたので、過去ありませんでしたので、非常に外が暑いときは、蒸し暑い状態、かえって危ないっていうようなところでございました。ただ、昨年度エアコンが入りまして、町民運動会の会場になっております東中学校のグラウンドにも、すぐそばに体育館がございますので、トイレだけでなく、特に暑さにちょっと危ないなと思われたような方の事前避難場所というような形で、今後開放というのはできるのではないかなと思っておりますので、それも含めて、行事における熱中症対策という形で進めてまいりたいというふうに考えております。

**◎議長（末若憲治君）**

堀本議員。

**◎1番（堀本高良君）**

ありがとうございます。そこはもう本当に熱中症対策、非常にやっぱり体の弱い方、体力の弱い方も大勢参加されますので、やはり安全性を第一に頑張ってくださいと思います。

四つ目のところにちょっともう1回戻るんですけど、先ほど課長のほうが答弁ただいて、熱中症になったときにそういうスポーツドリンク等があるということなんですけど、競技が終わった後に、自覚がない熱中症というのも多々あると思うんですよ。体調が悪いなあと思っても、わざわざ言いに行かないとか、申告しないという方達も多いと思うので、それこそやっぱ大塚製薬さんとも提携を結ばれているので、町民運動会等で参加した方に、参加賞という形で全員にスポーツドリンク等をお渡しするという考えはどうでしょうか。

**◎議長（末若憲治君）**

石川社会教育課長。

**◎社会教育課長（石川弘一君）**

そちらにつきましては、相手さんとも協議が必要ですので、協議をして、そういうことが可能ならお願いしていきたいというふうに思っております。

**◎議長（末若憲治君）**

堀本議員。

**◎1番（堀本高良君）**

そうですね、積極的にやっていただいて、町民の皆さんが安心できる環境づくりというのは、常々作っていただきたいと思います。あと、本当にここに町民運動会だけに限らず、町内のスポーツ大会等を含めているので、水分補給というのは、年間ずっと必要なものですので、町民運動会に限らず、軽スポーツだったりチャリティーゴルフとか、町が関わるイベントに、そういう提携、せっかく企業さんと提携を結んでいるのであれば、そういうので活用して、町民の皆さんに契約者だけじゃないんだよってという姿を是非見せていただきたいと思います。

以上で一般質問を終わりたいと思います。

（1番 堀本高良君 降壇）

**◎議長（末若憲治君）**

ただ今から休憩いたします。

再開を13時30分といたします。

（休憩 午後1時20分）

（再開 午後1時30分）

**◎議長（末若憲治君）**

再開いたします。

議席番号14番、山脇秀隆議員。

（14番 山脇秀隆君 登壇）

**◎14番（山脇秀隆君）**

議席番号14番、山脇秀隆でございます。

通告書に従い質問いたします。

先ほど、新人議員で若い、うちの娘と同級生ですけども、安心しました。早口でとても分かりやすく、答弁も早口で、とても時間が短くなってよかったというふうに思ってますけど。私も早口でしゃべりたいと思いますが、私はちょうど機構改革について質問しますので、本来であれば案浦議員の後に話をして、話が続けていけばいいのかなと思ったんですけど、間ちょっと違う話が入りましたんで、また

ちょっと思い起こしながら質問していきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

今回、同じような質問内容に少しなる点もございますので、重なった部分は別の角度で質問をさせていただきたいというふうに思っています。

本年6月1日、スタートしました機構改革について質問いたします。今回の機構改革は、行政運営をより効率化して町民の利便性を向上させ、町長が新たに展開する「新生・かすやプラン」を支える役割を持たせているというふうに言われています。「新生・かすやプラン」とは、先ほどの答弁でもありましたが、簡単に述べると、開発を契機に、「ヒト」「モノ」「カネ」を呼び込み、そこから得られる利益等を町民に還元していくという地域経済循環の仕組みづくりだということでした。この開発については、昨年6月のトップインタビューで、九大原町農場跡地も含め、100ha以上の開発を進めていくというふうに町長は言われています。大隈西地区と戸原西地区は、物流関連の土地利用を考え、福岡青州会病院の東側、長者原西地区と酒殿駅西地区、東環状線沿いの仲原別府地区は、それぞれ商業施設と住宅関連の土地利用を目指すというふうにして、五つの開発が進められております。これは町長の答弁であります。いずれも2026年度までには、市街化区域の編入を予定しております。地域経済の活性化のためとして、今回の機構改革において、都市計画課に新たに開発指導係を設けられました。この係の役割と、五つの開発にどのように関わっているのかをまず聞きます。

**◎議長（末若憲治君）**

田代都市政策部長。

**◎都市政策部長（田代久嗣君）**

開発指導係の役割と、五つの開発との関わりについて答弁をさせていただきます。6月の機構改革により、都市計画課では、新たな係として開発指導係を設置しました。開発指導係の分掌事務としては、建築基準法に基づく申請の調査・副申及び建築相談や指導要綱に基づく事前協議に関すること。屋外広告物や住居表示の計画や実施、そして地域公共交通に関することなどでございます。現在進めておりますAIオンデマンドバスの実証運行についても、開発指導係で担当するようになります。五つの開発に関係するのは、都市計画係で、都市計画マスタープランに基づくまちづくりに向け、区画整理組合や準備会と協議、技術支援を行うとともに、地区計画の策定や市街化区域編入を目指して、福岡県をはじめとした関係機関と協議を進め、町の発展に結びつくよう、五つの開発地区と現在関わっております。

以上です。

**◎議長（末若憲治君）**

山脇議員。

◎14番（山脇秀隆君）

ありがとうございます。今、開発係は、私が思っていた内容とはやはりちょっと違う部分がございます。都市計画係がこの開発に対応するというお話でした。今回の機構改革は、先ほど来からいろいろ答弁もございましたが、町民に分かりやすくという部分の中では、この開発をすると、どうしてもそちらのほうで考えてくるのかなというふうに思いますし、確かに都市計画が主流にはなると思うんですけども、今回開発係を新たに設けたということは、やはりそこが何かしらやるんではないかなというふうな感覚さえ覚えてしまうんで、今回の機構改革は、その名前とやっけることが明確になるようにしましたよみたいな。先ほどの答弁では、何かあったような感じはするんですけど、今ちょっと違って違うなっていう感覚がございましたので、非常に分かりにくいというのがここで露呈をしてしまったというのが1件ですね。

この開発について少し、述べたいと思うんですが、町長が進める開発は粕屋町の地域経済の発展に必要であり、大事だというふうに思ってます。地域経済循環分析RESAS。このRESASっていうものは、多分、都市計画課では把握してると思いますが、RESAS、地域経済循環分析、国が出してるやつですけど、これ都市計画課長、これ知ってありますか。

◎議長（末若憲治君）

井手都市計画課長。

◎都市計画課長（井手正治君）

申し訳ございません。勉強不足で知っておりません。

◎議長（末若憲治君）

山脇議員。

◎14番（山脇秀隆君）

これは、国が産業分野とか人口動態であるとか、様々な分析を国が公表してる分、というふうに聞いてます。私も見て、これ2018年の統計調査というのがあって、粕屋町も出てるんですね。この分析結果をやっぱり見ていくことが、今後のまちづくりにとって非常に大事であると。こういった機構改革の中において、それをやっぱり推進していく係というのも非常に大事になってくるというふうに思ってます。

私のちょっと見れるのは、公表できてるのが2018年の統計調査なんですね、RESAS。粕屋町の地域経済循環率、88.5%。これはどういうことかというのと、生産（付加価値）を分配（所得）で除した値であり、地域経済の自立性を表しているって

うことらしいですね。値が低いほど、他の地域から流入する所得の依存度が高いってことが、グラフで分かるようになってます。ちなみに、志免町は、73.8%。篠栗町は、74.6%。須恵町は、79.6%。宇美町、82.3%。うちが88.5%なんで、うちは自立性がその町よりも高いというふうに見れます。ただ、新宮町が96.2%なんですね。そういう面から見たら、新宮町を思い起こしていただければ、人口も子育て支援もいいよね。子育てっていうか、少子高齢化率もいいよね、みたいなところを見ると、やはりそこに少しうちが負けてるというふうに感じておると思います。

そういうところから、やっぱり生産性を高め、地域内で消費を目指すことが、この循環率を高めることだというふうに思います。だから、駅前開発や土地の有効活用が、町長も推進しておりますように大事というふうに思います。今回の開発は雇用を生み、企業の所得を生み、粕屋町の生産付加価値を増やす仕組みだというふうに考えております。この統計調査では、地域内で生み出された金額、2018年度分ですね。1,780億円は、住民消費等と企業の設備投資等に支出されます。この地域内で消費、投資されていない民間消費額8.3%、93億円。民間投資額14.3%、54億円。その他18.2%、71億円の合計218億円が、他の地域で支払われてる。うちの町で使われてないっていう実態がこれ見て分かるわけですね。町内で、これで消費と投資を増やす仕組みづくりも大事だというふうになってきます。だから今回の機構改革で、やはりそういうところを開発指導係が推進して、こういうことも含めて展開していくのかなあというふうには私は見てましたけど、残念ながら今までどおり都市計画の分野の中で、それをやっていくっていうお話でございました。

また、生産付加価値額では、第1次産業で3億円。第2次産業、401億円。第3次産業1,265億円と、農業の生産性が低いということが伺えます。これ1,740自治体での順位は、1,605位と第1次産業は弱いというふうに言えます。農業振興にもやはり力を入れることも、生産性を高める上でも大事だというふうに、結果として出ております。開発は農業振興に逆行する部分もございます。ある程度の土地の住み分けが必要と考えます。この辺も都市計画として、しっかり考えていかなければいけないところだというふうに思っています。これらの数値が、今回の開発で五つ開発ありましたが、大幅に改善されるようになると期待をしているところであります。

以上のことから、どのように生産性を高め雇用を生み出し、地域内で消費し、投資を増やしていくのか、指導係の役割は大きいと思いましたが、これが都市計画係になるんですかね。都市計画係になるというふうには、なりますね？都市計画係ですね。ここがやっぱり推進をする立場にあると思います。この辺はしっかりやっていただきたいというふうに思います。

次に、機構改革によってもたらされる課題として、人的、物的問題が、先ほども

案浦議員のほうからもいろいろございました。行政の組織編制が今回の機構改革によって行われました。現在の17課から20課に、41係から52係に大幅に増やされました。現在の職員数では、退職者や休職者が多く、予定した職員の採用では間に合わないよ、というようなことが以前、職員の方から言われておりました。庁舎も築年数40年以上と老朽化が進んでおります。庁舎規模も40年前の職員数に合わせたもので、現状の職員数や行政の窓口の数が不足しております。今回の機構改革がスタートする前に、ある程度の改善が行われていると思いますが、今後の人的、物的配置をどのように計画しているのかを聞きたいと思っております。

これは、先ほどありましたね、今後努力していくと。定員管理計画はありませんと。兼務で、複数の係またいでるのもあるので、今後それも含めて検討していくというような答弁でございましたが、物的配置、今回、報告書が出てますね、総務委員会に。これ報告、先ほど、報告どんどんしてますよって。初めて私もこれ見ます。配置図ですね。だからこれが、先ほどしっかり報告してるはずですよってまじったけど、こういうものが出てくるのは、今回初めてかなというふうに私も認識してますので、ただ単にぼんと機構改革の図面だけ渡されてみたいな感じに受け取ってましたんで、この辺の説明がちょっと足らなかったかなというのも、私も感じている次第であります。

この機構改革で、この物的配置図を今見てるんですけども、何らこの配置関係が、課の名前は変わりましたが、配置関係っていうか、場所がこれだと厳しいのかなあというふうに思いますんで。今後のそういう計画というのがあれば、ちょっと教えていただきたいと。

**◎議長（末若憲治君）**

豊福総務課長。

**◎総務課長（豊福健司君）**

御質問の内容で、報告の件で、昨年、12月の総務建設常任委員会のほうで御説明をさせていただいている内容としましては、機構改革の構造図と概要ということで、議員おっしゃいますように配置図までは添付をしてなかったというのが実情でございます。それもありませんので、今回、正式に配置等も確定しましたので、報告という形で今回総務建設常任委員会のほうで、報告のほうはさせていただきたいと考えております。

庁舎につきましては、配置図のほうにもございますが、6月1日の機構改革に向けて、まず旧介護福祉課の執務室の増設、2階総務部の部分につきましては、既存の棚等を整理いたしまして、配置替えや全般的にLAN配線、電話機、机等の配置の変更とサイン工事等を行っております。

今回の機構改革の物的配置につきましては、令和5年度から進めてきております文書管理システム等の導入によりまして、ペーパーレスの効果も現れてきておりまして、収納スペースの減少と言いますか、紙が少なくなったことによりまして、キャビネットを配置する必要がなくなった部署もございますので、その部分などを整理してスペースにつきましては、確保いたしました状況となっております。

また、今後につきましては、先ほど町長が案浦議員の質問の時にも答弁されましたが、令和7年3月に策定しております粕屋町庁舎改修増築基本構想・基本計画に基づきまして、庁舎の改修と増築を今後進めてまいりたいと考えております。

以上です。

**◎議長（末若憲治君）**

山脇議員。

**◎14番（山脇秀隆君）**

人的計画は、先ほど定員管理計画が考えてないというふうなお話でございました。当然、物的配置が今後進んでいく上では、場所も広くなってくるし、人の管理もやっぱりしていかなきゃいけない。専門性を持たせるっていう意味でも、人が必要になっていうふうに思いますが、先ほど、定員管理計画は考えていないというような答弁だったというふうに思いますが、この辺は変わらずでよろしいですか。

**◎議長（末若憲治君）**

豊福総務課長。

**◎総務課長（豊福健司君）**

答弁の趣旨といたしましては、定員管理計画につきましては、現時点で見直し等は考えてないということで、答弁のほうはさせていただきます。人的配置につきまして、ちょっと案浦議員の時と重複する部分もございますが、今現在、組織改革の成果が見えない状況でございますので、今後も継続してヒアリングとか協議によりまして、定員、人数等にはしっかり検討してまいりたいと考えております。

以上です。

**◎議長（末若憲治君）**

山脇議員。

**◎14番（山脇秀隆君）**

先ほどの副町長の答弁では、仕事量の部分もヒアリングをして、そこに係を分けて、課を増やしてっていうようなことで作りましたというような答弁でございました。今回は、市制に向けた取組については、結構力が入ってるんじゃないかなというふうに名前から想像して、町長も先ほど、市制に向けた部分でいろんな課を作ったり、係を命名して作っておりますという答弁でございました。

ちょっと気になるのが、係の名前とか何かこう付けていただくと、そこに町長力入れてるんだなあというふうな思いがございます。ちょっと1点気になることが、今回、機構改革で、文化スポーツ係というのが、スポーツ推進係っていうふうに変更になったんですね。あれ、文化はどこに行ったんだろうって思いまして、見たら社会教育課につらつらと隠れてしまってる。非常に見えにくっていうか。スポーツはそうだよ、窓口にはちゃんとスポーツの棚がいっぱいあって、町長、スポーツには力入ってるよねっていうのはあるんですが、文化っていうことに関して、ちょっと弱くなったんじゃないかなと。この名称の付け方によって、少しそういうことをちょっと感じてしまったんですね。文化って、私何回もこの一般質問の中でも大事な部分であると。これから市制を向けていく上でも当然、町長は文化をないがしろにしてるとは言いませんよ。ただ、町民から見たときに、文化って今まで付いていたのがなくなるわけですから、「文化はいいのかな？やけに何か今回、スポーツが強いよな。」っていうふうなイメージを持ってしまったんで、この辺をちょっと改めて、町長はどういうふう考えているのかなというのを、教えてもらっていいですか。

**◎議長（末若憲治君）**

池見副町長。

**◎副町長（池見雅彦君）**

大変厳しい御指摘でして、確かに私ども文化というのは、町長以下、大事だというふうに感じております。今回社会教育の係のほうから、スポーツということで、文化を取ったと言いましょうか、感銘さを少し重視した部分がございます。決して内容的に文化を軽視しているということではございませんので、是非その分は御理解をいただきたいと思えます。そして御指摘のように、やはり名称にもしっかりと残すべきじゃないかという部分については、しっかり受け止めさせていただきまして、検討なり、今後やってまいりたいというふうに思えます。

以上でございます。

**◎議長（末若憲治君）**

山脇議員。

**◎14番（山脇秀隆君）**

先ほど副町長も、ヒアリング調査で結果を出しましたっていうことだったんですね。だからこの文化っていうのが、職員があまりそこに思いがなかったのかなってちょっと思ってしまったんですね。そういうわけじゃないですよ。だから、やっぱりヒアリングしてるのであれば、文化にやっぱり力を入れてるんだっていう思いがあれば、簡単明瞭にしたいっての分かるんですけど、文化スポーツ推進係とし

ても別に何の簡単明瞭で分かりやすいというふうに私は思っておりますので、今後検討なりで変更できるようであれば変更していただきたいと思います。

それとあと、今後の物的配置として、増築をして庁舎を作っていくというふうなこともありまして、庁舎の長寿命化っていうのが今行われてるというふうに計画では思いますが、いずれやっぱり庁舎の建て替えていうことも考えていかなきゃいけない時期が来るのかなあと思いますし、今開発の中で町長も言われてるように、九大の農場、原町農場跡地があるということで、そこに、以前、副町長も土地の取得をしておきたいと。公共施設用地はある程度とっときたいというふうなことを答弁されたように記憶しておりますので、是非、もしそういうことも含めて、今後考えておいたほうがいいのではないかなど。新庁舎のことも含めて、今後の課題にしていただきたいと思いますというふうに思っております。いずれ建て替えなきゃいけない時期が来るわけですから、それを何とかしておいてほしいなというのがありましたんで、そういうことを含めて考えておいてほしいと。これ答弁はいいです。

次に、機構改革では、業務の集約化により町民のニーズに応じたものとして、集約化により窓口が少なくなり、町民の方は、ワンストップで各種手続が簡略されてくるというふうに思ってます。しかし、中身は今まで変わらないように、各課との連携が忙しくなり、現場が混乱するんじゃないかというふうにちょっと思います。最近では、デジタル化によるゼロストップ、いわゆる役場に来なくて手続が可能となる方向性が示されています。先ほども案浦議員の中でこういうことも言われておりました。「ただ、現在、システム統一化を注力してる。」という、先ほど答弁でした。どういうシステムを考えているのか。どういうシステムの統一を考えているのか。答弁していただきたいと思います。

**◎議長（末若憲治君）**

吉田財政課長。

**◎財政課長（吉田 勉君）**

前担当、経営政策課の時のシステム担当部署だったので、私のほうから回答させていただきます。システムの標準化っていうのは全国で進められておりまして、通常の住民記録とか、税の関係とか、通常の自治体が行政運営をしていく上で使うシステムを統一しましょうというものになっております。来させない窓口等のオンライン申請等につきましては、それとは別にマイナポータル等を使って、オンライン申請ができるような仕組みの構築のほうは行ったりはしております。

以上です。

**◎議長（末若憲治君）**

山脇議員。

**◎ 14番（山脇秀隆君）**

そうすると、デジタル化、進めてますよね。これによって、先ほどゼロストップっていうか、ノンストップっていうか、そういう形でっていうお話がございまして、そういう方向に進んでると。進めてるというお話でよろしいですね。はい。分かりました。

それでは、次に、機構改革で機動力を高めるというふうにしております。各課とも予算の積み上げによって事務事業を行います。機動力を高めるには、スピード感を持って対処する必要があります。中には予期しない費用が発生する場合もあるかと思えます。予備費の流用によって事務作業を行うことができればいいというふうに考えますが、しかし、財務規則や会計規則などで、予備費の運用は特別な場合と規定されていることから、なかなか現場での活用は難しいというふうに考えております。予備費の円滑な活用ができる仕組みができたならというふうに思っておりますが、町長の判断がこれには必要でありますし、規則の変更で使い勝手をよくすることができないのかなと思っております。スピード感を持って対処する必要が迫られておりますので、何かこの対処する手立てがあれば、考えているのであれば、教えていただきたいと思えます。

**◎議長（末若憲治君）**

吉田財政課長。

**◎財政課長（吉田 勉君）**

予期しない費用が発生した場合の対応についてでございますけれども、先ほど議員おっしゃいました、規則等もそうなんですけれども、まず地方自治法に予算事前議決の原則というものがございまして、予算が必要となった場合は、補正予算にて計上することが、まず前提ということになるかと思えます。しかしながら、緊急性があって、原則として、少額又は軽易である場合につきましては、現在の予算の範囲内で流用が可能かどうかをまず検討を行いまして、それでも流用ができないという場合は、予備費からの充用を行うといった運用をとっております。

財政課といたしましては、先ほど申し上げました予算事前議決の原則がございまして、予算流用や予備費充用はやはり最小限にとどめるべきであると考えております。よって、流用や予備費につきましては、現行どおりの運用で、特に変更をするということは考えておりません。

以上でございます。

**◎議長（末若憲治君）**

山脇議員。

**◎ 14番（山脇秀隆君）**

今、管理職の決裁権というのありますということで。小さい少額については、そちらで利用できるかどうかというのを考えるというふうに答弁されました。この課長でもいいです、課長の決裁額、決裁権の限度額はどのように想定されてますか。

**◎議長（末若憲治君）**

吉田財政課長。

**◎財政課長（吉田 勉君）**

決裁額につきましては、少額と申し上げましたけれども、粕屋町事務決裁規定がございまして、その課長等の常時解決の範囲というのがありますので、その範囲ということで一応考えております。ただ、少額だけでなくもちろん内容等も考えて、もちろん新規事業といった場合の流用等であれば、もちろんその金額に関係なく、町長等の伺いを立てることもあるかと思えます。

**◎議長（末若憲治君）**

山脇議員。

**◎14番（山脇秀隆君）**

やはり私たちが求めるのは、住民サービスの向上で、例えば、町民若しくは行政からの要望とか答えなきゃいけないと思うんですが、規則に当てはまらないとか、又は各課をまたいで予算が伴う伴わないとか、そういう案件が結構あったりするわけですね。レアな案件があったりするわけです。こういう機構改革ができたのであれば、そういった横のスピード感も含めて、そういうスピード感を持って対応できるように、そういうシステムがやっぱり求められると思うんですね。

だから私は、この管理職の決裁権の裁量権というかこの運用の仕方っていうか、これをもうちょっと拡充するべきじゃないかなというふうにちょっと思ってるんで、この辺はやっぱり町長の判断だと思うんですね。だから、このスピード感を持ってやる上では、やはりそういった、資金の運用の仕方っていうのをある程度緩和してやらないと、もうがちがちでいやうちありませんっていう流れになったときは、いや、向こうの課で行ってください。向こうの課もいや予算、そういう予定はありません。それはもう困りますみたいな感じになってしまったらですよ、せっかく住民のための機構改革って言われてるわけですから、そこをやっぱりもっと円滑に運用できるようなシステムも、ある程度考えてやらなきゃいけない。大幅な、やっぱり予算とかそういうのはもう当然、補正予算を組んだりとか、そういうことで対応すべきだと思ってますけど、今言った少額的なもの、簡単なものっていうのは、やはり、町長の判断でできるようなシステム。今でもあると思いますけど、これをもっと円滑に言いやすいような流れを作ってあげる。そのために、管理職の決裁権

を、少し幅を持たしてやるっていうのが、私は必要じゃないかなと思うんですけど。これどうですか、町長。

**◎議長（末若憲治君）**

箱田町長。

**◎町長（箱田 彰君）**

今回の機構改革の前段で、実は財務会計上の決裁権の拡大を実は行ってるんですよ。課長、そして部長、副町長の決裁額を大幅に上げてます。そのおかげで、私が出張しても、全く支障がないように行政運営ができています。金額につきましては、後ほど総務課長のほうはお答えしますが、それに伴って文書決裁も、実は電子化を行いまして、私が東京においても、すぐ即時リアルタイムで決裁ができるという体制も整っております。これは正に機構改革を前提とした、前段の動きとして、それはもう事前に動いている状況でございます。

総務課長のほうからお答えします。

**◎議長（末若憲治君）**

豊福総務課長。

**◎総務課長（豊福健司君）**

決裁規定の見直しにつきましては、先ほど町長が申されましたとおり令和6年4月1日に大幅な見直しを行っております。先ほど調査の関係で御質問いただいた時に、私のほうから文書管理システムの導入もっていうことでお話をさせていただいたと思うんですが、文書管理システムの導入と決裁規定の見直しを機構改革の前段階ということで位置づけまして、大幅に見直しのほうを行っております。

様々な種別によりまして、金額等は異なる部分がございますが、例えば1例としまして工事を例にとりますと、課長決裁は100万円までの工事は課長決裁で、部長決裁1,000万までは部長決裁で、3,000万までは副町長決裁というような形で規定の見直し等を行っておりますので、これによりまして、決裁の動きのほうも、スムーズになったものと現場のほうでも感じております。

以上です。

**◎議長（末若憲治君）**

山脇議員。

**◎14番（山脇秀隆君）**

そういうシステムっていうか、そういう改革をもう既にやっていただいているということで、今回の機構改革が町民に指示を受けるような、機構改革に今度発展していけばいいなというふうに私も思ってますんで、是非そういうふうに進めていただきたいというふうに思っております。

以上で一般質問を終わります。

(14番 山脇秀隆君 降壇)

**◎議長（末若憲治君）**

ただ今から休憩といたします。

再開を14時15分といたします。

(休憩 午後 2 時02分)

(再開 午後 2 時15分)

**◎議長（末若憲治君）**

再開いたします。

議席番号12番、本田芳枝議員。

(12番 本田芳枝君 登壇)

**◎12番（本田芳枝君）**

12番、本田芳枝でございます。

通告書に従って一般質問をいたします。

今回2問を用意しております。最初は、ウェルビーイングなまちづくりと駐輪場マナー違反対策についてという題でいたします。広報かすや5月号に、当初予算の説明が載っていました。その冒頭、「令和7年度は、昨年度を上回る過去最大規模の積極的予算となりました。経済の好循環を生み出す「新生・かすやプラン」の展開を図り、一人一人がウェルビーイングを実感できるよう、持続可能なまち、魅力的なまち、そして暮らしやすいまちづくりを取り組んでいきます。」となっております。ウェルビーイングという言葉は、以前から何度も行政用語で使われています。その目指すところを取りながら、JR駅駐輪場マナー違反対策について問います。

早速、質問してまいります。1、JR原町駅、長者原駅駐輪場において、所定以外の場所に駐輪している自転車の現状は、ウェルビーイングとは言いがたいのですが、町はこの現状をどのように把握していますか。

**◎議長（末若憲治君）**

箱田町長。

**◎町長（箱田 彰君）**

正に、先ほどの川口議員の柚須駅の問題でもお答えしましたが、非常に深刻な問題で、なかなか解決についてはハードルが高い問題でございます。スペースの問題、物理的な問題で、我々も頭を悩ませているところでございます。

具体的には、課長のほうからその現状について御説明申し上げます。

**◎議長（末若憲治君）**

井手都市計画課長。

**◎都市計画課長（井手正治君）**

駅の駐輪場管理につきましては、先ほど川口議員の御質問の時にお答えしたことで重複しますが、日常的には駐輪場の清掃と整理をシルバー人材センターのほうへ委託しており、作業を行っております。また、長期の放置自転車につきましては、定期的に職員のほうで事前に警告を行った後、撤去作業を実施し、駐輪スペースの確保のほうに努めております。しかし、駐輪場の整理については、一日中在中しての作業ではないため、整理後に止められてしまうことにより、駐輪場以外の駐輪が存在している状況であります。

**◎議長（末若憲治君）**

本田議員。

**◎12番（本田芳枝君）**

深刻な問題と町長おっしゃってくださって、そういうふうを受け止めてもらっているんだと思って、一つほっとしています。私にここに挙げたのは、飽くまでもJR原町駅と長者原駅に関してです。今回、駐輪場全体について調べて、ここで御報告しながら、どうしていったらいいかということをお聞きしたいと思っております。各駅それぞれの状況が違いますので、今回、特にJR原町駅と長者原の駐輪場に関してお話をしたいと思っております。実際、柚須駅はもう前々から知ってたんですけど、それ以外の駅は、一応は見てまいりました。ただ、一応町としては、駐輪場はちゃんと造ってあるんですよ。ところが、マナー違反が続いている。そのことについて、ここで聞きたいなと思っております。今、都市計画課長は、今どういうふうに向き合っているかという説明をしていただきましたが、それは全体のことですよね。私は今、JR原町駅とJR長者原駅のことということで、問題1は投げかけていますが、その状況はどういうふう把握しておられますか。

**◎議長（末若憲治君）**

井手都市計画課長。

**◎都市計画課長（井手正治君）**

長者原駅と原町駅についてですが、長者原駅につきましては、北側の駐輪場、ちよご駅のホームから階段を降りてすぐの所に広場があるんですけど、真ん中にテーブルがある所なんですけど、その所がどうしても止めやすい空間になっているということもあり、自転車が止められやすくなってしまっています。それと原町駅につきましては、駐輪場と駅の間が通路になっておるんですけど、その所もちょっと空間があるということで、どうしても自転車が止められてしまっているという状況を確認しております。

**◎議長（末若憲治君）**

本田議員。

◎12番（本田芳枝君）

一応確認しているということで、分かっているという事で、次の質問に行きます。

それでは、JR駅というまちの顔に対する印象への影響をどのように考えられますでしょうか。

◎議長（末若憲治君）

井手都市計画課長。

◎都市計画課長（井手正治君）

ウェルビーイングのまちづくりでの公共空間の捉え方で暮らしている地域の雰囲気は、自分にとって心地良いかの観点で見るというものがございまして。駐輪場以外に停められるということにつきましては、ほかの利用者の支障になることで、心地よくない状況でありまして、町の顔としても印象も好ましくないという認識のほうをしております。

◎議長（末若憲治君）

本田議員。

◎12番（本田芳枝君）

はい。ごめんなさい。好ましくないというふうに受け取っておられるということですね。

じゃあ次、続けて3番ですね。駐輪場のマナー違反に対する問題に対して改善策などは考えておられますか。JR原町駅と長者原駅に限ります。お願いします。

◎議長（末若憲治君）

井手都市計画課長。

◎都市計画課長（井手正治君）

改善策としましては、駐輪場以外で頻りに停められる所につきましては、「ここは駐輪場ではありません」等の掲示のほうは、以前から行っております。しかし、守られていない現状があります。そのため、原町駅なら、駐輪場2階の空いてるスペースへ、そして長者原駅なら、奥のJRの線に沿った奥のほうの駐輪スペースがございまして、そこへ誘導させる、そういったより効果的な掲示のほうを図っていきたくて考えております。

◎議長（末若憲治君）

本田議員。

◎12番（本田芳枝君）

「誘導を考えています。」とおっしゃっていましたが、今からですか？現在ある

のは、駐車禁止の立札があるだけなんですよね、原町駅。それから長者原駅には、そういったものが無い状態で、今から誘導、例えば袖須駅とかは誘導するような形をとってますとおっしゃってましたけど、今後それをするというお話でしょうか。

**◎議長（末若憲治君）**

井手都市計画課長。

**◎都市計画課長（井手正治君）**

長者原駅のほうも広場の所は、「ここは駐輪場ではありません」という表示のほうは既にあるんですが、例えば、2階のほうにも誘導させるとか、奥のほうに誘導させるといった掲示のほうはまだしておりませんので、これからそういった掲示のほうを進めていきます。

**◎議長（末若憲治君）**

本田議員。

**◎12番（本田芳枝君）**

私実は、この一般質問でこれを取り上げるのにすごく迷いました。一応町としては、ハード面で駐輪場は用意をしてあるんですね。その用意をしてあるのにもかかわらず、マナー違反で別の所に駐輪をしておられる。私、今日は雨だから少なかつたんですけど、原町が特に多いので、今日は、でも20台ほどありました。それから、いつも多いなと思った時に数えたら、49台。自転車が駐輪場から南口の正面、改札口のほうまでの間にバラの花壇があるんですよね。この手前に、49台、乱雑に置いてあったんですよ。それで、これはとって、近隣の方に聞いていろいろ調査をしたら、やっぱり多い。でも、コロナを過ぎて多くなったような気がするとおっしゃる方もいらっしゃいます。自転車を使用する方が増えたんじゃないかという話もございました。

それで今回取上げたんですが、このウェルビーイングという言葉とひっかけることによって、よりよく理解をしていただけるんじゃないかなというふうに思っていますが、このウェルビーイングという言葉自体が、非常に一般的ではないので、どういうふうにお互いの認識で共通認識できるかなと思ってましたら、今回町が、総合計画の資料の中に、ウェルビーイング指標を使うというふうに書いてございまして、それを見ましたら、このウェルビーイングという言葉は、令和8年度から第6次総合計画の中心的概念のようで、そこではウェルビーイング指標を活用する考えとなっています。その説明によりますと、ウェルビーイングとは、日本語に直訳すると、健康や幸福を意味する言葉であり、心の豊かさや幸福を重視する価値観、物質的な豊かさではなく、今まで日本全体はとにかく開発を中心にしてきたと思うんですけれども、そういう物質的な豊かさではなく、一人一人が実感できる豊か

さ、それが魅力的な町につながるということのようです。

それで私、今後、粕屋町はある程度のインフラ整備はできていると思うんです。その粕屋町がより魅力的な町になるためにはどうしたらいいか。要するに質を上げる。町の質を上げる。そうすることによって、人を呼び込むことができる。人を呼び込むことで、経済もうまく活性化する。そのことがとても大切なんじゃないかと思って、そういうときに、町の顔である駅の、すぐ横の乱雑な自転車置き場というのは、どう考えても、ちょっとこれは解決しないといけないんじゃないかというふうに思って取り上げました。マナー違反は正すべきですし、そのようなことが起きないようにするのも、管理者の仕事ではないでしょうか。

所定以外の場所に駐輪する原因は、私は三つほどあると考えています。それは駐輪する場所が狭く、駐輪しにくい。2番目、ちょうどよい所に空きスペースがある。3、罰則規定がない。という三つが、原町駅の場合には当てはまる。原町駅の正面の駐輪場の1階は非常に停めにくいです。私は、自分が自転車をいつも使っているので分かるんですけど、そしてその上に正面入り口へ続く先は、広い空きスペース、真ん中に駐輪禁止の立札がありますが、その空きスペースは何のためにあるのか、なぜ禁止なのかが分からない状況であります。対策を模索して、実は、町のほうに一方的に言うだけではなくて、町全体でこの問題を投げかけて、例えば子どもたちに考えてもらったらどうだろうかとか、住民の方に集まっていただいて、この現状をどう解決したらいいですかとかいう形で提案するのも一つだろうと思います。それは厳しくして、お金を掛けて、例えば有料にするとか、ラックをもうちょっと出すとか、いろんな方法あると思うんですよね。だから、その方法がある中で、今後うちの町として、どういった形で、改善していったらいいかということ、行政の皆さんと一緒に考えていたと思いますので、ここで取り上げました。

だから、どこそこが悪いとか、町の管理の仕方が悪いとかじゃなくて、実は私、この間粕屋東中の運動会ですごく感激して帰ってまいりました。子どもたちが生き生きとして、特によさこいを踊る時は、もう手先も全ての所に神経が行き渡って、見ているこちらがものすごく気持ちよくなったんですよ。だから、粕屋町隅々において、住民の意識がきちんと前を向いて、少しのゆるぎもない、そういった町であれば、随分こういったことはなくなるのではないか。そのためにはどうしたらいいかということ、今回の皆さんと一緒に提案していきたいというふうに思って、改善策を考えております。

今、課長がおっしゃって、今後誘導するとかいろんなやり方を考えておられると思うんですけども、お金を掛けることも必要です。例えば、福岡市は有料になっ

て、100円いるような仕組みをされてますけど、ある方は、自分の子どもが高校生でそこを使っていたけれども、毎日だとお金が掛かり過ぎると、粕屋町の無料っていうのは、とてもありがたいというふうなお声も聞いています。だから、うちの町にとって、一番いい方法は何なのか。これは1回の質問だけではなくて、今後も続けていきたい。いわゆる、その町民の意識、それをいかに導いていくか、いかに良い方向に持っていくか、あるいは町民の掘り起こし、そういったものを今後まちづくりの中心として、やっていけたらいいなというふうに思っています。

それで、対策を模索して、例えば私はこれは、今後のまちづくり、粕屋町都市計画マスタープラン、これにはどう書いてあるんだろうかというふうに考えて見ました。そしたら、その中に、中央地区のまちづくり方針、まちづくりの主な取組の所に目が留まりました。「長者原駅から原町駅を含む周辺地域を中心地点に位置づけ、町の顔にふさわしいまちづくりを進めるために、住民・事業者・行政が一体となって取り組める協議会など体制づくりを進める」「徒歩・自転車で公共施設を利用するための基盤整備、駅とまちのつながり強化と歩きたくなるまちづくりをする」というふうに書いてあります。それから、「原町駅周辺では、駅前と公園を一体的に活用したコミュニティーの場の形成」「長者原駅は、交通結節点としての機能を図る」とあり、「駅前広場の再整備、休憩サービス機能の充実などの環境整備を整える」とあります。

それで、この問題は今後につながると思うんですね。それでそう思ったときに、実は、私予算の時にちょっと説明ははっきり聞いてなかったんですけども、令和7年度の当初予算に関連する事業名があったと思って、調べてみますと、駅周辺整備方針策定委託料1,500万円と付いておりました。これが多分、今後のまちづくりに原町駅から長者原駅周辺の全体のまちづくりをどういうふうにするかということ、今後考えていく道しるべになるのではないかというふうに思っていますが、それはどのように考えておられますか。

**◎議長（末若憲治君）**

田代都市政策部長。

**◎都市政策部長（田代久嗣君）**

今議員さんのほうから御紹介いただきました都市計画マスタープラン、こちら、町の将来像を目指すものでございまして、この都市計画マスタープランでは、都市整備の方向性として、「JR駅などの交通拠点を中心に、にぎわいと都市機能の充実を図り、集約型のまちづくりを目指します。」と掲げ、拠点を中心に市街地がコンパクトにまとまり、誰もが歩いて暮らせ環境に優しいまち、いわゆる集約型のまちづくりを目指すとしております。長者原駅から原町駅、そして役場を含むエリアを

町の中心拠点とし、こちらの都市計画マスタープラン、策定は令和2年の12月に行っておるんですが、それ以降、長者原駅前の機能向上として、ふれあいバスの乗り入れや、キスアンドライドをしやすいするため、ロータリーの拡幅や待合環境の充実として、シェルターの設置、このようなことを行い、また長者原駅の自由通路には、町のPRの場として、デジタルサイネージの設置をしております。さらに、駅と駕与丁公園のつながりを強化するため、ルートサインなどの設置、カラー舗装を行い、これまで都市マス策定後取り組んできたところでございます。

さらに今回、都市計画マスタープランに掲げております、駅等の交通拠点を中心とした集約型のまちづくりの理念、こちらに資するということから、JR九州とも包括連携を結んで、一次交通と二次交通の連携で持続可能な地域公共交通を目指すようにしております。今後更に、都市計画マスタープランの将来像を目指すため、町の中心にふさわしくにぎわいある拠点として、マスタープランに基づき、中心拠点である原町駅及び長者原駅周辺の将来ビジョンを確立し、利便性向上とにぎわい創出を目指す、先ほど議員さんがおっしゃいました、基本構想の策定を今年度より進めるように予定をしております。

以上です。

#### ◎議長（末若憲治君）

本田議員。

#### ◎12番（本田芳枝君）

基本構想の策定を今後取り組むというふうな形で今行政が進んでいます。それに対して町民の皆さん、近隣の商工業者の皆さん、そういう方たちもお声掛けをすると、原町公園ももうちょっとこういうふうにしてほしいよねっていう、そういうお声もありました。だから、私は今、駐輪場を何とかならないかというふうに思いましたけれども、それだけ考えても問題は解決しませんが、町全体の、しかもあの地域は中心拠点になるので、それで更によりよい方向に進むような、まちづくりを、そういう目で、駐輪場の放置マナー違反の自転車のことなんかも考えて、すぐ取り締まるということは、とても重要なことでもありますけど、それは一時的にしか終わりません。なぜそれをするのか、それをしないでもっと違う形で、まちづくりをできるような方向性はどうしたらいいのか。それを、行政の方と私ども議員で考えていきたいなと思ったのが、この一般質問の私の今回の提案で、どうですかとか、きちんとお答えを頂くとか、そういう問題ではなくて、本当にスタートに今私自身も立ったなあというふうに思っています。

それで私、今回、総務建設常任委員会のメンバーになったんですけど、以前建設常任委員会のメンバーに入った時に、このマスタープランを作られる、そういう

のをずっと傍聴させていただきました、3回ほど。そしたら、とても面白かったのは、暮らし続けたいくなるまち「。」かすや「。」と、ここにマルを入れる必要があるのかなかということ、すごく中で討論をされて、若い職員の方が一生懸命説明しておられましたけれども、これは機構改革につながるとは思います、そういう若い職員の力を、今部長が言ってくださいましたけれども、うれしそうに、にこやかな顔で見ておられて、それでこういうのができたなあというふうに思っています。今後、いろんなことを通して、小さなことではあるかもしれないけれども、それがまちづくりにどう反映するか、町民の意識の中にどうそれを位置づけて、もっと前向きになっていったらいいのかっていうのを共に考えたいなというふうに思っております。それで私の1問を終わります。

次行きます。それでは次に、「新生・かすやプラン」を支える行政組織の機構改革について。行政組織の機構改革については、今回の一般質問で案浦議員と山脇議員がそれぞれのお立場で、本当に立派な内容をされて、私が今から何を言うかなというふうに思いながらお話を聞いていました。私はちょっと違った切り口で申し上げたいと思っています。とりあえず、今から進めます。

町は行政課題への的確な対応や、評価すべき施策の確実な推進を図り、よりよい行政サービスを提供するため、令和7年6月1日から役場の組織を再編制しています。改革に伴う様々な対応について問います。まず1番。「新生・かすやプラン」の展開における機構改革のポイントは、これは、お二人の質問の中でも出てきましたが、ちょっと再度お願いしたいと思います。

**◎議長（末若憲治君）**

木場総合政策課長。

**◎総合政策課長（木場洋介君）**

お答えいたします。「新生・かすやプラン」は、開発の推進など、まず、投資を契機に、企業や人口など、「ヒト」「モノ」「カネ」を呼び込むことで、地域経済を活性化させ、そこから生まれる利益を福祉や教育、インフラ整備などの住民サービスに還元していく仕組みでございます。その中で、最初の投資がポイントであるというふうに考えております。開発の担当部署である、都市計画課・都市計画係を再編し、九大農場跡地対策や、企業立地対策などの組織体制を強化したほか、総合政策課へのシティープロモーション係の配置によるプロモーション力の強化など、新生活やプランの展開に向け、強化すべき施策を着実に推進することができる組織体制としております。

以上です。

**◎議長（末若憲治君）**

本田議員。

◎12番（本田芳枝君）

それに伴ってでしょうけれども、これまでの体制に比べて、係の数が多いように思う。職員数と、それから業務内容に対する考察をどのようにされたのかお尋ねします。

◎議長（末若憲治君）

池見副町長。

◎副町長（池見雅彦君）

今回の機構改革に当たりましては、職員数等も含め、課や係の業務量調査を行い、組織機構に合わせた人員の協議やヒアリングを経て、現在の組織、そして人員配置としております。その結果としまして、先ほどから答弁しておりますように、これまでの17課41係から20課52係への体制といたしております。実際の、それと人員配置でございますけれども、これは係が大幅に増えているように見えますけれども、現在昨年まで1つの係に2つの主幹、係長がいて、実質2係であったような。それとかあと、業務量等で兼務をお願いしているものなどございまして、実質に係長・主幹級で増えた人員は、4名となっております。そういうふうな人員配置をしております。

ですから、係が大幅に増えたけれども、実際は、それだけの多くの係長がいたというふうに、思った以上にですね。その係数、組織数以上の主幹、係長がいたということが一つの原因かなと。それを実態に合わせたというのが実質多くあるという部分でございます。そういうことで御理解いただければいいかと思えます。

◎議長（末若憲治君）

本田議員。

◎12番（本田芳枝君）

係というのは変わらないっていうか、少し増えたぐらいで、実質は4係増えただけっていうふうに言われて、職員数と業務内容に対する考察っていうのはどうなんですか。

◎議長（末若憲治君）

池見副町長。

◎副町長（池見雅彦君）

職員数と業務内容、ですから、それに合わせた職員数、全部じゃないですけども、ほぼ配置できたというふうに思っております。ヒアリング、いろいろ内部でも意見ありますけれども、昨年のヒアリング、それと業務量調査を行いまして、実質先ほど申しましたように、一つの係に7名いたわけですね。そして、そのうち2人が

係長だった。ですから、これを3名の係と4名の係に分けて二つの係に、正式にしたということ。そういうふうなものも多くあるというふうに申し上げております。ですから、そこまで見た目以上に係が増えたわけではないし、人員が増えたわけでもないということを申し上げております。

それと、職員数と業務内容に対する考察。当然職務内容に応じてヒアリングをして、職務内容に応じて、人員配置をするというふうな組織改革をしたつもりでございます。その中で、どういうふうなことから、組織、やはり人は幾らでもいたほうがいいんです。ただ、人は財産というのも間違いありません。ただ、人はやはりコストなんですよね。人、一人雇えば相当お金が要る。例えば、40人50人増やせば、毎年4億5億の単費と言いましょか、一般財源が出ていくわけですよね。ですから、そこら辺の兼ね合いてすごく大事なんです。ですから、必要最小限の人員でやはり賄えるようにしていかなきゃいかん。

ただ一つ感じているのは、そういうふうな中でも、今、たとえ人が、流動性、職員が、その人の流動性、職業に対する、大変増えてますが、途中退職とか育休問題とかありますんで、若干の余裕を持たせていただきたいというふうに考え、職員数の定数と言いましょか、そういうふうな部分は余裕を持たせていただきたいなと思っておりますけども、基本的には、最少の経費で最大の効果を見出すようなしっかりとした考えで、決して肥大化した組織にならないような、御批判を受けることがないような組織編成、人員配置をしなくちゃいかんということで思っております。

それと、先ほどから条例定数の話出てますけども、一応300という、条例定数、認めていただけてますけども、私これは、上限定数だというふうに、一般的に上限定数なんですけども、上限的な定数だと思っております、やはり毎年毎年、真に必要な人員がどうかという部分は検証しながら、もう300だから300まで認めるんだというんじゃなくて、やはりしっかり毎年毎年見ながら、必要な人員を配置していく、そういうふうなことも、しっかり考えていく必要があるというふうに思います。そういうふうな思いで、今現在、組織改革っていう、人員配置も行っておるところでございます。

以上でございます。

#### ◎議長（末若憲治君）

本田議員。

#### ◎12番（本田芳枝君）

私基本的に今回の機構改革は賛成です。と言いますと、以前私が経験した、平成22年部長制を敷かれ時は、結局職員の人数がぎりぎりだから、繁忙期にお互いに融

通できるような形で各部を作って、課同士で職員を異動できるような内容にしたというふうにおっしゃっておられたのをすごく心に残しています。結局それは、でも今思うと責任が曖昧になる。

私今回とてもいいなと思ったのは、係長がきちんといることです。一つの係に係長がきちんといる。その方に部下がいるかどうかは分かりません。それで、私今日おっしゃってたこれすごく宝物なんですけど、町執行部の係、表の右側の主幹、係長名って書いてありますが、この方たちは御自分たちが任された業務内容に対して、しっかり責任を持って、今から町民と向き合われると思います。先ほどの副町長のお話では、7人いた人を3人と4人に分けて、係をしっかりするっていうふうに言われたんです。前回の私が印象に残っているのは、7人いる中で、お互いが全てのことを分かり合いながらいつでも対応できるような形にするというのが目的だったんじゃないかなと思いますけど、やっぱりそれは難しいんじゃないかなと思うんです。こういう形できちんと係を作って、あなたはこの係で、この係をしっかりやってくださいという意味なんではなかなろうかと思って、私は、これは今の時勢に合っている。それだけ非常に今の世の中の流れは、分極化していて、専門的な内容が必要で、これからの町政運営はとて難しいんじゃないかなろうか。だから、この方たち、係長・主幹クラスの方たちが、自分たちの問題を町全体の問題として責任を持って捉えるという立場から見ると、これはすごいいい機構改革だなというふうに思っています。

ただ、ここまで議会に対する説明が、ちょっと足りなかったのかなあというふうに今思って、今日これを見てこれ私随分前から欲しかったと。町のほう側には、広報にはきちんとこれがあっても、これをずっと私調べて、こういうふうになるのかっていうふうになって、それを見ながら、今回も一般質問の内容を考えてきたんですけども、これは、粕屋町が今後市制を目指していく上で、町政の質の問題、これに向き合うと思います。いわゆる市としての仕事がきちんとできる体制を職員が持つ。自信を持って職員が仕事をするっていう方向性を考えたら、この機構改革はとてもいい。結果を見ないと分からないんですね、物事は。だから何とも言えないんですけど、私はこのやり方はとてもいいなというふうに、今後、見守りたいというふうに思っています。

確か私調べました。係数が、全体でいうと41から52になってるんですよ。だから、人員もこれだけ52人必要なのかなあと思って大丈夫なんだろうと思うけれども。そしたら、その係のその下のメンバーの方たちが上に引上げられるし、課も増えるということは、課長クラスも増えるということ。ただ、職員全体が、私が調べた状況では、昨年との比較してある、この3月までの時点では、259人が、今回

6月のは、269人。10名しか増えてないんですね。これはちょっと誤差があるかも分からないんですけど、10名しか増えてない職員全体の中で、課は増え、係は増えていうふうになると、どういうふうにかえたらいいのかなと思ったけれども、一人一人の係をきちんと明確にして、その仕事をきちんと保障するっていう意味での機構改革なのかなあとというふうに思っています。

しかも、総合政策の中に、スマートシティ推進室。明らかに今まではなかったですよ、表には。内にはあったみたいですけど。推進室を作られ、それからその中にDX推進、スマートシティ推進ということがあって、それから地域共創の中にも、人権推進係、これは兼務になってますけど、人権の係をきちんと作っていただいたこと。それから、危機管理係。今、消費者行政がとても問題になってます。それも含めた改革なのかなあと。それから、都市計画の中に、さっき山脇議員がおっしゃった開発指導係。私もこれはちょっと勘違いしていたんですけど、都市計画が二つに分かれて、都市計画とそれから開発指導係になったということで、都市計画係はそれだけそれに専念できるという、そういう流れになっていること。それから、環境グリーン推進室。これも明確に機構改革の中にうたっておられますので、これもいいなど。今から、本当に環境問題が大変な状況になる。だから、時代に即した機構改革だなというふうに私は感じているところです。

次行きます。ところが、問題はこれからなんです。私これをちょっと皆さんと一緒に考えたいと思いますが、職員の研修や休暇取得において、それを支える周囲の働き方改革への体制はどのように考えておられますでしょうか。以前の課だったら、7人いる中で、お互いに融通してできるけれども、今回はその係がきちんと決まって、その配置できる職員数も決まってしまう。管理職は、きちんとそれは把握できるでしょうけれども、その係の方が、研修とか休暇取得において業務に携われない場合の、周りの働き方に関しての配慮っていうのはどういうふうにしておられますか。

**◎議長（末若憲治君）**

豊福総務課長。

**◎総務課長（豊福健司君）**

周りの職員の研修などの際の、周りへの配慮ということでございますが、先ほどから何度か答弁させていただく中で、6月1日から動き出してる部分もございまして、今現在まだちょっと過去の流れを引きずってる部分もございまして、職員が長期で研修、休暇を取得する場合につきましては、係内であったりとか、課内であったり、周りの職員が、現状では、職員が必ずしも満足に配置されていない状況もございまして、できる限り特定の職員に負担が行かないように、所属長が業務の調

整等、配慮を行っておる状況もございます。今回の機構改革におきまして、効率的で機能的な執行体制の確立を図ると同時に、先ほど案浦議員のほうにも答弁させていただきましたが、職員採用等の人員確保を行いまして、研修や休暇に対する体制づくりっていうのを今後もしっかり進めてまいりたいと思っております。

以上です。

**◎議長（末若憲治君）**

本田議員。

**◎12番（本田芳枝君）**

今後もしっかり進めてまいりたいと思う答えでは納得がいきません。もう、すぐに始まる、もう始まっています。私は、職員が健康で元気でないと、幸せでないと、それはいい仕事はできないし、町民の皆さんへも還元できないと思います。

だから、機構改革をするに当たって、まず最初にしないといけないのは、職員の働き方をどうするか。その上で、係を作り、課を作るというのが大切ではないかと思えます。研修計画、私はもう前々から研修計画のことをずっと言ってるんですけど、福岡県市町村職員研修所の研修実績は、令和3年度は、125人。令和4年度は、73人。令和5年度は、64人。今年は、これは決算だから、令和6年はまだ分かってないんですよ。令和6年はどうなのか。そしてもう、この研修計画は立ててありますよね。だから今年は何人ぐらい行く予定なのか。それから、出産育児に関する男性の育児休暇は、もう半年も前から計画を立ててしないといけないですよ。それはどうしておられるのか、この2問をお答えください。

**◎議長（末若憲治君）**

豊福総務課長。

**◎総務課長（豊福健司君）**

研修計画につきましては、申し訳ございません。ちょっと今日準備をしてないところでございますが、研修計画につきましては、もう例年と変わらず計画としては立てておる状況でございます。

育児休暇につきましては、今年度から改正と言いますか、厳しく育児休暇の取得を促進するような形で進めていく必要がございますので、昨年度より、育児休暇、育児休業の取得、特に男性職員につきましては、強化を行っておるところでございます。

以上です。

**◎議長（末若憲治君）**

本田議員。

**◎12番（本田芳枝君）**

ここに、特定事業主行動計画に基づく取組の実施状況の公表というのがございます。これは私が見せていただいたのは、令和5年度の状況だろうと思います。一応目標があって、実績があるという。うちの町は、令和5年度は、例えば育休、男性と女性がありますが、女性は100%。ところが男性は29%です。令和5年度で。

実は、福岡市の高島市長、よその町、よその自治体のことはあんまり言うのは好きじゃないんですけど、この方は、もう令和4年度に、それまで本当に低かった数字を、福岡市民と福岡市で働く人のウェルビーイング向上を目指して、その一つとして、11時間の勤務インターバル、結局勤務しない時間を11時間保障するということね。それと、それから男性職員の育児休業100%。これは100%成果として上げておられます。これ、令和4年度です。

私は、機構改革をするときに、まず職員の働き方、しかも、総合計画でウェルビーイング指標を作るなら、なおさら職員のウェルビーイングの向上、現状がどうであるのか、それを向上するためにどうしたらいいか。そのことも考えながら、機構改革をしていただきたい。そうすることが、町の職員としてのプライドを保つことができるし、仕事も十分できるし、町民に対する接し方も本当にいいものが出てくると、町民と行政が一緒になって、粕屋町は、まちが作れるんじゃないか。ところが、そうじゃない逆の場合だと、本当に町はどうしたんだということしか返ってこない。だから、町執行部はそこまで考えて、機構改革をしていただきたかったんですが、現状は、どうなんでしょう。副町長、お願いします。

**◎議長（末若憲治君）**

池見副町長。

**◎副町長（池見雅彦君）**

議員おっしゃるとおり、職員が気持ちよく働ける、そういう職場環境を作るのはすごく大事だと思います。それが何に跳ね返るかということ、正しく町民の方に跳ね返る。実は、「地方公務員法」というのありますけども、これ自体、職員の身分保障とか福利厚生とかを定めてるんですけども、結局、法律の目的に書いてあるのは、そういうふうな地方公務員の身分を守りながら、そして職務に専念させることによって、最終的な目的は何かということ、町民、地方自治の方の向上なんですね。福祉の向上を目的に、そういうふうな地公法の時代の目的も、最終的な目的は町民の方の福祉の向上、そういうふうなものでございます。ですから、議員がおっしゃるとおり、職員きちっと尊重しながら、働きやすい職場を作るのは、大変大事だと思っております。

そういうふうな中で、私、今回そういう視点が含まれているかというふうな御指摘でございますけども、先ほど私答弁で申し上げましたように、厳しく組織、やは

り、ゆるんだ組織にならないように、定数管理はしっかりしていきたいと。そういうふうな中にも、少し余裕を持たせていただきたいということを申ししたいと思います。それが、急な退職とか、育児休業とか、そういうふうなことに対応する職員、少し対応するための余裕を持たせていただきたい。ただ、今年に関しては、まだそこまでの余裕が無い。採用できてないという実態はあると思います。機構改革と、この若干の働き方改革とか職員の、どういうふうに補填して、サポートしていくかって若干違う部分あるんですけども、若干の余裕を、職員定数の中でも持ちながら、今後は運営さしていただけたらなというふうには考えております。

**◎議長（末若憲治君）**

本田議員。

**◎12番（本田芳枝君）**

それはいつまで待たればいいですか。きちんと、やっぱこれは死活問題です。本当に疲弊してしまったら、終わりになります。せつかく魅力的な粕屋町が、そうじゃなくなる可能性もなきにしもあらずです。私は先ほどの駐輪場の問題、ただの駐輪場とは思っていません。どこかにほころびがあるんじゃないかと。その一つが、これなのかなあというふうに思って、自分も戒めるし、議員としての自分をですね。それから、町の何かがどうかなっているのかなっていうふうに思っているところがあります。だから、職員の福利厚生はとても大切です。だから、これからしますではなくて、今日、もう今すぐに取りかかって、例えば9月議会で報告ができるみたいな、そういう流れを是非作ってもらいたいと思うんですけど、町長いかがでしょうか。

**◎議長（末若憲治君）**

箱田町長。

**◎町長（箱田 彰君）**

実は、「新生・かすやプラン」、先ほどから3人の議員の方が言っておりますが、これは対外的なものを表面化と言いましょか、公にしております。実は、インターナルバージョンということで、これ内部的な「新生・かすやプラン」というのを、実は作ってるんですよ。これは職員向けです。その中に、究極に、カスタマーサティスファクションとって、CSと言いますね、CS。住民に対するCS向上、反対に職員がエンプロイヤーサティスファクションと言いまして、気持ちよく働かれて、住民のCS向上に寄与できるような職場環境を作るためにはどうしたらいいか。正にこれ内部的な「新生・かすやプラン」なんですよ。

その中の一つとして、先ほどの機構改革もございます。そして、庁舎の改修と言いましょか、リノベーションもございます。そして、議員、多分経験と言いまし

ようかね、お聞きになったと思いますが、1階のフロアでBGMを流しています。これはお客様に対するBGMでもあり、職員に対するリラックスして気持ちよく働けるような環境向上のためもあります。これはオフィスカジュアルと言いまして、今日は議会ですから、こういう格好してますが、それぞれ職員は本当に気楽な格好で、自由に働けるような、精神的にですね。だからそれを、一つの職場環境の改善のためにやっております。

あわせて、実はイクボス宣言というの、御存じですか、イクボス宣言。育休を取るための、要するにボスが、課長が、係長が取んなさいよということで、育児休業の促進を図ることにしています。実は、今現在80%になってるんです、達成率が。これ100%を目指します。そういったことで、外から内から「新生・かすやプラン」でこの職場環境をよくして、働きやすく、快適に仕事できて、それは、CS向上につながると。住民のサービス向上につながるというようなことを目指しているわけでございます。それ、全体的な計画でございます。御理解をお願いします。

#### ◎議長（末若憲治君）

本田議員。

#### ◎12番（本田芳枝君）

内部の「新生・かすやプラン」、それは、私どもは分かってないので、今初めて聞いたんですね。私の持ち時間が実はもう終わりなんですけど、あと2点ちょっとお尋ねしたいことがあるんで。

それは、残業時間、決算で出てきます。箱田町長になられて、随分以前の残業時間と減っています。今後それがどうなるのか、それが一つ。それからもう一つは、これは福岡県が出しているんですけども、育児休業を取得した職員の業務を分担した同僚職員に対して勤勉手当の加算を行っている。ほかの自治体もそういう所があると思います。そういったことも踏まえて、できることはすぐやる。それから、令和6年度の残業時間はもう終わってるので、私はそれをいつも見てるんですけど、その時間がどうなるのか。それは、その次がどうなるのかを見守りたいと思いますが、そのキーワードはDXですね。職員の皆さんが、いかにパソコンを利用して、いろんなシステムを利用して、業務を縮小しながらしていくという。そういう流れの中で、うちの自治体は、どこかの施政方針で書いてありましたが、非常に評価を受けたということを書いてありましたので、多分いい流れになるのではなかろうかと思って、今後そういうことを見ていきたいというふうに思っております。これも、今終わった質問ではなくて、今後も町政の運営について、以下の点を見守りながら進めていきたいというふうに思っております。

ということで、私の一般質問を終わります。

以上です。

(12番 本田芳枝君 降壇)

**◎議長（末若憲治君）**

以上で、2日間にわたりました「一般質問」は全部終了いたしました。

明日からは委員会審査に入っております。付託された議案はもちろんのこと、議員間でしっかりと問題点を共有し、議論を重ねていただきますことを切に願います。

本日はこれにて散会いたします。

(散会 午後3時07分)

令和7年第2回（6月）

粕屋町議会定例会

（閉会日）

令和7年6月16日（月）

## 令和7年第2回粕屋町議会定例会会議録（第4号）

令和7年6月16日（月）

午前9時30分開議

於 役場議会議場

### 1. 議事日程

- 第1. 委員長報告
- 第2. 委員長報告に対する質疑
- 第3. 討論
- 第4. 採決
- 第5. 決議の上程
- 第6. 委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査

### 2. 出席議員（16名）

1番 堀本高良	9番 川口晃
2番 牟田口直輝	10番 田川正治
3番 川崎尚子	11番 小池弘基
4番 古家昌和	12番 本田芳枝
5番 田代勘	13番 宮崎広子
6番 杉野公彦	14番 山脇秀隆
7番 案浦兼敏	15番 安藤和寿
8番 福永善之	16番 末若憲治

### 3. 欠席議員（0名）

### 4. 出席した事務局職員（2名）

議会局長 臼井賢太郎                      議会局係長 松永泰治

### 5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名（23名）

町長 箱田彰	副町長 池見雅彦
教育長 恵良章治	総務部長 新宅信久
住民福祉部長 古賀みづほ	都市政策部長 田代久嗣
教育部長 堺哲弘	総務課長 豊福健司

総合政策課長	木場洋介	地域共創課係長	吉永裕一
財政課長	吉田勉	住民課長	大内田亜紀
子ども未来課長	渡辺剛	こども家庭センター課長	山田由紀
高齢者支援課長	筒井薫	福祉課長	近藤真仁
健康づくり課長	渡辺理恵	都市計画課長	井手正治
産業振興課長	稲永剛	道路環境整備課長	吉村健二
上下水道課長	黒田道明	社会教育課長	石川弘一
給食センター所長	岡野哲枝		

(開議 午前9時30分)

**◎議長（末若憲治君）**

おはようございます。

令和7年6月定例会も最終日となりました。11日間に及ぶ会期お疲れさまでございました。新人議員の皆様にとって初めての定例会となりましたが、いかがだったでしょうか。まだまだ慣れない状況で、分からないこともあると思いますが、今後皆様がますます御活躍されますことを願います。とはいえ、本日が最終日となっております。議会としても一番重要な日と言えらるると思いますので、最後まで慎重審議されますようお願いをいたします。執行部の皆様におかれましても、改選後、新体制となって初めての定例会となりました。御迷惑をおかけした点もあったかと存じますが、しっかりと経験を重ね、皆様と議論をしまいにりますので、今後とも御理解、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

また、本日、町執行部の地域共創課高榎課長から、欠席届が提出されており、代わりに吉永係長が出席をされております。

ただ今の出席議員数は16名全員であります。定足数に達しておりますので、ただ今から本日の会議を開きます。

**◎議長（末若憲治君）**

議案第47号「第6次粕屋町総合計画基本構想の策定について」を議題といたします。本案に関し、委員長の報告を求めます。

案浦粕屋町総合計画策定特別委員会委員長。

(粕屋町総合計画策定特別委員会委員長 案浦兼敏君 登壇)

**◎7番（案浦兼敏君）**

それでは、付託を受けました総合計画策定特別委員会からの報告をいたします。

議案第47号は、「第6次粕屋町総合計画基本構想の策定について」であります。

粕屋町においては、令和8年度から10年間のまちづくりの指針となる第6次総合計画の策定が昨年度から始められております。まちづくりの基本理念やまちの将来像など、粕屋町の未来に向けたあるべき姿や進むべき方向性の指針となる基本構想の策定に当たり、「粕屋町総合計画策定条例」第6条の規定により、議会の議決を求められたものであります。

付託を受けました総合計画策定特別委員会での審査の経過と結果につきまして報告いたします。なお、審査内容につきましては、議員全員による審査のため、審査の結果のみ報告いたします。

これまで4回の特別委員会を開催し、執行部から示されました基本構想骨子案に対し議会の意見書を提出し、さらに執行部において、本特別委員会や総合計画審議

会の意見を反映した基本構想が作成され、これについて審査を行いました。

当委員会で、慎重に審査しました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきことに決しましたことを御報告いたします。

以上です。

(粕屋町総合計画策定特別委員会委員長 案浦兼敏君 降壇)

**◎議長（末若憲治君）**

ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(声なし)

**◎議長（末若憲治君）**

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第47号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

**◎議長（末若憲治君）**

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

**◎議長（末若憲治君）**

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第47号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

**◎議長（末若憲治君）**

全員賛成であります。

よって、議案第47号は、委員長の報告のとおり可決されました。

**◎議長（末若憲治君）**

議案第48号「粕屋町教育委員会委員の任命同意について」を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

宮崎文教厚生常任委員会委員長。

(文教厚生常任委員会委員長 宮崎広子君 登壇)

**◎13番（宮崎広子君）**

議案第48号は「粕屋町教育委員会委員の任命同意（再任）について」です。

現在、粕屋町教育委員会委員である青木知香氏の任期が、本年6月23日をもって

満了することに伴い、同氏を再度任命することについて「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求められたものです。

青木氏は長年、幼児教育に携わっておられ、委員としての識見・人格共に優れた方です。任期は令和7年6月24日からの4年間となります。

文教厚生常任委員会で慎重に審査いたしました結果、全員賛成で同意すべきと決しましたことを報告いたします。

(文教厚生常任委員会委員長 宮崎広子君 降壇)

**◎議長（末若憲治君）**

ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(声なし)

**◎議長（末若憲治君）**

ないようですので、質疑を終結いたします。

本案は、人事案件につき、先例申合せにより討論を省略し、これより議案第48号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、同意であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

**◎議長（末若憲治君）**

全員賛成であります。

よって、議案第48号は、委員長の報告のとおり同意することに決定をいたしました。

**◎議長（末若憲治君）**

議案第49号「粕屋町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例について」、議案第50号「粕屋町営住宅条例の一部を改正する条例について」、議案第51号「粕屋町附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第52号「粕屋町印鑑条例の一部を改正する条例について」、議案第53号「グラウンド照明施設設置条例の一部を改正する条例について」、以上、5議案を一括して議題といたします。

これらの案に関し、委員長の報告を求めます。

宮崎文教厚生常任委員会委員長。

(文教厚生常任委員会委員長 宮崎広子君 登壇)

**◎13番（宮崎広子君）**

議案第49号は、「粕屋町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例について」で

す。

粕屋町立幼稚園・保育所再編整備計画に基づき、令和7年度末をもって、町立中原幼稚園及び町立中央幼稚園が閉園することに伴い、所要の規定を整備するものです。

審査の中で、町立幼稚園については、保護者の願いもあり、閉園することには反対であるという意見が出ました。

文教厚生常任委員会で慎重に審査いたしました結果、賛成多数で可決すべきことに決しましたことを報告いたします。

議案第50号は、「粕屋町営住宅条例の一部を改正する条例について」です。

町営住宅朝日団地の建て替えに伴い、朝日団地の名称、位置及び新たに朝日団地の共同施設として設置した駐車場について、所要の規定を整備するものです。

審査の中で、他の団地の駐車場はどのようになるのかという質疑に、平成8年に法律改正で共同施設としての駐車場が規定され、宮町団地が建った後に法律改正が行われたため、他の町営住宅の駐車場はこれまでどおりの取扱いとなる。また、来客用駐車場はという質疑に、町は、来客用駐車場は設けていない。貸付けを行った後の空きスペースの駐車場は封鎖する予定であり、来客の際は、住民同士で融通し合って使っていただきたいという答弁でした。57条使用許可の取消しの明渡し請求について、15日以上使用しないときとするというところで、駐車場代を払っているにもかかわらず、使用許可が取り消されるのかという質疑に、町営住宅の住居には、15日以上使用しないときは報告を義務付けているので、そこに合わせているという答弁でした。

議員間討議の中で、家賃滞納の件で、住宅の明渡し請求の一つに、家賃を3か月滞納したときとなっているが、民間も3か月となっているので適正と思う。3か月も放っているわけではないと思うし、その間、督促をしたりしていると思う。町営住宅も滞納家賃を払ってくれる家賃保証会社があるので、業務軽減のために利用したらと考えるという意見がありました。

文教厚生常任委員会で慎重に審査しました結果、全員賛成で可決すべきと決しましたことを報告いたします。

議案第51号は、「粕屋町附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」です。

総合的な福祉施策に関する計画の策定及び評価に関する事項を協議するため、粕屋町福祉総合計画策定協議会を設置することに伴い、所要の規定を整備するものです。

審査の中で、協議会の定員とメンバーについて質疑があり、定員は20名ほどのメ

ンバーで大学教授や医師、公共団体、事業所、一般公募などを行って構成されるという答弁でした。

文教厚生常任委員会で慎重に審査いたしました結果、全員賛成で可決すべきと決しましたことを報告いたします。

議案第52号は、「粕屋町印鑑条例の一部を改正する条例について」です。

令和7年7月28日から自治体情報システムの標準化の一環として、粕屋町の印鑑登録システムが標準化されることに伴い、印鑑登録原票の取扱いが変更となるため、所要の規定を整備するものです。

文教厚生常任委員会で慎重に審査しました結果、全員賛成で可決すべきと決しましたことを報告します。

議案第53号は、「グラウンド照明施設設置条例の一部を改正する条例について」です。

駕与丁公園グラウンドナイター照明使用料について、粕屋町都市公園条例で定める駕与丁公園グラウンド使用料の取扱いに合わせるため、所要の規定を整備するものです。

審査の中で、グラウンド使用料の金額はどのようにして決めているのか、規定があるのかという質疑に、明確な根拠はなく、設置当初からこの金額になっており、電力や規模の大きさを計算して金額を設定しているものと思われ、当時はどのように計算して決めていたか資料は無く、規定が無いとの答弁でした。料金は全て同じ考え方なのか、その他の体育館などとの整合性はという質疑に、学校の体育館の使用料も同じという答弁でした。

文教厚生常任委員会で慎重に審査した結果、全員賛成で可決すべきと決しましたことを報告いたします。

(文教厚生常任委員会委員長 宮崎広子君 降壇)

**◎議長（末若憲治君）**

ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑は、一括議案番号順にお願いします。

質疑はありませんか。

(声なし)

**◎議長（末若憲治君）**

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、議案第49号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

田川議員。

## ◎10番（田川正治君）

議案49号は、町立中央幼稚園と仲原幼稚園を廃止する条例であり、反対いたします。

私は、中央幼稚園と仲原幼稚園を必要とする保護者、子どものためにも、2園を統合して残すと。または、縮小して存続する。このようなことを提案してまいりました。保護者から寄せられた声でも、「近所に幼稚園があつて歩いていくことができ大変助かっています。」「弟も同じ幼稚園に入園させることにしています。」

「廃止するのではなく、二つの幼稚園を統合して存続してもらいたい。」このような切実な声、私にも相談がありました。

また、幼稚園の入園式や卒園式など、出席をしてきました。その中で感じたのは、発達に遅れを持つ子どもたち、私が議員になってから比べますと、非常に多くなってきております。それらの子どもたちを受け入れる、就学前の教育を支援し指導する。このことが、町立保育園が果たしている公的役割として大変大事な保育と言えます。にもかかわらず、幼稚園の入園数が減少しているので廃園にする。このようなことを前提に、町立幼稚園・保育所再編整備計画作成し、期限を決めて入園受付を中止しました。私は、これは行財政改革の一環としてあるというふうに考えております。町立幼稚園・保育所未来プロジェクトの提言書に示した整備計画は、老朽化した保育所や幼稚園を建て替えるための費用を節約する。そのために、費用対効果を優先する。このようなことから、幼稚園を廃園にしたと考えます。この2園の廃止により、幼稚園で働く会計年度任用職員は、職場を失うことにもつながってまいります。

また、パブリックコメント、これはホームページにも載せておられます。この中身を見ると、幼稚園を閉園することを目的としており、町立幼稚園利用希望者を切り捨てるだけの内容。これでは、特に仲原幼稚園の地域において、通う場所に困る家庭が発生するのではないか。また、私立の幼稚園では、発達特性がある園児で加配の先生が付けられず、入園は難しいと言われました。町立幼稚園で温かく迎えてくださり、小学校も近いので通学の練習にもなります。また、幼児教育無償化、保育の無償化のことも触れられておりますが、入園金や制服代など、私立になると今でも支払う金額には差があります。私立に通園させるかどうか迷っております。中央・仲原エリアに住んでいる人たちは、本当に今、どこの幼稚園に行かせるか迷っている家庭がたくさんあります。このようなことも、パブリックコメントにも述べられています。

## ◎議長（末若憲治君）

まとめてください。

**◎10番（田川正治君）**

私は、町立幼稚園の存続を願う保護者の声を、町は真摯に受け止めるべきだと考えます。少子化で幼稚園や保育所を廃園にすることを今後も続けていくならば、町立の幼稚園や保育所の存続も危ぶまれます。私は、町立の幼稚園、保育園を残す。そのことこそ、粕屋町が市制を実現していく。5万人を目指す。そのようなまちづくりのためにも、子育て支援、重要だと考えます。町立の幼稚園は、就学前の乳幼児のために欠かせない施設であります。

以上述べまして、町立中央幼稚園、仲原幼稚園の廃園のための議案49号、条例改正に反対いたします。

**◎議長（末若憲治君）**

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（声なし）

**◎議長（末若憲治君）**

次に、原案に反対の方の発言を許します。

（声なし）

**◎議長（末若憲治君）**

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（声なし）

**◎議長（末若憲治君）**

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第49号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

**◎議長（末若憲治君）**

賛成多数であります。

よって、議案第49号は、委員長の報告のとおり可決されました。

**◎議長（末若憲治君）**

続きまして、議案第50号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

（声なし）

**◎議長（末若憲治君）**

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（声なし）

**◎議長（末若憲治君）**

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第50号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

**◎議長（末若憲治君）**

全員賛成であります。

よって、議案第50号は、委員長の報告のとおり可決されました。

**◎議長（末若憲治君）**

続きまして、議案第51号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

（声なし）

**◎議長（末若憲治君）**

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（声なし）

**◎議長（末若憲治君）**

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第51号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

**◎議長（末若憲治君）**

全員賛成であります。

よって、議案第51号は、委員長の報告のとおり可決されました。

**◎議長（末若憲治君）**

続きまして、議案第52号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

（声なし）

**◎議長（末若憲治君）**

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（声なし）

**◎議長（末若憲治君）**

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第52号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

**◎議長（末若憲治君）**

全員賛成であります。

よって、議案第52号は、委員長の報告のとおり可決されました。

**◎議長（末若憲治君）**

続きまして、議案第53号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

**◎議長（末若憲治君）**

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

**◎議長（末若憲治君）**

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第53号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

**◎議長（末若憲治君）**

全員賛成であります。

よって、議案第53号は、委員長の報告のとおり可決されました。

**◎議長（末若憲治君）**

議案第54号「令和7年度粕屋町一般会計補正予算について」、議案第55号「令和7年度粕屋町国民健康保険特別会計補正予算について」、議案第56号「令和7年度粕屋町後期高齢者医療特別会計補正予算について」、議案第57号「令和7年度粕屋町水道事業会計補正予算について」、以上、4議案を一括して議題といたします。

これらの案に関し、委員長の報告を求めます。

田代予算特別委員会委員長。

(予算特別委員会委員長 田代 勘君 登壇)

**◎5番（田代 勘君）**

議案第54号から議案第57号について、付託を受けました予算特別委員会での審査の経過と結果について、一括して報告いたします。

なお、審査の経過につきましては、議長を除く議員全員による審査ですので、要点のみ報告をいたします。

議案第54号「令和7年度粕屋町一般会計補正予算について」は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億2,660万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を228億5,860万6,000円とするものです。

歳入につきましては、国庫支出金を5,204万円、諸収入を2,000万円、町債を150万円増額するものです。また、財源不足を補うため、財政調整基金から5,306万6,000円の繰入れを計上されています。一方、歳出の主なものは、物価高騰対策支援事業費（シニア世代応援事業）を5,285万2,000円、物価高騰対策支援事業費（省エネ家電買換え支援事業）を3,590万2,000円、生涯スポーツ事業費を3,111万1,000円増額するものです。

今回、議員間討議の意見では、物価高騰対策支援事業は偏りがある。困窮しているのは、高齢者や子育て世代だけでなく、中間層に対しても考えるべきではないという意見はあるが、国が推奨するメニューが決まっているので、メニューを逸脱して事業するのは、難しいと理解する。もっと全体的に考えるべきとの意見や、町立仲原幼稚園小規模保育所化設計監理業務委託料に関して、当初予算で上程されたものが、6月補正で急に計画が変更となるのは問題で、緊急なものがあるにせよ、当初予算の意味がないのではという意見がありました。

予算特別委員会で慎重に審査いたしました結果、賛成多数で原案どおり可決すべきことに決しましたことを報告いたします。

また、杉野議員から提出されました「議案第54号 令和7年度粕屋町一般会計補正予算に対する附帯決議（案）」については、全員賛成で可決されたことを報告いたします。

続きまして、議案第55号「令和7年度粕屋町国民健康保険特別会計補正予算について」は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ808万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を35億693万2,000円とするものです。

歳入につきましては、国庫支出金を775万5,000円、繰入金を33万2,000円増額するものです。一方、歳出につきましては、総務費を808万7,000円増額するものです。

質疑の中で、子ども・子育てについて、なぜ、国民健康保険特別会計から拠出するのかの質問では、国が進める少子化対策の抜本的な強化に当たり、子育て世代を支えて新しい分かち合い、連帯の仕組みとして、全世代、全経済主体が医療保険料を合わせて、令和8年度から拠出していくものと説明があり、国保に限らず、全ての健康保険に対して上乘せされる国の制度との回答でした。

予算特別委員会で慎重に審査いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきことに決しましたことを報告いたします。

続きまして、議案第56号「令和7年度粕屋町後期高齢者医療保険特別会計補正予算について」は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ330万円を追加し、歳入歳出予算の総額を7億1,485万3,000円とするものです。

歳入につきましては、国庫支出金を330万円増額、歳出につきましては、総務費を330万円増額するものです。

質疑では、子ども・子育て支援金制度に係るシステム改修費について、後期高齢者特別医療会計は330万円、国民健康保険特別会計は770万円となっている。加入者数によってシステム改修費が違う理由があるのかの質問では、同じRKKシステムを使用しているが、国民健康保険は、賦課や資格業務全てにおいて町が処理しているが、後期高齢者医療保険は、福岡県広域連合で対応しているものもあり、運用下の違いで大きな差があるとの回答がありました。

予算特別委員会で慎重に審査いたしました結果、賛成多数で原案どおり可決すべきことに決しましたことを報告いたします。

最後になります。議案第57号「令和7年度粕屋町水道事業会計補正予算について」です。

補正の内容につきましては、南里堰油圧ユニット及び操作盤の修繕が必要なため、収益的支出について、営業費用を2,090万円増額し、10億1,344万8,000円とするものです。

質疑では、なぜ当初予算ではなく補正予算となったのかという質問では、農繁期が終了してからの点検となり3月頃に結果が出るので、当初予算には間に合わないという回答。工事期間中は、水道企業団から取水量が増えるのかの質問では、現場での作業期間が短いので、予備水源等で対応できるとの回答。設置して50年経過しているのだから、計画的に更新しないのかの質問では、油圧ユニットの耐用年数は約25年であるが、25年で交換しては、水道事業としてのコストが掛かる。メンテナンスを行い延命させる形で進めている。今回の点検結果により、耐用年数もかなり経過し老朽化しているため、急ぎよ取替えの補正予算を計上したとの回答でした。

予算特別委員会で慎重に審査いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきことに決しましたことを報告いたします。

以上でございます。

(予算特別委員会委員長 田代 勘君 降壇)

◎議長（末若憲治君）

これらの議案につきましては、委員長の報告のとおり、議長を除く議員全員により審査を行っております。よって、質疑を省略し、これより議案第54号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

福永議員。

#### ◎8番（福永善之君）

議案54号、一般会計補正予算に反対します。

政府は金が無いと言いながら、物価高対策という名目で、用途を限定した使い勝手の悪い交付金を地方にばらまいています。金が無いのに金を配る。常識的に考えれば、その交付金の原資は将来の増税にならないでしょうか。

予算審議で、町は、その交付金を二つの事業に投下したいと提案されました。一つ目は、65歳以上の町民へ一人当たり5,000円の商品券。二つ目は、700世帯に最大5万円の家電製品買換え補助金。物価高に苦しんでいる人は、一部の町民だけでしょいか。税金の果実を受けるものとそうでないものという住民の間に対立の構図を、税金を集める側である行政がやるべきことでしょうか。税金を集めて、それを特定の層にばらまく。特に中間層は税金を納めるばかりで、自分たちに全く恩恵が無いと、近年の政治に閉塞感を感じていないでしょうか。中間層の働くモチベーションが低下している現状を、政府も地方自治体も認識しているのでしょうか。国力は確実に落ちているのでしょうか。

町民は、ばらまく余裕があるなら、初めから税金を取るな。既存の税金を安くしてくれ。税金を集める側が税金の使い道を決めるな。税金を納めている者たちをよりリスペクトしてくれ、と感じていないでしょうか。今回の予算は、一部の層へのばらまきではなく、多くの町民に恩恵がある施策、町民税の減税などに使うべきではなかったのでしょうか。

以上の観点からこの議案に反対します。

#### ◎議長（末若憲治君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（声なし）

#### ◎議長（末若憲治君）

次に、原案に反対の方の発言を許します。

（声なし）

#### ◎議長（末若憲治君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（声なし）

**◎議長（末若憲治君）**

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第54号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

**◎議長（末若憲治君）**

賛成多数であります。

よって、議案第54号は、委員長の報告のとおり可決されました。

**◎議長（末若憲治君）**

議案第55号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

（声なし）

**◎議長（末若憲治君）**

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（声なし）

**◎議長（末若憲治君）**

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第55号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

**◎議長（末若憲治君）**

全員賛成であります。

よって、議案第55号は、委員長の報告のとおり可決されました。

**◎議長（末若憲治君）**

続きまして、議案第56号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

（声なし）

**◎議長（末若憲治君）**

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（声なし）

**◎議長（末若憲治君）**

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第56号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

**◎議長（末若憲治君）**

賛成多数であります。

よって、議案第56号は、委員長の報告のとおり可決されました。

**◎議長（末若憲治君）**

続きまして、議案第57号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

**◎議長（末若憲治君）**

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

**◎議長（末若憲治君）**

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第57号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

**◎議長（末若憲治君）**

全員賛成であります。

よって、議案第57号は、委員長の報告のとおり可決されました。

**◎5番（田代 勸君）**

議長、動議があります。

(動議の挙手あり)

**◎議長（末若憲治君）**

5番、田代予算特別委員会委員長。

**◎5番（田代 勸君）**

内容につきましては、「議案第54号 令和7年度粕屋町一般会計補正予算に関する附帯決議」の動議を提出いたします。

以上です。

**◎議長（末若憲治君）**

ただ今、田代予算特別委員会委員長より、「議案第54号 令和7年度粕屋町一般

会計補正予算に対する附帯決議」の動議が提出をされました。

この動議に賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

**◎議長（末若憲治君）**

所定の賛成者がありましたので、動議は成立いたしました。

ここで、日程協議のため、暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時12分)

(再開 午前10時35分)

**◎議長（末若憲治君）**

再開いたします。

お諮りいたします。

お手元に配付いたしておりますとおり、決議第2号「議案第54号 令和7年度粕屋町一般会計補正予算に対する附帯決議」を日程に追加し、議題とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**◎議長（末若憲治君）**

御異議なしと認めます。

よって、決議第2号を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

**◎議長（末若憲治君）**

直ちに、決議第2号「議案第54号 令和7年度粕屋町一般会計補正予算に対する附帯決議」を議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

田代予算特別委員会委員長。

(予算特別委員会委員長 田代 勘君 登壇)

**◎5番（田代 勘君）**

決議第2号「議案第54号 令和7年度粕屋町一般会計補正予算に対する附帯決議」。

「粕屋町議会会議規則」第14条の規定により、予算特別委員会から議長へ提出いたしました。

趣旨について説明します。

仲原小学童保育の環境改善及び仲原保育所老朽化対策について、いずれも重要な案件であり、早急に取り組まれることが必要であるため、決議するものです。内容の詳細につきましては、令和7年度粕屋町一般会計補正予算中、3款2項2目町立保育所運営管理事業において、当初予定されていた町立仲原幼稚園小規模保育所化

設計監理業務委託料が減額され、新たに仲原保育所移転改築設計監理業務委託料が計上されているとともに、債務負担行為及び地方債についても補正する案が上程されています。

しかし、今議会において、住民団体からの請願で、仲原小学童保育の待機児童が3年生以上でも入れる環境を1年以内に整えることが求められており、この状況が解消されない場合は、閉園予定の仲原幼稚園を活用するように求められています。仲原保育所の老朽化問題の早急な解決の必要性もあり、予算特別委員会において慎重審議の結果可決されましたが、この設計に関する予算を執行するに当たって、仲原小学校における学童保育の環境改善も同時進行で取り組まれ、その進捗状況を適宜、議会に報告することを強く求めるものでございます。

以上で説明を終わります。

(予算特別委員会委員長 田代 勘君 降壇)

**◎議長（末若憲治君）**

この決議第2号につきましては、先日の予算特別委員会において、議員から提出をされ協議を行っておりますので、質疑を省略し、これより決議第2号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

**◎議長（末若憲治君）**

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

**◎議長（末若憲治君）**

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、決議第2号を採決いたします。

賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

**◎議長（末若憲治君）**

全員賛成であります。

よって、決議第2号は可決されました。

ただ今可決されました決議第2号の事後処理につきましては、議長に御一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**◎議長（末若憲治君）**

異議なしと認めます。

### ◎議長（末若憲治君）

それでは次に、議案第58号「工事請負契約の締結について」、議案第59号「財産の取得について」、議案第60号「住居表示の実施に伴う字の区域及び名称の変更について」、以上3議案を一括して議題といたします。

これらの案に関し、委員長の報告を求めます。

田代総務建設常任委員会委員長。

（総務建設常任委員会委員長 田代 勘君 登壇）

### ◎5番（田代 勘君）

議案第58号、議案第59号、議案第60号について、付託を受けました総務建設常任委員会での審査の経過と結果について一括して報告いたします。

議案第58号「工事請負契約の締結について」です。

本議案は、農業用取水施設である扇上井堰の改修工事を実施するものです。扇上井堰は、昭和42年の竣工から58年が経過しております。令和5年度に点検を実施したところ、部材の老朽化が進んでおり、各設備の更新が必要となっております。工事の内容としては、扉体の側部と下部の水密ゴム、シーブ、ガイドローラ、吊り軸受の取替え、井堰操作室内の操作盤、油圧ユニット、自動倒伏装置の取替えを行うものです。

この工事を実施するに当たり、5月22日、一般競争入札を行ったところ、日東河川工業株式会社 九州営業所 所長 牛嶋直幹が、工事請負金額8,690万円で落札したもので、この者と契約を締結するに当たり、条例の規定に基づき、議会の議決を求められたものです。なお、工事の期間につきましては、契約効力発生の翌日から令和8年3月20日までとなっております。財源といたしましては、扇上堰用水施設維持管理基金を活用するものです。

審査の中では、入札について、1社のみ結果となっているが、参加が1社のみであれば、再公募するのではの質問では、5月1日に告示、12日間入札参加の資格を受付けし、別の会社からの問合せがあったものの、1社のみ参加であった。また、粕屋町では、1社でも可としている。また、専門性・特殊性の工事であるならば、一般競争入札を問わず、契約の方法を見極める必要があるのではという意見もありました。

総務建設常任委員会で慎重に審査いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきことに決しましたことを報告いたします。

続きまして、議案第59号「財産の取得について」です。

町民アンケート結果を踏まえた粕屋町地域モビリティ検討調査を基に、粕屋町の地域交通の課題解決のため、新しい地域公共交通として、粕屋町内でAIオンデマ

ドバスシステムを使用した実証運行を予定しており、その準備をするに当たり、オンデマンドバス6台を取得するものです。

取得につきましては、AIオンデマンドバスシステム事業者である、ネクスト・モビリティ株式会社 代表取締役社長 日高悟と取得価格4,072万9,566円で随意契約するものです。財産を取得するに当たり、条例の規定に基づき、議会の議決を求めます。なお、契約期間につきましては、契約効力発生の翌日から令和7年10月31日までとなっております。財源といたしましては、新しい地方経済・生活環境創設交付金（デジタル実装型）を活用して実施いたします。

審査の中で、随意契約の理由についての質問では、粕屋町の持続可能な公共交通の構築に当たり、西日本鉄道、九州旅客鉄道、ネクスト・モビリティ株式会社と協定を結び、AIオンデマンドバスのシステムについては、ネクスト・モビリティ株式会社の「のるーと」というシステムを導入し、併せて車両の購入を行うとのことでした。

総務建設常任委員会で慎重に審査いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきことに決しましたことを報告いたします。

最後になります。議案第60号「住居表示の実施に伴う字の区域及び名称の変更について」です。

住居表示の実施に伴い、別図1に示す字の区域及び名称を、別図2に示すとおり、江辻一丁目から江辻六丁目と変更するものでございます。

実施区域における字の区域及び名称の変更については、令和7年度第1回粕屋町住居表示審議会において、承認する旨の答申を頂いており、また、「住居表示に関する法律」第5条の2第1項の規定に基づき、5月2日から6月1日までの公示を行い、その公示期間が終了しましたので、「地方自治法」第260条第1項の規定に基づき、当該区域の字の区域及び名称の変更について、議会の議決を求めるものです。

総務建設常任委員会で慎重に審査いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきことに決しましたことを報告いたします。

以上でございます。

（総務建設常任委員会委員長 田代 勘君 降壇）

#### ◎議長（末若憲治君）

ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑は、一括議案番号順にお願いします。

質疑はありませんか。

（声なし）

**◎議長（末若憲治君）**

ないようですので、質疑を終結いたします。  
これより、議案第58号の討論に入ります。  
まず、原案に反対の方の発言を許します。  
(声なし)

**◎議長（末若憲治君）**

次に、原案に賛成の方の発言を許します。  
(声なし)

**◎議長（末若憲治君）**

ないようですので、これにて討論を終結いたします。  
これより、議案第58号を採決いたします。  
本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり  
決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。  
(賛成者投票)

**◎議長（末若憲治君）**

全員賛成であります。  
よって、議案第58号は、委員長の報告のとおり可決されました。

**◎議長（末若憲治君）**

続きまして、議案第59号の討論に入ります。  
まず、原案に反対の方の発言を許します。  
(声なし)

**◎議長（末若憲治君）**

次に、原案に賛成の方の発言を許します。  
(声なし)

**◎議長（末若憲治君）**

ないようですので、これにて討論を終結いたします。  
これより、議案第59号を採決いたします。  
本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり  
決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。  
(賛成者投票)

**◎議長（末若憲治君）**

全員賛成であります。  
よって、議案第59号は、委員長の報告のとおり可決されました。

**◎議長（末若憲治君）**

続きまして、議案第60号の討論に入ります。  
まず、原案に反対の方の発言を許します。  
(声なし)

**◎議長（末若憲治君）**

次に、原案に賛成の方の発言を許します。  
(声なし)

**◎議長（末若憲治君）**

ないようですので、これにて討論を終結いたします。  
これより、議案第60号を採決いたします。  
本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。  
(賛成者投票)

**◎議長（末若憲治君）**

全員賛成であります。  
よって、議案第60号は、委員長の報告のとおり可決されました。

**◎議長（末若憲治君）**

続きまして、発議第1号「粕屋町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

**◎議長（末若憲治君）**

発議第1号の討論に入ります。  
まず、原案に反対の方の発言を許します。  
(声なし)

**◎議長（末若憲治君）**

次に、原案に賛成の方の発言を許します。  
(声なし)

**◎議長（末若憲治君）**

ないようですので、これにて討論を終結いたします。  
これより、発議第1号を採決いたします。  
賛成の方は、賛成ボタンを押してください。  
(賛成者投票)

**◎議長（末若憲治君）**

全員賛成であります。  
よって、発議第1号は可決されました。

**◎議長（末若憲治君）**

意見書案第1号「再審法改正を求める意見書（案）」についてを議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

田代総務建設常任委員会委員長。

（総務建設常任委員会委員長 田代 勘君 登壇）

**◎5番（田代 勘君）**

意見書案第1号「再審法改正を求める意見書（案）」について、付託を受けました総務建設常任委員会での審査と結果について御報告いたします。

委員会での主な意見につきましては、これまでの過去のえん罪事件のことを取り上げられ、各委員から、えん罪は人権侵害の最たるもの、時代に合わせた法整備が必要といった意見がありました。

総務建設常任委員会で慎重に審査いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきことに決しましたことを報告いたします。

以上です。

（総務建設常任委員会委員長 田代 勘君 降壇）

**◎議長（末若憲治君）**

ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（声なし）

**◎議長（末若憲治君）**

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、意見書案第1号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

（声なし）

**◎議長（末若憲治君）**

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（声なし）

**◎議長（末若憲治君）**

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、意見書案第1号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案のとおり可決です。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

**◎議長（末若憲治君）**

全員賛成であります。

よって、意見書案第1号は、原案のとおり可決されました。

ただ今可決されました意見書の事後処理につきましては、議長に一任してもらいますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**◎議長（末若憲治君）**

異議なしと認めます。

**◎議長（末若憲治君）**

続きまして、請願第1号「仲原小学校学童保育に関する請願」を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

宮崎文教厚生常任委員会委員長。

(文教厚生常任委員会委員長 宮崎広子君 登壇)

**◎13番（宮崎広子君）**

請願第1号「仲原小学校学童保育に関する請願」について、付託を受けました文教厚生常任委員会での審査の経過と結果について御報告いたします。

請願事項の一つ目について、仲原小学校学童保育は、他小学校学童保育の待機児童数が0人又は8名に対して、小学校3年生の待機児童数が48名ということに、早急な対応が迫られていること。また、現在、公民館や空き家の活用、放課後の運動場を使った校庭開放や学校内の空き教室など、様々考えられることを模索していること。子ども未来課と学校教育課が仲原小学校学童保育について協議していることなどの報告を基に、委員会討議の中で、保育所に預けてきた就学前の子育て世代がやがて学校に通うようになるとき、預け先に困る事実は前もって分かるはずで、もっと早く手を打つべきではなかったか。学童に預けることができず、諦めている家庭では、子どもは留守番をしているが、家の中でゲームをして過ごしている。みんなが集まって一緒にご飯を食べたり、人と関わるような楽しい場所が欲しいと保護者は考えているなどの意見がありました。

請願事項二つ目については、本請願は提出時、令和6年3月に町民に発表された粕屋町立幼稚園・保育所再編整備計画の情報を基に作成されたが、現在、出生率低下により小規模保育園のニーズは無くなり、0～2歳児受入れの小規模保育園から、0～5歳児の60人定員の保育所へと変更されたことは、この6月定例会で明文化されたので、町民は知る由もない。つまり、ここに書かれてある小規模保育所の開園は無くなり、新たな方針が出され、現在は変更されたので、ここに書いてあることは採択には問題ないとの意見でありました。

文教厚生常任委員会で慎重に審査した結果、全員賛成で採択すべきと決しましたことを報告します。

以上。

(文教厚生常任委員会委員長 宮崎広子君 降壇)

**◎議長（末若憲治君）**

ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(声なし)

**◎議長（末若憲治君）**

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、請願第1号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

**◎議長（末若憲治君）**

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

**◎議長（末若憲治君）**

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、請願第1号を採決いたします。

本案を、委員長の報告のとおり採択することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

**◎議長（末若憲治君）**

全員賛成であります。

よって、請願第1号は、原案のとおり採択されました。

ただ今採択されました請願の事後処理につきましては、こちらも議長に一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**◎議長（末若憲治君）**

御異議なしと認めます。

**◎議長（末若憲治君）**

次に、日程第5. 「委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査」の件を議題といたします。

会議規則第75条の規定により、各委員長から配付のとおり、閉会中の特定事件・

所管事務の調査の申出がっております。

お諮りいたします。

各委員長から申出のとおり、閉会中の特定事件（所管事務）調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

#### ◎議長（末若憲治君）

御異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の特定事件（所管事務）調査とすることに決定をいたしました。

町長から発言の申出がおりますので、これを認めます。

箱田町長。

#### ◎町長（箱田 彰君）

去る6月6日の日に招集をいたしました今議会におきまして、第6次粕屋町総合計画基本構想の策定について、財産の取得についてや令和7年度補正予算など、数多くの議案の審議を賜りました。議案上程後に、一部議案資料に不備があり、御迷惑をおかけしたことを改めてお詫び申し上げたいと思いますが、全ての議案に可決、承認そして同意を頂きました。本当にありがとうございました。感謝申し上げます。

さらに、「議案第54号 一般会計補正予算に対する附帯決議」につきましては、その趣旨を重く受け止め、真摯に今後執行してまいりたいと思います。今議会中の一般質問において、保育所問題について議論がありましたが、去る6月3日の日に服部福岡県知事が記者会見において、第3子以降の保育料の無償化についてリリースされ、今県議会にその事業費予算が上程されております。詳細につきましては、県議会の議決後に、我々市町村に対する説明があるとのことですが、第1子の年齢に関係なく第3子以降の全ての子どもの保育料を無償化するというもので、世帯の収入に関係なく全世帯対象、補助率は2分の1ということは決定をされているようでございます。もちろん、この第3子以降の子どもの保育料無償化に取り組む市町村がその対象でございますので、市町村の財政負担が発生することは当然でございます。今後、その内容を精査しながら取り組んでまいりたいと思っております。

さて、今は少し中休みということとなっておりますが、これからが梅雨の大雨が本格してくると思います。気を緩めることなく、非常事態に対する体制を整えながら、有事に備えてまいります。議会におかれましても、なお一層の御理解と御協力を賜りますようお願いし、閉会に当たりましての私の御挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

**◎議長（末若憲治君）**

これもちまして、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

これにて、令和7年第2回粕屋町議会定例会を閉会したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**◎議長（末若憲治君）**

御異議なしと認めます。

よって、令和7年第2回粕屋町議会定例会を閉会いたします。

（閉会 午前11時03分）

上記会議の経過については、その内容の相違ないことを証するためここに署名する。

議 長 末 若 憲 治

署名議員 田 代 勘

署名議員 案 浦 兼 敏